

第2編 知的財産権創出システムの革新

第1章 知的財産の迅速・正確な権利化

第1節 特許・実用新案分野

特許審査企画局 特許審査企画課 技術書記官 チョン・イルヨン

1. 概観

短くなる製品の寿命、知的財産権紛争の激化などで知的財産に対する迅速かつ安定的な権利の確保が必要であるという認識が世界的に広がりつつある。米国特許庁は2018年まで特許審査処理期間を10ヶ月に短縮することを発表するなど、主要先進国は審査処理期間の短縮を通じて企業の競争力確保を支援しており、そのために審査人材の増員、先行技術調査のアウトソーシング拡大など様々な方法を講じて推進している。そこで、韓国特許庁も世界最高水準の知的財産サービスを提供するため、出願された知的財産権に対する処理期間と品質の面において競争力のある審査・審判サービスを提供し、先進知的財産制度の運営、審査インフラの改善、グローバル知的財産協力の強化、世界最高水準の特許行政情報化の実現などを通じて知的財産行政機関として必要な能力を最高水準まで引上げるために努めている。

特許庁は特許出願世界第4位に相応しい審査処理期間を維持するため、審査官の増員、業務プロセスの改善、何時でも何処でも審査可能な特許行政情報システムの構築などを通じて2014年特許審査処理期間を年平均11.0ヶ月に短縮し、世界で最も速い審査処理期間を維持してきた。

また、特許庁は一律的な特許審査処理期間の短縮から脱して、顧客が希望する時期に高品質の特許審査サービスを提供するために特許審査制度の改善を本格的に推進し、2008年10月1日から世界初のオーダーメイド型3トラック特許審査制度を施行し、その後も制度を持続的に改善している。顧客オーダーメイド型3トラック審査制度は出願人の特許戦略によって「優先審査」、「一般審査」、「遅い審査」のうち審査時期が選択できる制度であり、出願人は優先審査を通じて迅速に特許権を獲得して独占的な

地位を先取りすることができ、遅い審査を通じて事業化のための十分な時間を確保することもできる。

最近グローバル知的財産協力の強化によって国家別審査結果を相互比較する機会が増え、外国PCT国際調査依頼の増加など韓国特許庁の審査品質に対する関心もまた増大している。そこで、韓国特許庁は審査官の専門性向上、審査評価の強化、先行技術調査の品質管理体系の構築などを通じた高品質の審査サービスを提供することで強い特許創出を誘導し、このような努力の結果、審査サービス品質が国際的に認められ2008年284万ドルに過ぎなかったPCT国際調査手数料の収入が2013年には2,049万ドルと7倍以上増加した。

以上のように様々な審査サービスの高度化政策を施行した結果、韓国の特許審査処理期間は先進主要国に比べて最も速い特許審査サービスを提供してきたが、米国、日本など主要国が競争的に審査処理期間を短縮しているため、韓国の比較優位が失われる恐れがある。したがって、審査人材の増員、業務プロセスの改善などを通じて世界各国による審査処理期間の短縮競争に対応する必要がある、審査官一人当たり審査処理件数の適正化、審査官の能力強化などを通じて審査処理期間はもちろん審査品質の面でも審査サービスの高度化を達成する必要がある。

2. 特許・実用新案の速やかな権利化及び審査品質の向上への取り組み

特許審査企画局 特許審査企画課 技術書記官 キム・ヨン
特許審査企画課 工業事務官 ミョン・テグン

イ. 推進背景及び概要

最近IP5体制の定着、国家間審査協力体制の拡大などにより、国家別審査結果の相互比較及び活用の機会が増えつつある。また、外国企業がPCT国際調査を韓国に依頼する件数が2006年735件から2014年17,718件へと大きく増加し、韓国特許庁の審査品質に対する国際社会からの関心が高まりつつある。このようなグローバル特許環境を

踏まえると、韓国が知的財産強国としての地位を確固たるものにするためには特許・実用新案の速やかな権利化のみならず全世界から認められる高品質の審査サービスを提供しなければならない。

一方、国家間・企業間の特許紛争が増加し、その内容もまた複雑になるにつれ、かつて外部からの特許攻勢に防御的に対応するため消極的な特許戦略を駆使してきた企業たちが徐々に特許を利潤創出の有用なツールとして認識し始め、市場確保、競合社に対する牽制などに積極的に活用している。同時に、企業の特許戦略もまた従来の量中心から質中心へと変わり、国際的な競争力を備えた「強い特許」を確保するための企業の努力はさらに熾烈になりつつあり、それに伴って審査品質に対する関心もまた何時になく高まりつつある。

特許庁はこのような対内外的な環境変化と需要者からのニーズを踏まえて、審査処理期間の短縮のみならず審査品質においても世界最高水準のサービスを提供するために多様な政策を樹立・施行している。

特許庁のこのような努力は技術競争力を備えた強い特許の安定的な権利化を支援することで不必要な特許で引き起こる無駄な紛争による社会的な費用を減らし、さらに技術革新を通じた産業発展に寄与することにその目的があると言える。同時に、これは国内外の出願人に速やかな権利確保を支援すると同時に、先進国水準の高品質の特許審査サービスを提供することで、最高知的財産行政機関としての韓国特許庁の国際的なプレゼンスを高め、今後到来するグローバル特許システムの構築において韓国がリーダーとしての役割を果たせるためのものである。

ロ. 推進内容及び成果

1) 優秀な審査人材の拡充及び効率的な人材管理を通じた審査能力の強化

イ) 優秀な審査人材の増員

審査処理期間を短縮し、審査品質を更に高めるための対策として、博士・技術士など外部の専門技術人材を新規審査官として採用し、特許庁の自助努力を通じて政策・支援部署の審査官たちを審査部署に再配置した。2011年には70名の外部専門技術人材を補強し、2012年には審査人材の再配置を通じて19名の人材を拡充した上に、2014年には14名の外部専門技術人材を増員した。このように増員された審査人材は審査生産性や審査品質の向上に大きく貢献している。これを通じて審査請求日から1次審査までかかった特許審査処理期間を11.0ヶ月(2014年年平均基準)で達成し、主要国の中で最も速い水準を維持した。

ロ) 審査官等級制

審査官等級制はキャリア審査官を優遇する文化を定着させることで審査官の士気を高めると同時に審査管理の効率性を高めることを目的として2001年1月から施行された。審査官を審査経歴と審査能力によって首席審査官、責任審査官、選任審査官、審査官の4段階等級に区分し、業務生産性を高めるため等級別に意思決定権に差をつけて委任している。

具体的に首席審査官は審査経歴10年以上の者で審判官課程などの教育課程を履修するよう義務付け、責任審査官は審査経歴7年以上の者で審判訴訟制度課程などの教育課程履修を義務付けた。また、選任審査官は審査経歴が4年以上の者で中堅審査官課程などの教育課程を履修した者が昇級できるように規定した。昇級手続きの透明性を確保するため、審査局昇級審査委員会の推薦と特許庁次長を委員長とする特許庁昇級審査委員会の決定で昇級者を確定している。審査官等級別に委任された意思決定権限を見ると、首席審査官には特許登録決定と審査関連通知事項に対する独自の決裁権を委任し、責任審査官には意見提出通知などの決裁権を委任し、選任審査官には優先審査申請書の補完指示などの決裁権を委任している。

審査局内の審査官等級の状況を見ると、2014年12月基準で首席審査官が116人で16.2%、責任審査官が204人で28.5%、選任審査官が121人で16.9%、審査官は276人で38.5%を占めている。

＜表Ⅱ－1－1＞審査官等級別の昇級基準及び意思決定権限

区分	経歴	教育履修		意思決定権限
首席 審査官	審査経歴 10年以上	必修	審査事例研究高級課程、審決・判例研究課程、特実審査争点事例課程のうち1つ	以下を除いた全ての処分 －特・実拒絶決定(未対応拒絶決定を除く) －補正却下決定 －方式未補正の無効処分 －特許権存続期間の延長登録決定及び拒絶決定
		選択	審判訴訟制度課程、審判官課程のうち1つ	
責任 審査官	審査経歴 7年以上	必修	審査事例研究高級課程、審決・判例研究課程、特実審査争点事例課程のうち1つ	意見提出通知、協議通知など
		選択	審判訴訟制度課程、PCT審査高級課程、審判官課程のうち1つ	
選任 審査官	審査経歴 4年以上	必修	審査事例研究基礎課程、明細書及び請求範囲解釈課程、特実審査争点事例課程のうち1つ	優先審査申請書の補完指示、優先審査の結果通知など
		選択	中堅審査官課程、PCT審査基礎課程のうち1つ	

ハ) 審査パート制

審査官の増加に伴って効果的に審査品質を管理するとともに類似技術分野に対する審査の一貫性や専門性を高め、審査業務の処理速度を高めるため、技術分野別に6人程度の審査官をグループ化して運営する審査パート制を2000年から局別に試験的に運営していたが、2005年審査課長の決裁権を審査パート長に委任することで本格的な施行となった。

審査パート長は選任審査官以上の書記官又は責任審査官以上の事務官として優秀な審査能力や優れたリーダーシップを備えた者の中から審査局長が任命し、審査課(チーム)長は課(チーム)内の審査パートのうち1つの審査パート長を兼任している。審査パート長は審査課(チーム)長に代わって決裁を通じてパート内の審査管理業務を遂行しているが、その他にも所管の技術分野に対する特許要件判断事項に対する研究及び討論、審査パート別の学習プログラムによる審査官教育などを主導している。

＜表Ⅱ－1－2＞審査パート制の構成状況

(2014年12月基準)

審査局	審査課	審査パート
特許 審査 企画局 (6課、 21パート)	エネルギー	融・複合エネルギー技術、エネルギー変換基盤技術、二次電池、光エネルギー
	自動車融合	電池パッケージ、自動車動力伝達、自動車エンジン、自動車電子制御
	情報技術融合	電子商取引、金融決済、デジタルコンテンツ、融合サービス
	計測分析	医療計測、センサーネットワーク、光学機械、計測試験
	医療技術	治療機器、診断技術、保健衛生、医療用品
	標準特許半導体	半導体設計
特許 審査1局 (9課、 35パート)	生活家電	洗濯機、カメラ、エアコン、冷蔵庫
	事務機器	印刷機器、家具、照明機器、事務用品
	住居生活	衛生安全用品、運動用品、システムサッシ
	国土環境	国土基盤、土木構造、水資源環境、資源廃棄物
	住居基盤	住居環境、住居冷暖房、住居安全、住居構造
	電力技術	伝送線路、電動機、電力変換、電力送配電
	精密化学	触媒化学、ナノ素材、セラミックス、表面処理システム
	農林水産食品	食品保存、植物資源、食品製造、動物資源
電子部品	電子機器、メモリ素子、電子回路、半導体素子	

特許 審査2局 (8課、 32パート)	加工システム	複合加工、高分子加工、金属加工、データ入出力
	精密部品	移送保管部品、流体機械部品、回転積層部品、印刷回路基板
	半導体	エッチング、蒸着、露光、材料
	自動車	車両フレーム、車両シャーシー、車両部品、車両空調
	高分子繊維	スマート繊維、高分子合成、複合素材分離、高分子応用
	コンピュータシステム	コンピュータ制御、サーチ/データベース、コンピュータインターフェース、コンピュータ応用システム
	薬品化学	天然物医学、融合医学、合成医学、製剤
	通信ネットワーク	通信プロトコル、伝送システム、ネットワーク制御、スイッチングネットワーク
特許 審査3局 (8課、 32パート)	応用素材	スマート素材、応用通信素材、化学素材、部品素材
	ロボット自動化	工作機械、産業ロボット、制御機械、特殊加工
	次世代輸送	海洋プラント、物流移送、造船航空システム、陸上運送
	バイオ	バイオ応用、バイオ医薬品、バイオシステム、バイオ素材
	モバイル通信	モバイル通信システム、モバイル通信端末、モバイル通信アンテナ、モバイル通信サービス
	金属	材料分析、金属材料、表面処理、金属メッキ
	ディスプレイ機器	画像駆動、画像パネル、OLED、画像素子
マルチメディア放送	放送システム、放送装備、画像処理、放送端末	

2014年12月基準で審査課(チーム)別に3~4つの審査パートを運営しており、特・実審査局の内に計120の審査パート(特許審査企画局21、特許審査1局35、特許審査2局32、特許審査3局3)を運営している。このような審査パート制の運営は審査パート別の学習活動を通じて審査ノウハウを共有し、審査ミスを防止するなど審査品質の向上に貢献している。

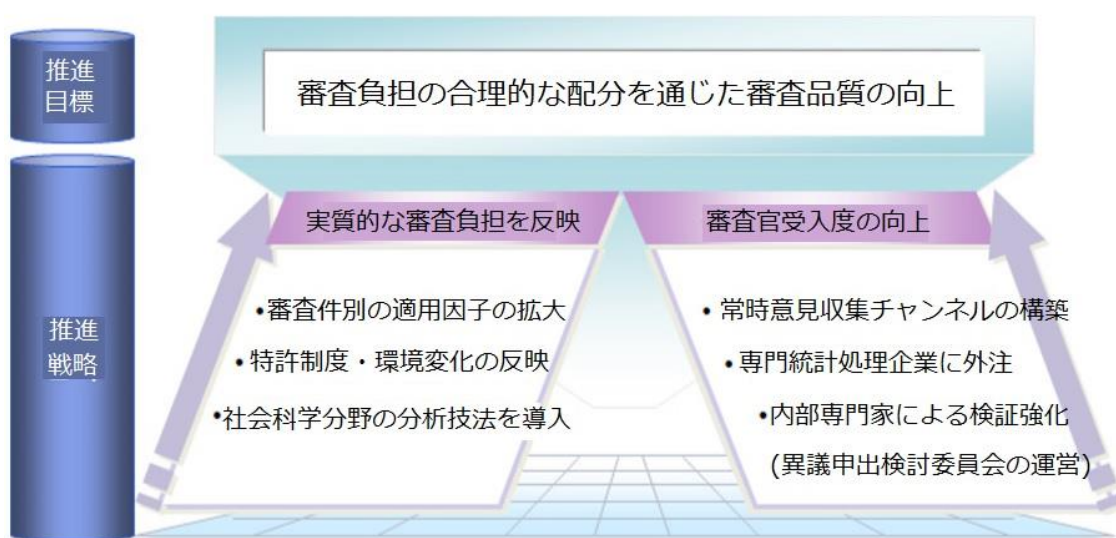
2) 合理的な業務配分及び専門性に適した審査人材の配置

イ) 審査官の業務負担を決定する審査負担も見直し

特許庁は技術分野別に技術内容の把握、先行技術調査、特許性の判断及び通知書の作成のような一連の審査手続きにおいて、審査官が審査に投じる労力である審査負担を踏まえて合理的な審査負担度を選定するために取り組んできた。2007年にIPC別の審査負担度を導入し2009年に先行技術調査による検索負担度を反映したものの、技術変化の推移、先行技術文献の増加など審査処理環境の変化を反映するという面では不十分なところがあった。

特許庁は上記のような審査処理環境の変化に対応して審査負担度が審査官の業務負担度を正確かつ合理的に反映できるよう、2014年10月に新しい審査負担度体系を導入した。改善された審査負担度は審査件別の請求項数、明細書の面数、図面数を考慮して個別審査負担を正確に反映し、社会科学分野の主要分析方法である要因分析/AHP分析の2段階統計処理技法を導入して審査負担度改善プロセスを構築することで、常時審査負担度の改善に向けた基盤を構築した。

<図Ⅱ-1-1> 審査品質向上の推進体系



また、特許庁は改善された審査負担度に対する内部受入度を高めるため、特許庁内部のネットワークに審査負担度意見収集掲示板を新設することで次期審査負担度改善

の際に反映が必要な部分に対する検討体系を構築するとともに、技術難易度のような定性的な部分を反映するために異議申出検討委員会など内部の検証手続きを運営した。その結果、技術文献の拡大などによって増えた審査負担を反映することで審査点数が小幅上昇し、技術分野間業務負担の格差付けなどによる審査負担度適用の弁別力が強化された。

ロ) 審査官－技術分野の連携を通じた審査人材の配置

特許庁は2013年9月に創造経済時代を後押しするとともに産業間融合トレンド(TREND)の変化を反映して先端融・複合産業などに適した組織になるよう、伝統産業型組織から脱して産業構造に対応する専門技術中心の審査組織へと組織の改編を断行した。組織改編によって新設された自動車融合審査課、加工システム審査課、応用素材審査課など融合技術審査課は複数分野の専門家が交流しながら協業で審査できる環境が整えられた。但し、多出願大企業の政策の変化、最新技術のトレンド変化などの要因で技術分野別の出願傾向が変わったため、技術分野別審査人材の過不足問題が発生する傾向が見られた。

このような組織改編の後、審査環境の変化による審査課間の審査量及び人材配置の不均衡問題などを解消するため、審査官の専門と企業・研究所勤務のような社会経歴、資格取得などの技術関連経歴を考慮して審査官別に専門に適した審査技術分野を連携した。審査官の専門に適した技術分野を分析するため、全国主要大学の学科を51の学科群に区分し、該当学科群出身の審査官が技術専門性を活用して審査できる技術分野を連携し、審査官別に修・博士の研究テーマ、会社・研究所での研究部署、資格の試験科目などを調査して審査官別に審査に適した技術分野を連携した。

次長が委員長と務める審査企画調整委員会は審査官別に最適な審査技術分野を連携することを考慮して半期毎に開催され、審査課別に専門性を備えた審査人材を再配置した。特に、2014年7月に開催された審査企画調整委員会によって審査課別技術分類の審査官専門不一致の比率が25%から3.3%まで低くなる効果を挙げた。

3) 融・複合技術出願の審査品質向上に向けた協議審査の活性化

2000年代以後技術間、製品間の融合が加速化するにつれ融・複合技術関連市場規模が2008年8兆6千億ドルから2018年61兆まで急増すると予想され、政府R&D課題のうち融合技術が占める割合が2009年9.4%から2012年13.2%に上昇(2013年6月未来創造科学部のマスコミ報道)している。また、融合技術が占める特許出願の比重は2005年6.2%から2013年26.8%に急増してる。

<図Ⅱ-1-2> 融合技術に対する政府投資及び出願比重の推移



このような融・複合技術及び特許出願の成長に対応して特許庁は2014年に協議審査手続きを改善するとともに、協議審査にインセンティブを与えることで協議審査の活性化を図る政策を施行した。まず、協議審査決定に対して出願人に通知する非効率的な手続きを廃止し、意見提出通知書を通じて協議審査の可否及び理由を記載する方式で統合するなど協議審査の手続きを簡素化した。また、協議審査に参加する副審査官の資格要件をIPCサブグループ(約70,000余りの分類で構成)担当者から単位技術(TC: TECHNICAL CELL、444単位に区分)の前・現分類担当者に拡大した。

更に協議審査を施行する主審査官の審査点数削減制度を廃止することで主審査官が協議審査に積極的に参加できる環境を整えた。また、協議審査件が審査評価の結果「優秀または奨励」と選定された場合、既に施行中である審査名匠、スマート審査官などの審査官褒賞選定基準に加点項目として追加することで協議審査に対するインセンティブ付与を拡大した。

ハ. 評価及び発展方向

以上のように、優秀人材の効果的な管理、合理的な業務分掌及び専門性に適した審査人材の配置、協議審査の活性化など様々な品質向上政策を施行した結果、審査処理期間の国際競争力を維持すると同時に、高品質の審査サービスが提供できる確実な基盤作りに成功した。

今後審査官等級制は教育要件の調整などを通じて審査官に昇級のチャンスをより多く提供し、首席・責任審査官など優秀なキャリア審査官に対するインセンティブを拡大していく予定である。また、2015年採用の6級審査官に対して別途の人材運用方を講じて6級審査官にまで拡大された審査官等級制を運営する計画である。そして審査パート制は審査人材の新規採用によるパート別適正人員の維持及びPCT専担制の実施による専門担当パート・部署の新設などを全体的に踏まえて適正数で運営する計画である。同時に、パート長の責任及び権限強化を通じてパート基盤の審査品質管理体系を確立していく計画である。

審査業務管理カードは形式的な記載を避けるとともに審査ノウハウの蓄積及び持続的な発展を図るために技術単位別ウィキ方式の形態で構築する予定である。また、審査報告書はIP5情報化分野基盤課題(検索戦略の共有及び文書化)との連携など今後の活用可能性に対する追加検討を通じて改善事項を持続的に発掘していく計画である。同時に、協議審査制度に対しても協議件数の推移及び協議の充実性などに対する持続的なモニタリングを通じて補完していく予定である。

審査処理期間を維持しつつも審査品質を高めることができる最も根本的な解決法は審査人材の増員を通じた1人当たり審査処理件数の適正化である。特許庁は1人当たり処理件数を先進国レベルに合わせるため、行政自治部など関係機関との協議を通じて持続的に審査人材の増員を取り計らう計画である。同時に、外部専門家が参加する審査品質管理委員会(仮称)を構成して技術分野別専門家の意見を反映し、国内外の顧客全員が満足できる審査品質向上方策を模索する計画である。

3. 審査協力型の先行技術調査及び審査インフラの改善

特許審査企画局	特許審査企画課	放送通信事務官	キム・キホ
	特許審査企画課	工業事務官	チョ・キユン
国際知識財産研修院	知識財産教育課	行政事務官	チョ・ヨンジク

イ. 特許先行技術調査事業

特許庁は1992年から審査官の審査負担を減らすために特許審査業務の一部である先行技術調査を外部専門機関に依頼して迅速な特許審査を支援するとともに、特許審査の品質を高める事業を推進している。特許法第58条及び実用新案法第15条の規定に基づき、特許庁長は特許出願の審査において必要と認められた場合、専門機関を指定して先行技術調査を依頼することができる。現在特許・実用新案出願の先行技術調査専門機関の指定状況は以下の通りである。

<表Ⅱ-1-3>特・実出願に対する先行技術調査専門機関の指定状況

技術分野 指定年度	機械金属建設	化学生命工学	電気電子・情報通信
1998	(財)韓国特許情報院	(財)韓国特許情報院	(財)韓国特許情報院
2005	(株)WIPS	(株)WIPS	(株)韓国IP保護技術研究所
2006	-	-	(株)WIPS
2008	(株)IPソリューション	(株)IPソリューション	(株)IPソリューション

*2009年12月、(株)韓国IP保護技術研究所が自ら先行技術調査専門機関の指定取消を特許庁に要請してきたため、専門機関から指定が取り消される。

2004年までは(財)韓国特許情報院が単独で本事業を行ってきたが、競争体制を導入して調査品質を高め、民間の知的財産(IP)サービス産業を活性化するため、(株)WIPS、(株)IPソリューションなどを先行技術調査専門機関として追加指定し、2005年から複数競争体制で事業を運営している。

特許・実用新案出願に対する先行技術調査事業は当該年度の審査処理件数の一定量を対象にアウトソーシングを行っている。2014年には約277億ウォンを投入して92,983件を依頼した。

<表Ⅱ-1-4>特・実出願に対する先行技術調査事業の推進実績

年度	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
審査処理件数	143,554	109,328	105,508	137,940	192,236	176,861	193,934	176,2
アウトソーシング件数	74,432	78,593	59,782	64,484	81,500	84,230	91,941	92,9
アウトソーシング比率(%)	51.8	71.9	56.7	46.7	42.4	47.6	47.4	52
執行額 (百万ウォン)	17,140	17,930	15,836	17,540	22,168	23,598	25,760	27,7

*アウトソーシング比率=(アウトソーシング件数÷ 審査処理件数)×100

2013年には専門機関の調査品質、調査人員規模など事業の効率性及び妥当性を考慮して調査物量を合理的に調整できるように調査物量の配分方式を改善し、調査物量配分の際に外部専門家などが含まれた調査物量配分審議委員会を通じて透明性と公正性を確保するなど、「先行技術調査専門機関の指定及び運営に関する要領」を改正(特許庁告示第2013-20号)した。2014年には審査支援事業の再創造発展方策を設けて審査協力型調査の拡大を通じた予算効率性の改善、調査品質管理体系の整備及び情報化インフラの構築計画などを具体化して推進している。

まず、再創造発展方策を後押しするため、2014年3月「先行技術調査専門機関の指定及び運営と先行技術調査事業の管理などに関する告示」(特許庁告示第2014-7号)を制定して調査員教育課程を強化し、調査物量を配分する際に専門機関の前年度品質点数が主要要因として作用するよう物量配分方法を改善した。

また、調査員の研修教育及び資格試験を通じて調査員の審査能力を強化し、専門機関の事業遂行インフラを改善して先行技術調査業務の効率性を高め、階層別品質管理システムを構築して体系的に調査品質を管理するなど事業運営方法を改善した。

一方、急増している外国からのPCT国際調査依頼案件を適正期限内に処理し、PCT国際調査報告書の品質を高めるため、2009年から国際出願先行技術調査事業を推進している。現在国際出願先行技術調査専門機関の指定状況は以下の通りである。

<表Ⅱ-1-5> 国際出願先行技術調査専門機関の指定状況

技術分野 指定年度	機械金属建設	化学生命工学	電気電子・情報通信
2009	(財)韓国特許情報院	(財)韓国特許情報院	(財)韓国特許情報院
2013	(株)WIPS	(株)WIPS	(株)WIPS、(株)KTG

国際出願先行技術調査事業は当該年度国際調査件数の一定量を対象にアウトソーシングしており、2014年には約159億ウォンを投入して22,528件を依頼した。

<表Ⅱ-1-6> 国際出願先行技術調査事業の推進実績

年度	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
国際調査処理件数	4,754	8,280	13,020	17,050	20,975	23,166	29,919	34,432	30,223
アウトソーシング件数	※ 国際出願先行技術調査事業は2009年～2012年の外国PCT国際調査の依頼件に対して遂行			5,672	5,200	6,870	16,063	22,890	22,528
アウトソーシング比率(%)				33.3	24.8	29.7	53.7	66.5	74.5
執行額(百万ウォン)				3,222	3,266	4,314	10,390	15,382	15,931

*アウトソーシング比率=(アウトソーシング件数÷PCT国際調査処理件数)×100

先行技術調査のアウトソーシングは審査業務の負担を減らすと同時に効率を高め、2014年度の審査処理期間を11.0ヵ月に短縮することに貢献した。特許庁は審査官の審査処理負担を緩和するためにアウトソーシングの物量を持続的に拡大していく予定であり、調査品質管理の強化及び評価体系の改善などを通じて審査官満足度と調査報告書の活用率を高めていく計画である。

ロ. 特許分類付与事業

国際特許分類(IPC、International Patent Classification)とは「国際特許分類に関するストラスブール協定」によって制定された国際的に統一された特許文献の分類体系であり、特許文献の分類、先行技術文献の検索、審査官の業務指定などに活用されている。

特許庁は特許分類審査官を指定し、特許庁内部で特許分類付与業務を行ってきたが、2001年からは外部の専門機関に特許分類付与業務を依頼している。

特許法第58条及び実用新案法第15条の規定に基づいて、特許庁長は特許出願の審査において必要と認められた場合、専門機関を指定して特許分類業務を依頼することができ、2014年に「特許分類付与専門機関の指定及び運営と特許分類付与事業管理に関する告示」を制定(特許庁告示第2014-8号)して運用している。

これにより特許分類付与事業は2001年には「特許技術情報センター」が特許分類付与専門機関として指定を受けて分類事業を遂行し、2002年以降は「特許技術情報センター」から名称が変わった「韓国特許情報院」が事業を行った。2014年からは「韓国特許情報振興センター(既存の韓国特許情報院)」、「(株)WIPS」、「(株)Creocian」、「(株)IPI」が特許分類事業に参加している。

特許分類付与事業は当該年度の出願件数全体を対象にアウトソーシングを行っている。2014年には約34.5億ウォンを投入し、新規出願分類239,396件及び再分類120,211件を依頼した。

<表Ⅱ-1-7> 特許分類付与事業の年度別推進状況

年度		2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
新規付与	件数	177,500	188,000	225,310	206,226	194,097	196,093	191,422	214,018	219,865	239,396
	単価(ウォン)	8,500	8,680	8,870	9,050	9,270	※参照				
	金額 (百万ウォン)	1,509	1,632	1,998	1,866	1,799	1,937	1,886	2,183	2,225	2,345
再付与	件数	56,500	33,883	-	92,680	77,602	78,192	67,014	38,118	31,487	126,347
	単価(ウォン)	6,550	6,760	-	7,050	7,226	7,370	7,370	7,591	7,570	IPC : 7,540,

											CPC : 8,980
	金額 (百万ウォン)	370	229	-	653	558	576	494	289	238	1,110
執行額(百万ウォン)		1,879	1,861	1,998	2,519	2,357	2,513	2,380	2,472	2,463	3,455

※2014年：特実IPC9,750ウォン、特実CPC12,610ウォン、PCT国際出願134,900ウォン

※2013年：特許出願は9,770ウォン、PCT国際出願は13,550ウォン

※2012年：特許出願は9,785ウォン、PCT国際出願は13,596ウォン

※2010～2011年：特許出願は9,500ウォン、PCT国際出願は13,200ウォン

特許庁は2014年度に審査の一貫性及び先行技術検索の効率性を高めるため25の技術分野に対して先進特許分類(CPC)を試験的に導入し、2015年からはCPCを全面的に導入することを決めた。それによってCPCへの審査官業務分掌、CPCコードのハングル翻訳、CPC照会プログラムの開発、審査官CPC教育などCPC全面導入に向けた関連インフラ構築に取り組んでいる。

また、特許庁は高くなった分類品質を基に2009年から米国特許文献再分類を代行するために3回にわたって韓－米特許庁間のMOUを締結(第1次MOU(2009年～2010年)、第2次MOU(2011年～2012年)、第3次MOU(2013年～))し、これによる後続措置として米国特許文献の再分類事業を推進し、今後の特許行政輸出の基盤を整っている。

ハ. 審査官向け新技術教育事業

特許出願の先端・複合化という流れに対応すると同時に審査官の技術専門性を高めるための体系的な教育システムが求められるようになったが、既存の審査官教育は特許法など法律中心の教育であり、審査官の新技術知識習得に向けた体系的な教育課程は不十分な状態であった。

そこで、審査官の審査専門性を高め、最終的には審査品質を高めるため、韓国科学技術院(KAIST)を事業主管機関として選定し、2006年4月から現場体験及び実習中心の審査官向けオーダーメイド型教育プログラムを提供する審査官新技術教育を施行して

いる。

2008年には従来IT分野に限定されていた新技術教育を機械金属建設、化学生命工学分野など全ての技術分野に教育課程を拡大し、特許庁先行技術調査専門機関のサーチャーたちもオーダーメイド型教育プログラムに参加させ、先行技術調査のアウトソーシング品質の向上を図った。2009年及び2010年には「知財権中心の技術獲得戦略事業」の各技術分野に対するオーダーメイド型新技術教育を提供し、個別事業間の連携を通じたシナジー効果を最大にした。また、講義資料閲覧システムを構築し、教育用講義資料を審査官の特許審査時の参考資料として活用できるようにした。また、2011年から現場中心の実務教育を強化するため、企業・研究所などの現場教育を拡大・実施している。2014年からは事業主管機関を(株)WIPSに変更するとともに教育場所を国際知識財産研修院に移転させ、より体系的な教育管理を実施している。また、セミナーなどを通じて民間に教育を開放することで審査官と民間間の交流を拡大している。

<表Ⅱ-1-8> 審査官向け新技術教育事業の推進実績

(単位：百万ウォン)

年度	主要推進実績	所要予算
2006	・合計31の講座に448人の審査官が参加(デジタル伝送など27の正規講座、2つの連携講座及び2つの共通課程を運営)	380
2007	・合計28の講座に431人の審査官が参加(電子医療など27の正規講座及び1つの特別課程を運営)	380
2008	・合計37の講座に606人の審査官が参加(電子医療など34の正規講座及び複合技術3つの講座を運営)	700
2009	・合計66の講座に1,069人の審査官が参加(薬品製造化学など44の正規講座及び追加講座4つ、知財権技術獲得戦略事業支援のための18講座を運営)	665
2010	・合計73の講座に1,238人の審査官が参加(電気自動車システム制御など44の正規講座及び知財権技術獲得戦略事業支援のための29の講座を運営)	677

2011	・合計44の講座に875人の審査官が参加(無線通信アンテナ技術など44の正規講座及び正規講座内に13講座の現場教育を実施)	677
2012	・合計52の講座に1,063人の審査官が参加(データ通信など52の正規講座及び正規講座内に17講座の現場教育を実施)	677
2013	・合計59の講座に1,377人の審査官が参加(デジタル通信概要など59の正規講座及び正規講座内に23講座の現場教育を実施)	677
2014	・合計63の講座に1,567人の審査官が参加(二次電池の最新技術動向など63の正規講座及び正規講座内に30講座の現場教育を実施)	677

4. 特許審査における国際協力の強化

特許審査企画局 特許審査制度課 技術書記官 キム・テグン

イ. PCT審査サービス

PCT審査サービスはPCT国際調査機関及び国際予備審査機関としてPCT国際調査及び国際予備審査業務を遂行するサービスである。

国際調査業務は国際出願発明と関連する先行技術を検索し、それに対する特許性を検討し、その結果を出願人に提供する業務である。また、国際予備審査業務は出願人が国際調査結果を受け取った後、特許獲得の可能性を再び判断してもらおうとする場合、出願人の請求によって予備的な審査業務を遂行し、その結果を出願人に提供する業務である。

どの特許庁が国際調査及び国際予備審査業務を行うかは管轄の国際調査機関及び国際予備審査機関(通称「国際機関」という)の中から出願人が選択することになる。

2014年基準で計20の国際機関があり、韓国特許庁は1997年9月国際調査機関及び国際予備審査機関として指定され、1999年12月から同業務を行っている。

＜表Ⅱ－1－9＞国際機関(国際調査機関及び国際予備審査機関)の状況

オーストリア(1978、1978)、ヨーロッパ特許庁(1978、1978)、日本(1978、1978)、スウェーデン(1978、1978)、ロシア(1978、1978)、米国(1978、1978)、オーストラリア(1979、1980)、中国(1992、1994)、スペイン(1993、1993)、大韓民国(1997、1999)、カナダ(2002、2004)、フィンランド(2003、2005)、ブラジル(2007、2009)、ノルディック(2006、2008)、イスラエル(2009、2012)、インド(2007、2013)、エジプト(2009、2013)、チリ(2012、－)、ウクライナ(2013、－)、シンガポール(2014、－)

* ()で一番目の数字は指定年度、二番目の数字は施行年度である。チリ、ウクライナは業務未開始。

* ノルディックはデンマーク、アイスランド、ノルウェーの連合特許庁である。

韓国特許庁が1999年12月PCT国際調査業務を開始してから国際調査の依頼が増加し、2014年には30,160件の依頼を受けた。このうち17,718件は外国出願人から依頼されたものであり、12,442件は国内出願人からの依頼である。

＜表Ⅱ－1－10＞PCT国際調査の依頼状況

区分	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
内国	8,830	9,950	10,736	11,971	12,442
外国	13,877	15,716	16,373	17,560	17,718
計	22,707	25,666	27,109	29,531	30,160

2014年末基準で韓国が管轄国際機関としてPCT国際調査サービスを提供している国は米国、インドネシア、シンガポールなど計13カ国であり、2015年1月にはサウジアラビアを対象に国際調査サービスの提供を追加的に開始した。

＜表Ⅱ－1－11＞韓国がPCT国際調査サービスを提供している国

フィリピン(2002)、ベトナム(2002)、インドネシア(2003)、モンゴル(2004)、シンガポール(2004)、ニュージーランド(2005)、米国(2005)、マレーシア

(2006)、オーストラリア(2009)、スリランカ(2009)、タイ(2009)、チリ(2010)、ペルー(2012)

国際調査要請の多い外国企業はヒューレット・パッカード(HP)、インテル、3M、Googleなどグローバル企業が大半を占めている。これはグローバル企業が韓国特許庁の審査能力を認めているという意味で解釈でき、グローバル企業の先導技術が理解できるくらい韓国の技術レベルが高くなっているという証拠でもある。

このような外国PCT国際調査業務は韓国特許庁の必須業務である国際調査を通じて習得した知識と審査環境を活用して外国PCT業務を行うもので、追加的な税金負担なく高級雇用が創出できると同時に、韓国の先導技術を先行技術資料として提供することで国内企業の海外紛争予防の効果がある。

グローバル経済の到来とともに一つの発明を複数国に出願するケースが増えていることから、共通出願に対する国際審査業務における協力の必要性が高まっている。

特許審査業務協力は他の特許庁が先に先行技術を調査・審査した結果を活用するものであり、正式な制度として定着した特許審査ハイウェイ(PPH)の他にも多様なパイロットプログラムが運営されている。

PPHは一つの特許庁が国内審査またはPCT国際調査を通じて特許可能と判断した出願に対し、他庁がその審査結果を活用して迅速に審査を行う制度である。特許庁は204年末現在21の庁とPPH、20の庁とPCT-PPHを施行している。

ロ. 特許審査業務協力(WORK SHARING)

<表Ⅱ-1-12> PPH施行の対象となっている特許庁の状況

区分	対象特許庁
PPH	日本、米国、デンマーク、イギリス、カナダ、ロシア、フィンラン

(21の庁)	ド、ドイツ、スペイン、中国、メキシコ、シンガポール、ハンガリー、オーストリア、EPO、オーストラリア、イスラエル、スウェーデン、ノルウェー、ポルトガル、アイスランド
PCT-PPH (20の庁)	日本、米国、中国、オーストリア、ノルディック(北欧特許機構)、デンマーク、イギリス、カナダ、ロシア、フィンランド、スペイン、ハンガリー、EPO、オーストラリア、イスラエル、スウェーデン、ノルウェー、ポルトガル、アイスランド、シンガポール、

その他に2014年からパイロット事業として新しく推進している審査業務協力プログラムとしては、CoBOA(特許審査着手の前に複数庁の審査官が審査結果を共有)及びPCT協業審査(一つのPCT出願に対して複数の国際調査機関が共に国際調査)などがある。

5. 産業別のIP競争力向上方策の樹立及び伝播

特許審査企画局	特許審査企画課	工業事務官	キム・キファン
特許審査1局	生活家電審査課	工業事務官	ソン・シギョン
特許審査2局	加工システム審査課	工業事務官	キム・キョンミン
特許審査3局	応用素材審査課	工業事務官	キム・ホンソップ

イ. 推進背景及び概要

特許庁は民間との協力を通じて審査品質を高めるとともに業種別に特化した知的財産サービスを提供するため、2013年10月シード産業をに始めとして2015年2月現在31の技術分野に対して知的財産競争力強化方策を樹立して施行している。31の技術分野及び協力機関は以下の通りである。

<表Ⅱ-1-13> 知的財産競争力強化技術分野

産業分野	樹立時期	協力ネットワーク構築外部団体
太陽光発電	2014.10	太陽光発電学会

エコカー	2014. 11	自動車協会
ゲーム	2014. 10	韓国インターネットデジタルエンターテイメント協会
モバイル決裁	2015. 1	金融監督院、金融決裁院
気象装備	2014. 11	気象産業振興院
医療機器	2014. 10	韓国医療機器産業協会
LED照明	2014. 8	韓国光技術院
スポーツ用品	2014. 8	文体部、韓国スポーツ産業協会
建設	2014. 7	国土部、国土交通科学技術振興院、建設技術管理協会
保安	2014. 8	韓国知識情報保安産業協会
スマートグリッド	2014. 8	韓国スマートグリッド協会
炭素産業	2014. 8	韓国化学研究院(C産業育成センター)
食品	2014. 8	韓国食品産業協会
種子	2013. 10	農食品部、国立種子院、韓国種子協会、農業技術実用化財団、農林水産食品技術企画評価院
プリ産業(Ppuri Industry ; プリ産業とは基礎工程産業を意味)	2014. 10	国家プリ産業振興センター
PCB	2014. 11	韓国電子回路産業協会
半導体装備素材	2014. 9	韓国半導体産業協会
自動車チューニング	2014. 11	韓国自動車チューニング協会
高性能繊維	2014. 11	韓国繊維産業協会
クラウドコンピューティング	2014. 12	クラウドコンピューティング研究組合
新薬開発	2014. 11	韓国製薬協会

5Gモバイル通信	2014.10	5G戦略推進委員会
3Dプリント	2014.9	3D融合産業協会
作物保護剤	2014.10	グリーンバイオ研究組合
ロボット	2014.8	ロボット産業振興院
造船	2014.8	韓国造船海洋プラント協会
化粧品	2014.8	大韓化粧品協会
モノのインターネット	2014.9	韓国モノのインターネット協会
鉄鋼	2014.11	韓国鉄鋼協会
ディスプレイ	2014.11	ディスプレイ産業協会
スマートTV	2014.10	スマートホーム産業協会

ロ. 主要内容及び成果

1) 主要内容

特許庁は31の産業分野に対する特許出願及び紛争資料分析結果及び産業生態系の特殊性を反映して競争力強化戦略を樹立した。産業分野別の推進課題と主要内容は以下の通りである。

<表Ⅱ-1-14> 産業分野別の競争力強化推進課題

産業分野	推進課題	主要内容
太陽光発電	高品質の特許審査	<ul style="list-style-type: none"> ○シリコン(成熟技術)、染料(新技術)別のオーダーメイド型技術DBの構築 ○外部専門家を活用した開かれた審査の運営及び先端技術セミナー ○先進特許分類(CPC)の活用など分類基準の整備

	IP認識向上インフラの構築	<ul style="list-style-type: none"> ○企業・公共研・大学間のPV-IPネットワークの構築 ○外部技術動向の諮問役を務める専門家プールの構築 ○産業体向けの知的財産講演及びセミナーの開催
	優秀特許の創出・紛争予防	<ul style="list-style-type: none"> ○大企業-中小・中堅企業の相互協力分野の発掘・支援 ○特許庁支援事業の広報 ○太陽光分野の特許紛争に対する現状調査及び資料提供
エコカー	産業従事者の特許能力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○研究員のために国内外特許情報検索マニュアルを提供 ○定期的な障壁特許の調査及び提供 ○標準特許の活用強化
	特許情報共有生態系の構築	<ul style="list-style-type: none"> ○開かれた審査及び外部専門家を活用した審査正確性の向上 ○中小・中堅企業の特許専門家養成を支援
	審査品質向上	<ul style="list-style-type: none"> ○先進特許分類(CPC)の活用など分類基準の整備 ○常時審査協議ルートの構築 ○進歩性判断時の争点に対する自習の強化
ゲーム	ユーザーが満足する正確な審査業務	<ul style="list-style-type: none"> ○ゲーム分野のインターネット公知技術DBの構築 ○BM発明に対する進歩性の認定基準の調和 ○先進特許分類(CPC)の活用など分類基準の整備
	企業の知的財産権能力強化の支援	<ul style="list-style-type: none"> ○「ゲーム分類中国出願ガイド」の制作 ○中国などゲーム輸出主要国に対する特許マップの作成
	ゲーム保護に向けた協力体系の構築	<ul style="list-style-type: none"> ○ゲームの特許と著作権を保護するために文体部と協力 ○産業界専門家との協力ネットワークの構築
モバイル 決裁	審査課間の協力強化	<ul style="list-style-type: none"> ○先進特許分類(CPC)の活用など分類基準の整備 ○分類重複領域に対する分類ガイドの制作
	金融決裁院と業務協力	<ul style="list-style-type: none"> ○MOU有効期間を2014年から2017年まで延長 ○金融決裁院事業に特許庁審査官が参加

		<ul style="list-style-type: none"> ○金融決裁院加盟社を活用した専門家プールの構築
	特許情報活用 基盤の構築	<ul style="list-style-type: none"> ○イシュー産業に対する周期的な特許動向情報を提供 ○特許庁・金融決裁院共同BM説明会の開催
	協力ネットワ ークの構築	<ul style="list-style-type: none"> ○知的財産権中心の企業間協力に向けた協議体を構成
気象装備	IP情報分析・ 提供及び官民 の審査協力	<ul style="list-style-type: none"> ○気象装備分野のIP情報分析DBの構築及びニュースレターの発刊 ○ポジティブ審査、開かれた審査など公衆審査制度の活性化
	産業界のIP認 識向上及び管 理体系の構築	<ul style="list-style-type: none"> ○圏域別の地方気象庁を中心に地域別IP教育の実施 ○気象庁、気象産業振興院などにIP担当部署の設置を支援
	産業のIP能力 強化	<ul style="list-style-type: none"> ○気象装備分野IP-R&D事業への審査官参加を活性化 ○気象装備分野の特許紛争の状況調査及び資料の提供
医療機器	市場進入のた めの特許創 出・活用・保 護支援	<ul style="list-style-type: none"> ○医療機器特許情報DBの提供 ○企業オーダーメイド型特許創出戦略の提供 ○医療機器産業知的財産権の活用・保護情報の提供
	医療機器産業 のIP認識向上 インフラの構 築	<ul style="list-style-type: none"> ○医療機器IP協力ネットワークの構築 ○IP認識向上のための教育及び広報
	高品質審査サ ービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> ○医療機器分野の審査基準構築など審査一貫性の向上 ○審査官-民間間コミュニケーションを通じた審査品質の向上
LED照明	優秀特許の創 出に向けた中 小企業IP競争	<ul style="list-style-type: none"> ○LED融合産業の圏域別オーダーメイド型教育及びガイドブックの制作 ○大企業-中小企業の共同R&D課題発掘を支援

	力の強化	
	LED融合産業のIP競争力の向上	<ul style="list-style-type: none"> oLED融合分野の支援協議体の構築及びコミュニケーションチャンネルの構築 oLED融合分野の優秀IP創出を支援
	照明分野の出願戦略及び審査支援方策の構築	<ul style="list-style-type: none"> oデザインと連携した出願戦略ガイドの構築 o照明分野の進歩性判断事例及び審査争点の学習
スポーツ用品	スポーツ用品企業のIP認識向上のための基盤作り	<ul style="list-style-type: none"> oスポーツ産業フォーラムなどでIPセミナーの開催 o産学研官のIPネットワークの構築
	スポーツ用品企業のIP能力強化	<ul style="list-style-type: none"> o種目別スポーツ用品の特許動向分析及びIP確保方策の広報 o文体部、特許庁などが提供する事業活用に誘導 o外国のIP制度及び紛争情報の提供
	スポーツ用品の特許品質強化	<ul style="list-style-type: none"> o特許事例集の発刊などを通じた出願書品質の向上 oポジティブ審査などを活用したコミュニケーションの強化
建設	高品質の特許審査体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> o複数引用文献の結合活用など進歩性判断基準の強化 o設計分野発明の進歩性判断事例の発刊 o公序良俗違背の発明に安全性阻害発明を入れるかどうかを検討
	優秀特許創出に向けた制度及び政策支援	<ul style="list-style-type: none"> o建設技術用役PQ評価の際に特許の質を反映することを協議 o公共工事に必要な特許検証システムの改善 o新技術指定申請に対する優先審査の実施 o国土部、特許庁などが提供する事業の活用を誘導

	建設分野のIP 認識向上イン フラの構築	<ul style="list-style-type: none"> ○建設分野IP協力ネットワークの構築 ○建設分野のIP教育を支援 ○建設分野の優秀特許事例の伝播
保安	物理・融合保 安分野のIP創 出と保護基盤 の構築	<ul style="list-style-type: none"> ○特許情報院-知識情報保安産業協会のMOUを推進 ○情報保安分野のIPネットワーク構築 ○保安分野のIP専門人材養成を支援
	高品質な特許 審査基盤の構 築	<ul style="list-style-type: none"> ○融合保安分野の審査専門性の向上 ○特許出願ガイドの制作及び権利範囲設定法の教育 ○非特許文献、周知慣用技術、多引用文献DBの構築
	優秀中小企業 の海外市場進 出を支援	<ul style="list-style-type: none"> ○課題発掘及びR&D段階での協力・支援 ○海外特許動向の情報提供 ○特許庁支援事業の広報
スマート グリッド	スマートグリ ッド特許の創 出支援を強化	<ul style="list-style-type: none"> ○スマートグリッド分野の標準特許創出の際は協力 ○一括審査、優先審査制度の利用を広報 ○節電・待機電力低減技術のIP創出基盤作り
	スマートグリ ッド特許の活 用及び同時成 長を支援	<ul style="list-style-type: none"> ○技術の取引・シェアリング・輸出の活性化 ○大企業-中小企業間で同時成長できる環境作り
	スマートグリ ッド特許紛争 対応及び協力 体系	<ul style="list-style-type: none"> ○国際特許紛争事例及び示唆する点を伝播 ○マルチラテラルMOUの締結
炭素事業	強い炭素特許 の創出	<ul style="list-style-type: none"> ○源泉・核心素材特許分析資料の提供及び審査制度の広報 ○炭素素材オーダーメイド型知的財産権(特許、営業秘密など)の戦略を提供
	炭素産業IP協	<ul style="list-style-type: none"> ○韓国化学研究院内に炭素IPフォーラムを構成

	カネットワークの構築	oC-IP Triangle blet(仮称)を構築
	特許事業化への連携などインフラを構築	o特許庁支援事業との連携を強化 o炭素分野特許情報の提供及び人材養成支援
食品	食品分野におけるIP 認識向上の基盤作り	o産学協力団弁理士の食品分野IP能力向上 o食品素材及び機能特許情報のDB構築 o食品分野特許審査基準の広報
	産学研オーダーメイド型IP支援	o東南アジアIP情報の提供 o地域別食品クラスターを対象とするIP支援チームの設立支援 o食品企業/技術別のIP分析及び戦略を支援
	有機的なIP協力体系の構築	o公共研、協会と統合ネットワークを構築 o専門家プールの構成及び支援
種子	IP創出・活用の活性化	o農林部「ゴールデン・シード・プロジェクト」参加方策の策定 o国有種子特許の民間移転の活性化
	IPインフラの構築	o種子分野の関係機関間協力体系の構築 o種子分野知的財産権情報提供の活性化 o種子に適用される特許制度と新品種保護制度の調和
	IP認識向上	o種子分野における知的財産専門人材の養成 o種子分野の特許獲得及び紛争事例を広報
プリ産業	知的財産権認識の向上	o産学研官の知的財産権協力体系の構築 oニュースレター、組合、報道資料などを通じた広報の活性化
	知的財産権能力の強化	o零細中小企業向け技術教育の際に知的財産権課程を追加 o知的財産権を活用した技術開発を支援

	特許審査の信頼度向上	<ul style="list-style-type: none"> ○プリ産業分野における先行技術調査品質の向上 ○判例、取消差戻事例の研究などを通じた専門性の向上
	強い特許の創出を支援	<ul style="list-style-type: none"> ○プリ技術に対応した審査官支援協議体の構成 ○ポジティブ審査の活用など出願人とのコミュニケーションを強化
PCB	IP認識を高めるための協力生態系の構築	<ul style="list-style-type: none"> ○韓国電子回路産業協会とPCB分野のIP支援協議体を構成 ○海外企業のIP動向、PCB関連の特許統計などを提供 ○特許庁-中小企業間の知識シェアリングプログラムの運営 ○学会、協会などが開催するセミナーにIPブースを運営
	優秀特許の創出及び技術保護制度の支援	<ul style="list-style-type: none"> ○審査の全段階においてコミュニケーション・協力・ポジティブ審査を提供 ○企業別に特許創出方法論を支援 ○営業秘密保護教育の実施及び原本証明制度の広報
	高品質の特許審査を通じた満足度の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○PCB分野の用語及び基礎技術便覧の発刊 ○IPC-CPC-FI対比表の作成 ○開かれた審査、協議審査、協力審査制度の活用 ○先行技術調査機関との協力を強化
半導体装 備素材	IP能力向上に向けたインフラの構築	<ul style="list-style-type: none"> ○特許庁-産業部-産技評-半導体産業協会間の協力体系構築 ○産業界従事者向けのIP教育及びセミナーの拡大
	創造経済をリードする知的財産創出基盤の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○政府R&D課題特許分析諮問の常設化 ○戦略的特許創出方法論の提供を試験的に実施 ○共同先行技術の検索、優秀特許技術の発掘
	IP担当者の専門性を強化	<ul style="list-style-type: none"> ○企業オーダーメイド型の審査サービス及び紛争対応情報の提供 ○次世代半導体フォーラムの充実化
自動車チ	IP認識向上	<ul style="list-style-type: none"> ○自動車チューニング企業の知的財産権認識度の向上

チューニング		<ul style="list-style-type: none"> ○特許紛争事例の情報提供及び紛争解決支援制度の紹介 ○自動車チューニング同好会などを活用した情報交流の強化
	協力ネットワークの強化	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関間の協力体系の構築及び政策樹立を支援 ○完成車企業との共同研究及びIP共有を支援
	高品質の審査	<ul style="list-style-type: none"> ○デザイン先行技術と特許検索を併行 ○代理人のいない出願人に対する配慮及びコミュニケーションを強化
	IP創出能力の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○チューニング分野の特許事例集の配布及び教育 ○チューニング先進国の特許保有状況調査及び提供
高性能繊維	高品質の特許審査	<ul style="list-style-type: none"> ○伝統技術資料の補完及び周知慣用技術のDB化 ○先行技術調査機関との協力強化 ○協議審査の活性化及び内部能力の強化 ○特許無効事例集の配布
	圏域別に特化した支援	○大邱-慶北、ソウル-京畿、忠清-全北の圏域別協議体を構成
	官・民協業体系を通じたユーザーサービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> ○韓国繊維産業連合会を通じた情報提供及び創出の活性化 ○知的財産権認識の向上に向けた現場サービス及び教育プログラム
クラウドコンピューティング	特許出願の支援強化	<ul style="list-style-type: none"> ○クラウド出願ガイドの配布 ○関係機関と協力してオン・オフライン広報 ○クラウドコンピューティングに特化した教育支援 ○中小企業を対象に特許情報を提供
	特許審査品質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○審査ノウハウの共有及び技術教育参加 ○先行技術調査機関との協力強化 ○協議審査及び開かれた審査制度の活用
	強い特許の創	○請求範囲作成時の留意事項を提供

	出を支援	<ul style="list-style-type: none"> ○SW特許に対するNPEs動向情報の収集 ○公開SW動向の収集及び提供
	協力・制度基盤の確立	<ul style="list-style-type: none"> ○クラウドコンピューティング研究組合と協力体系を構築 ○国家R&D事業に審査官が参加 ○クラウドコンピューティング知的財産権の問題点を議論
新薬開発	新薬開発段階別の高品質審査体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ○複数の機関に散在している新薬関連特許マップを整理 ○審査の一貫性を向上 ○臨床実験段階の企業に対する特許価値評価の時に諮問委員参加
	新薬開発IP創出支援の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○IP創出に関する支援制度の紹介とコンサルティング ○新薬分野特許権の延長戦略克服方策の研究 ○特許情報を活用した核心・源泉特許の創出支援
	グローバル企業育成のためのIP-R&D支援	<ul style="list-style-type: none"> ○新薬分野のIP協力体系の構築 ○産学研向けIP教育の拡散 ○優秀特許の確保及び収益創出事例の伝播
5Gモバイル通信	5G分野IPにおける官民協力の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ○未来部5G戦略推進委員会の参加 ○未来部5Gフォーラム内にIP分科の開設を協議 ○公務員学習会を通じたIP戦略の研究
	中小企業を中心特許創出基盤の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○5G装備分野R&D課題発掘時に審査官参加 ○情報通信分野中小企業のIP巡回相談 ○5G技術分野別の検索システム構築を協議
	5G分野標準特許創出支援	<ul style="list-style-type: none"> ○特許庁の標準特許創出支援事業への参加 ○標準特許専門審査官認証
	5G分野の高品質特許審査	<ul style="list-style-type: none"> ○5G分野に対する開かれた審査拡大など出願人とのコミュニケーションを強化 ○審査官協議審査の強化 ○標準文書検索システム構築を協議
3Dプリン	国内企業の特	<ul style="list-style-type: none"> ○3Dプリントの主要工程別特許DBの構築

ト	許紛争対応能力の強化	o源泉特許満了などを反映した特許紛争戦略の樹立支援
	核心・源泉特許創出の基盤作り	o民間IP-R&D戦略支援及び特許動向調査に参加 o3Dプリント関連技術に対する協議審査体系の構築
	国内産学研IP協力及び情報拡散	o3Dプリント関連企業団体との協業体系の構築 o3Dプリント知的財産権の協力に向けた共同セミナーの開催
作物保護剤	高品質の審査及び特許安定性の向上	o天然物/微生物そのものを含める発明の成立性判断 o標準化学式名(IUPAC)記載の誘導 o高毒性作物保護剤の公序良俗違背基準の定立 o環境に優しい植物保護剤の優先審査対象の明確化
	強い知的財産権創出支援	o作物保護剤IP情報分析の結果及び存続期間情報の提供 oグリーンバイオ研究組合、農村振興庁とIP協力体系を構築
	知的財産認識の拡散	o作物保護剤関連の特許知識を専門家と共有 o国内企業及び研究機関を対象にした知的財産教育
ロボット	海外特許情報活用能力の向上	o海外特許情報及び分析ツールの開発及び提供 o外国企業の主要障壁特許分析結果の提供 o海外特許検索マニュアルの開発
	海外特許紛争支援	o海外特許紛争事例集及び対応マニュアルの開発 o海外特許紛争協力体系の構築
	中小企業IP能力の強化	o企業オーダーメイド型特許情報管理システムの提供 o1企業-1専門家養成支援 oIP連携中小企業のR&D能力向上
	ロボット技術の融合をリード	oロボット技術の他産業分野への拡散に向けた基盤作り oロボット技術の他産業分野への拡散基盤に向けたIP支援

造船	大型造船会社 及び研究所	<ul style="list-style-type: none"> ○IP R&D戦略樹立及び特許経営の誘導支援 ○出前特許行政サービスの提供
	中小造船会社 及び資機材	<ul style="list-style-type: none"> ○知的財産権能力強化プログラムの提供及び参加誘導 ○知的財産権認識の向上及び特許の創出・活用を誘導 ○大企業-中小企業共存のための特許技術移転誘導
	大学及び研究 機関	<ul style="list-style-type: none"> ○大学研究人材を対象に「開かれた特許教室」を運営 ○造船海洋IP教育のための講師養成及びテキストの開発
	産学研コミュ ニケーション 体系の構築	<ul style="list-style-type: none"> ○韓国造船海洋プラント協会との協業強化 ○大韓造船学会との協業体系の構築 ○造船海洋分野の特許ニュースレター発刊及び配布
化粧品	特許審査基準 の国際的な調 和	<ul style="list-style-type: none"> ○機能性化粧品の請求範囲記載範囲拡大の研究 ○明細書の効果記載に関する標準モデルの開発 ○化粧品全成分表示制による知的財産権戦略の樹立
	化粧品分野の IP認識向上イ ンフラの構築	<ul style="list-style-type: none"> ○化粧品知的財産権従事者の人的ネットワークの構築 ○協会・研究員と共同で知的財産権の広報及び教育の強化
	機能性・韓方 化粧品育成事 業の支援	<ul style="list-style-type: none"> ○機能性・韓方化粧品の物質特許獲得戦略の樹立支援 ○天然物素材原料DBの構築
モノのイ ンターネ ット	IoT技術特許 品質の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○IoT分野特許分類(IPC、CPC)基準の整備 ○開かれた審査などを活用した外部専門家の活用強化 ○IoT分野の専門教育及び複合技術に対する協業審査の強化 ○IoT分野一括審査活用の誘導及び予備審査の活性化
	オーダーメイ ド型IoT特許 情報の提要	<ul style="list-style-type: none"> ○IoT分野先行技術の検索ガイドを提供 ○IoT技術別に主要特許を選別及びDB化して提供 ○IoT特許情報提供チャンネルの多様化
	中小企業IP能 力強化支援	<ul style="list-style-type: none"> ○大学事業団と連携したIPコンサルティングを提供 ○IoT関連の標準特許情報分析マニュアルの開発

		o海外特許情報分析技法の提供
	IoT IP 協力 体系の構築	oIoT関連政府省庁、産業界とのコミュニケーション・協力 チャンネルの構築
鉄鋼	高品質特許審 査体制の構築	o合金専門検索DB開発の検討 o合金関連特許審査基準の改正 o審査官教育の拡大などを通じた審査能力の向上
	特許紛争の予 防及びIP-R&D 支援	o「鉄鋼特許紛争協議会」の構築及び海外出願支援事業と の連携 o大企業-中小・中堅企業間の共同技術開発支援 o未来戦略技術に対する特許動向調査情報の提供
	IP認識向上の ためのインフ ラ拡大	o鉄鋼特化地域(浦項、光陽、唐津)中小企業IP認識の向上 o学会・産業界を対象に特許動向情報の提供 o鉄鋼協会とのMOU締結などIP協力ネットワークの構築
ディスプ レイ	高品質特許審 査	o韓中日特許/技術用語DBの構築 o開かれた審査・ポジティブ審査の積極的な活用 oディスプレイ分野の検索ノウハウを整理 oディスプレイ分野共通技術資料集の制作
	強い知的財産 権の創出	o国内特許動向情報及び競合社の中国特許情報を提供 oディスプレイ産業協会主要企業間の協力ネットワーク強 化
	知的財産認識 の拡散	oディスプレイオーダーメイド型知的財産権教育及び展示 会に特許セッションを運営
スマート TV	強い標準特許 の創出支援	o国際標準関連非特許文献DBの構築及び活用 o国際電気通信連合の標準化活動に参加を推進 o標準特許出願専担審査官の独自運営 o先行技術調査機関に対する標準特許検索能力の強化支援 o標準特許出願関連技術面談の活性化

業種団体と協業を通じた中小企業支援	<ul style="list-style-type: none"> ○知的財産戦略院-スマートホーム産業協会間のMOU締結 ○中小企業の知的財産認識の向上及び能力強化 ○韓国特許庁IP支援事業との連携を支援
-------------------	---

2) 主要成果

産業分野別の特許競争力の強化方策は大きく3つの推進戦略を共有する。業種団体との協力体系の構築、庁内・外部署との協力、審査官専門性の向上である。

まず、業種団体との協力体系の構築を見ると、2014年6月韓国金型工業協同組合と特許庁間のMOU締結を始めとして、特許庁及びその傘下機関と業種団体間で計7件のMOUが更に締結された。

＜表Ⅱ-1-15＞業種団体別協力体系の構築状況

産業分野	締結機関	締結日	主要内容
建設分野	国土交通部	2014. 12. 1	優秀建設の海外知的財産権の獲得、建設分野特許の創出及び活用能力の強化、建設分野の知的財産認識向上のための教育及び広報
物理・融合保安	特許情報院－知識情報保安産業協会	2014. 11. 12	保安分野の共存協力体系の構築
プリ産業	韓国金型工業協同組合	2014. 6. 19	知的財産権分野での協力
	韓国溶接工業協同組合	2014. 9. 18	知的財産権分野での協力
造船	韓国造船海洋プラント協会	2014. 7. 15	<ul style="list-style-type: none"> ○特許技術分科会議の運営 ○「造船海洋の日」特許長官賞の授与 ○大韓造船学会秋季学術大会の際に「特許セッション」を共同運営

	韓国造船海洋 資機材研究院	2014. 11. 24	<ul style="list-style-type: none"> ○造船海洋分野のIP-R&D政府支援事業を紹介するための戦略セミナーを共同開催 ○「国際造船海洋産業展」の特許相談ブースを運営
スマート TV	知識財産戦略 院－スマート ホーム産業協 会	2014. 10. 1	<ul style="list-style-type: none"> ○スマートホーム及びスマートTV分野の有望技術の導出を協議 ○研究開発協力 ○実務協議会の運営

また、知的財産の重要性を喚起するとともに産業界と特許情報を共有するため、業種別特許分析の結果及び知的財産戦略に関する寄稿文の作成などを実施し、国内企業に特許庁の審査制度及び支援政策を広報するとともに審査官と共同でIP競争力強化を議論するための懇談会と説明会を計46回開催した。

審査官の専門性強化及び審査品質強化のために審査課別に独自の審査品質管理活動を64回開催し、業種団体との協力体系を構築するためのIPブースの運営と専門家プール共有などの活動を展開した。

ハ．評価及び発展方向

産業界の技術発展を最も近くで体験する職種は開発者を除けば特許庁の審査官である。産業分野別の特許競争力強化方策はそのような審査官の目から見て対象産業分野に最も適した戦略を提示したという点で意味がある。

2015年からは産業別団体との協力ネットワークの強化、融・複合技術に対する新規性と進歩性判断基準の調和、審査官専門性の向上及び特許審査3.0の活用などを積極的に推進して国内中小企業の特許競争力強化に貢献する予定である。

第2節 商標・デザイン分野

1. 概観

商標デザイン審査局 商標審査政策課 書記官 イ・イッキ

無形資産の価値が高くなる「知識・情報社会」に本格的に突入したことで、消費者の感性、文化を反映した商標(ブランド)・デザインの重要性が増大しつつある。商標とデザインは技術の上方標準化によって似たような製品が溢れ出ている状況の中で消費者が製品を選択する主な基準となっている。エルメスのバーキンバックの値段は最低800万ウォンから最高2億ウォンに達している。一般のバックとの価格差を作っているのはブランドとデザインの力である。

このように商標・デザインの価値が高まる一方の現実の中で主要国は自国企業の競争力を高めるため、審査処理期間の短縮に力を入れている。商標の場合、審査処理期間を米国は2005年6.3ヶ月から2013年3.1ヶ月に、日本は2005年6.6ヶ月から2013年4.2ヶ月に短縮した。デザインの場合、米国は2005年11.0ヶ月から2013年9.5ヶ月に、日本は2005年7.0ヶ月から2013年6.3ヶ月に各々短縮した。このような世界的な流れに歩調を合わせて韓国特許庁も審査処理期間を短縮してはいるものの、未だに主要国に比べて審査処理期間は多少遅い方である。

また、審査処理期間の短縮によって審査品質が落ちないように取引現状を反映した商標・デザイン審査基準の改正、商標・物品分類体系の整備、審査官教育及び研究会活動の強化、検索システム改善への取り組みなどを並行する一方、審査に対する顧客満足度調査を通じて品質を管理している。また、商標・デザイン分野に対するグローバルスタンダード形成議論に参加し、それを積極的に国内制度に反映できるよう国際協力を強化している。

2. 商標・デザインの迅速な権利化及び審査品質の向上

商標デザイン審査局 商標審査政策課 行政事務官 キム・ヘスク

イ. 推進背景及び概要

商標は既に使用中もしくは商品発売と同時に出願される場合が多く、デザインはライフサイクルが短いため迅速な審査処理を通じて権利化することが何より重要である。米国を始めとする主要国も迅速な審査処理のために力を入れている。

<表Ⅱ-1-16> 主要国における商標・デザインの審査処理期間の状況

(単位：ヶ月)

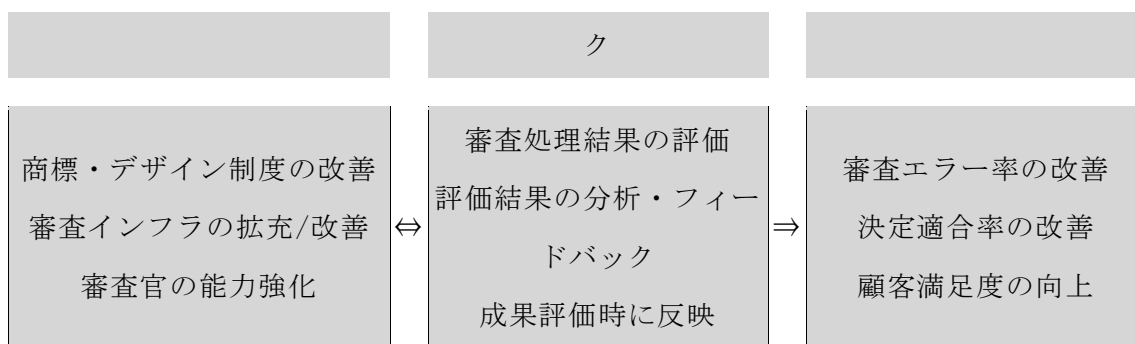
区分	韓国(2014)	米国(2013)	日本(2013)
商標	6.4	3.1	4.2
デザイン	6.5	9.5	6.3

そこで韓国特許庁は1人当たりの審査処理物量を増やすなどの自助努力を通じて2014年度の商標審査処理期間は6.4ヶ月、デザイン審査処理期間は6.5ヶ月を達成し、2013年に比べて審査処理期間を1ヶ月以上短縮した。

一方、審査処理期間の短縮を通じた迅速な権利化支援の他に、優れた審査品質を維持するための努力も続けている。審査品質の向上は制度改善や審査インフラの拡充及び改善、そして審査官の審査能力の強化が同時に実現されてこそ可能である。特許庁では2013年度からこれらの3要素を盛り込んだ「商標・デザイン品質向上戦略」を樹立・推進している。また、その後続措置として2014年度には客観的な指標である「審査品質管理指数」を測定して成果評価にそれを反映するとともに、審査争点事例に対しては議論する「審査品質点検会議」を新設して毎月運営するなど、審査品質の向上に向けた好循環体系を構築した。

<表Ⅱ-1-17> 2014年商標・デザイン審査品質向上推進体系





ロ. 推進内容及び成果

1) 商標・デザイン制度の改善に向けた法令改正

特許庁は公正な商標使用秩序の確立という目標の下で商標権侵害による損害賠償請求権者を実使用者に限定し、著名商標の希釈化を防止し、信義則に反する商標登録出願を防止する内容で商標法が一部改正されたことを受け、2014年6月からこれを施行している。その他にも商標登録出願人の便宜を図るとともに規制を緩和するための商標法全部改正案を設け、商標共存同意制度の導入、審査官の職権補正対象の拡大、手数料返還対象の整備など制度を整備する計画であり、該当法案が2014年末国会に提出されて現在国会産業通商委員会に係留中である。

また、デザイン団体、企業、学会及び弁理業界など多様な分野の意見を受け入れてデザインの創作性要件を強化し、複数デザイン登録出願制度を大幅改善する一方、類似デザイン制度を廃止して関連デザイン制度を導入するなどを骨子とするデザイン保護法全部改正(案)が2013年国会を通過し、2014年7月から施行している。

のみならず、NICE第10版(2014年バージョン)の新しい商品・サービス業の名称及び実取引社会で使用される包括名称を「商品・サービス業の名称及び類区分に関する告示」に先駆けて反映することで、グローバルスタンダード及び取引現状に合致する商品目録及び商品分類体系を構築して国内外の商標出願人の商品名称表示・類区分に関する便宜を図ると同時に、商品審査の正確性・合理性を高めた。

2) 商標・デザイン審査インフラの拡充及び改善

商標の場合、企業が使用を希望して実際使用する商標に対して積極的に権利を与え、模倣・先取り目的の不正な商標出願に対する審査を強化するため、商標審査基準を改正して2014年1月から施行した。これを通じて出願人観点のポジティブ審査を行い、顧客の満足度を高める高品質の商標審査が実現できるものと期待している。

そして、図形商標など商品及びデザイン物品の分類事業、先行商標・デザイン調査分析事業、商標・デザイン審査システムの改善などの審査支援事業を推進することで審査官の審査負担を減らし、審査品質を高めるための土台を構築した。

3) 審査官の審査能力の強化

審査品質は審査処理業務を直接遂行する審査官の能力によって左右される。そこで韓国特許庁は商標及びデザイン審査官の審査能力を高めるため、商標デザイン審査争点・ノウハウ発表会の開催、研究会の運営、外部専門家招聘講演の実施、審査参考資料の発刊など様々な取り組みを図った。

商標デザイン審査局独自の「成果評価及び審査品質管理方策」を設け、審査官の品質管理活動と研究教育活動を客観的に数値化した「審査品質管理指数」を測定して成果評価の際に審査適合度評価資料として活用している。

審査争点・ノウハウ発表会は各審査官の審査処理過程で現れた審査争点又はノウハウを発表させることで審査官間における審査情報の共有・拡散という効果を狙ったもので、四半期毎に定例化して審査官の能力を高める契機を作った。また、パート長中心の審査事例研究会である商標デザイン審査品質点検会議を毎月開催することで、新しい審査政策の方向を共有し、それに基づいて一貫性のある審査になるように取り組んだ。

<表Ⅱ-1-18> 2014年商標・デザイン審査争点/ノウハウ発表会の開催状況

日付	審査争点/ノウハウ発表のテーマ
2014年 上半期 (5. 22)	農産物の種子、苗木など品種名称関連の商標審査方策
	国内地名を中心に見た「顕著な地理的名匠」の認定範囲の検討
	機関・団体名称標章の識別力検討
	法定洞及び放送などを通じて知られた地名に対する「顕著な地理的名称」の適用検討
	アルファベット一文字を図形化した標章の識別力判断事例
	デザイン条約優先権主張に関する審査事例の研究及び改善方策
	3D(立体図面)デザイン出願の審査事例及び改善方策
2014年 下半期 (11. 4)	識別力のない文字が結合した図形複合商標の審査改善方策
	商標的使用の同一性判断の考察
	識別力のない単語が結合された標章に対する事例研究
	商標法第7条第1項第11号前段に関する検討
	記述的な文字が一部変形された標章の識別力判断
	審査の利便性向上及び期間短縮のためのデザイン審査システムの改善方策
	デザイン登録出願の補正に関する争点別審査事例の検討

一方、学会及び弁理士など庁外の商標・デザイン分野専門家招聘講演会を開催し、関連業界のトレンドを審査に反映できるようにした。また、商標・デザイン分野の新しい政策及び制度改善課題を発掘し、制度変更事項を審査官間で共有するために商標・デザイン制度研究会を計7回開催した。

<表Ⅱ-1-19>2014年商標分野における外部専門家招聘講演の状況

日付	発表テーマ	発表者
12. 17	侵害訴訟における商標、デザインまたは表紙の類似判断	ペク・カンジン ソウル高等裁判所判事

<表Ⅱ-1-20>2014年デザイン分野における外部専門家招聘講演の状況

日付	発表テーマ	発表者
5.16	画像 (UI/UX) デザイン実務の理解	シン・チャンボム教授 (延世大、デザイン学部)
11.6	デザイン経営戦略でデザイン権DBを民間活用した事例	チョン・ブヨン弁理士
12.10	Design with Smart Things、クラウドソーシングを利用したデザイン事例	キム・ファン研究員 (KAIST)

国内外の商標・デザイン法令及び制度などに関する審査参考資料を発刊し、審査官が活用できるようにした。

＜表Ⅱ－1－21＞2014年商標・デザイン審査参考資料の発刊状況

日付	審査参考資料
2014.2	商標審査基準
2014.2	2013年4/4半期商標審査品質向上のための商標取消差戻審決事例集
2014.6	ハーグ協定による産業デザインの国際出願のためのガイドブック
2014.7	デザイン審査基準
2014.7	マドリッド国際商標登録出願実体審査指針書の改訂版
2014.7	デザイン審査通知書例文集
2014.7	デザイン物品類別の物品目録
2014.7	国際デザイン登録出願の審査事務取扱規定
2014.8	商標関連法令集
2014.8	デザイン保護法令集
2014.9	国際デザイン審査通知書の英文例文集
2014.9	類似商品サービス業の審査基準
2014.12	審査品質向上に向けた改正デザイン保護法の理論教材
2014.12	デザイン取消差戻審決事例集
2014.12	デザイン国際分類指針書
2014.12	国際デザイン登録出願実体審査指針書

2014. 12	デザイン審査標準手続書
----------	-------------

ハ. 評価及び発展方向

特許庁が独自に2014年度商標・デザイン審査品質など顧客満足度を調査した結果、商標・デザイン審査分野の総合満足度は2013年と似たような水準であることが分かった。顧客満足度を高めるためには迅速な権利付与と同時に審査制度の改善、インフラの拡充及び審査官能力の強化など審査品質の向上に向けた持続的な努力が必要である。

<表Ⅱ-1-22> 2014年度顧客満足度調査の結果(商標・デザイン審査分野)

区分	総合満足度	記載事項の理解容易性	審査官の審査専門性	審査過程の公正性	審査官説明の理解容易性	審査官の親切度
下半期	72.28	70.67	71.17	-	73.75	75.75
上半期	72.64	72.03	71.72	73.60	-	74.38

特許庁は2015年度にも審査品質管理のための主要政策課題推進計画を樹立・施行し、審査評価制度を通じた独自の審査品質水準の測定と補完、そしてフィードバック体系を整えつつ、顧客の立場から公正な審査処理が行われるように努める計画である。また、審査処理期間を追加的に短縮し、国民が速やかに商標・デザイン権を確保することができるよう支援していく計画である。

3. 商標・デザイン審査インフラの改善

イ. 商標・デザイン審査基準の改正及び教育など

商標デザイン審査局 商標審査政策課 書記官 ハン・サンギョ
 デザイン審査政策課 行政事務官 チェ・ウンリム

1) 推進背景及び概要

イ) 審査基準の改正

2014年商標分野では頻繁な部分改正によって散漫になった構成体系を整備し、公正な商取引秩序の確立及びポジティブ審査を制度的にバックアップするため、商標審査基準を全部改正して2015年1月1日から施行した。商標審査基準は1993年12月特許庁例規として制定されて以来24回にわたって部分改正が行われただけで全部改正は一度も行われなかった。主な改正内訳を見ると、まず形式面では既存の法条文体系を「部」－「章」－「番号」の体系に変えることで多様な事例や例示を簡単に追加できるようにするとともに、内容面では画一的で機械的な審査を止揚して商標制度の根本目的に符合する審査になるよう各条文に対する具体的な制度の趣旨を追加する一方、非典型商標審査基準を設けて反映した。

ロ) 商標・デザイン審査官の専門性涵養のための教育

商標・デザイン審査の一貫性及び専門性を強化し、審査官が審査実務に速く慣れるようにするため様々な職務教育を実施した。審査におけるエラーの発生可能性を最小限に抑ると同時に審査能力を高めるため、国際知識財産研修院の新規審査官課程を通じて商標・デザイン審査基準、主要条文別の審査事例などに対する教育を実施した。また、中堅審査官課程を通じて意見提出通知書及び拒絶決定書の作成事例練習を実施することで審査の信頼性及び責任性を強化した。そして、商標・デザイン審査局に新しく転入した審査官を対象にオーダーメイド型教育を実施して審査能力の強化に力を入れている。

ハ) 個別商品間の類似性判断協議審査制度の導入

商品類似性判断の一貫性を維持するとともに商品審査の効率性を高めるため、特許庁ではNICE国際商品分類体系とは別途に類似群体系を運営している。これは商品そのものの属性及び取引現状またはサービスの性質や内容、サービスの取引現状が同一または類似する商品群・サービス群を類似群として範囲を設定して個別商品別に個々の類似群コードを付与するものである。従って、審査段階で出願された商標の商品と先

登録・先出願商標の商品間類似判断の際に類似群コードが同一である場合は原則として同一・類似する商品として推定して商品審査を行っている。

しかし、個別商品の類似群コードが同一であるにも関わらず商品の属性、生産者部門、需要者部門など取引現状が類似していないという審査官及び出願人の意見が後を絶たず、審決及び判決においても比較される商品間で類似しないという事由で取消差し戻される事例が少なくなく発生しているため、審査官が類似群コード体系に囚われず個別・具体的に商品間の類似性判断を下せるよう2009年4月に「類似商品・サービス業の審査基準」を改正して審査の品質を高めている。

2) 推進内容及び成果

イ) 商標・デザイン審査官の専門性涵養のための教育

(1) 転入審査官に対する教育の強化

2014年には商標・デザイン分野の転入審査官と新規採用人材に対する業務適応及び審査実務能力を培うために独自の転入審査官職務教育(OTL)を実施した。

(2) 審査官向け関連法令教育の強化

産業発展及び取引現状の多様化・複雑化に対応するために商標・デザイン関連の研究会を運営し、商標・デザイン分野の制度のみならず知的財産と関連する多様かつ幅広い知識が共有できるように取り組んだ。商標分野では最高裁判所の商標判例動向、ヨーロッパ商標制度及びOHIM商標審査実務、商標侵害事件における類似判断などを、デザイン分野では理論と判例を通じて見た韓、米、EU、中、日のデザイン侵害判断基準の最近動向、クラウドソーシングを利用したデザイン事例など様々なテーマと争点に対する発表と討論を通じて商標・デザインと関連する新しい知識を習得させることで政策の樹立に活用できるようにすると同時に、実務にも適用することで審査品質の向上にも貢献した。

ロ) 審査品質及び顧客満足度の向上に向けた審査体系の改善

(1) 審査品質の向上に向けたシステム性能の改善

2014年にも効率的でユーザーに優しい方向で審査システムの改善が行われた。審査点検表を作成する際に周期的に自動保存できるように改善し、商標見本が6枚以上である場合にも審査画面で全ての商標見本が確認できるようにすると同時に、審査を保留した出願に対して適正審査時期を簡単に把握できるように審査官メモ機能を実現した。また、検索システムで出願人コードで商標検索を可能にすることでいわゆる商標ブローカーの現状をより正確に把握できるように取り計らった。そして、パート長がパート員の審査処理期限の状況や審査実績が照会できるようにすることでパート長を中心に全体的な品質管理が行われるように支援した。

(2) 審査品質向上に向けた各種審査情報・資料の提供

商標審査と直接的に関連のある法令や制度の変更事項のみならず、商標・デザイン審査処理計画など政策関連資料も同時に提供することで審査官が商標・デザイン全般に関する現状を把握して業務が行えるようになった。のみならず、月別審査品質点検会議資料、四半期ごとの優秀通知書、協議審査事例、各種の教育資料などを審査官に提供することで審査品質の向上を支援した。このような資料は主に審査官が簡単にアクセスできる審査システム内の審査情報共有掲示板を通じて提供された。

(3) 商品・サービス業の類似性判断協議審査制度の施行

商標審査の際に審査官が類似群体系とは別に個別具体的に商品及びサービス業の類似判断ができるように関連審査基準を改正した。また、専門化・細分化している取引現状などを類似群コード体系が正確に反映するには一定の限界があることから、2011年324個に過ぎなかった類似群コード体系を2013年末690個まで大幅細分化して取引現状に符合する商品・サービス業の類似判断を図った。しかし、類似群コードを細分化

して審査官が個別具体的に商品またはサービス業間の類似判断を行っているにも関わらず、特許審判院などで比較される商品がお互い類似しないという事由で取消差戻される事例が依然として減っていない。

このような問題点を解消するため、出願人が比較対象の商品がお互い類似していないという趣旨で主張したり、審査官の裁量で同じ類似群コードが割り当てられた商品であっても商品の属性、生産者部門、需要者部門など取引現状などを総合的に判断した時に類似しないと判断したり、逆にお互い異なる類似群コードを持つ商品間で類似する標章に同時に使用された場合一般需要者などが出处を誤認・混同する恐れがあると判断した場合、審査官は類似群コードに囚われることなく取引現状などを踏まえて類似性を判断するようにした。

但し、類似性判断の公正性及び客観性を確保するため類似群体系と異なる判断をする場合には事前に商標審査政策課の分類担当事務官と協議審査を行うようにする事前協議審査制度を2013年9月に導入し、2014年には230件余りの商品協議審査を実施した。それによって類似群体系と異なる判断を下した事例が協議件の55%に達している。

今後は審査官との商品協議審査事例を蓄積し、類似群コード体系の調整資料または審査官の商品審査教育資料として活用する予定であり、審査官との協議審査制度が商品審査の品質向上に貢献できるものと期待している。

ハ) 商標・デザイン審査基準などの改正

2014年は商標審査において新しい転機を迎えた年である。20年余りの期間で初めて商標審査基準の全部改正を推進し、商標法の根本目的に符合する審査が行われるよう制度的な基盤を整えた。これを通じて他人の商標を模倣したり、信義誠実の原則に反して出願する商標に対しては拒絶し、一方消費の特性を暗示するなどの良い商標、価値のある商標に対しては積極的に権利を与えられるようにした。同時に、商標見本の補正において要旨変更の要件を緩和し、審査官の職権補正の範囲を拡大するなど出願人の便宜が図れるよう様々な制度を改善した。のみならず、商標・デザインの審査事

務取扱規定を改正して中間書類処理期間を短縮することでより迅速な審査結果の提供を可能にし、指定商品だけに拒絶理由がある場合は追加的な補正機会を与えて出願人が積極的に商標権を確保できるように支援した。商品審査においても審査官が類似群体系とは別に個別具体的に商品及びサービス業の類似判断ができるようにしたこと現実と符合する商品審査を取り計らった。このような幾つかの改善事項は、模倣や不正な目的を持つ商標出願に対しては商標登録を許さず、健全に使用しようとする商標に対しては積極的に権利を付与して公正な商取引秩序の確立を目指している特許庁の意思が盛り込まれていると言える。特許庁は今後このような観点から持続的な制度補完を通じて審査サービスを改善していく計画である。

デザイン審査基準は以下のように全部改正を完了した。第一、構成体系を整備してユーザーの便宜を図った。構成内容を審査手続きによって「適用要件」、「処理手続き」、「判断方法」の順に整備し、主要審・判決例など事例を補完した。また、構成形式では項目区分段階を減らして審査基準がより分かり易いようにした。

第二、デザイン創作性の要件及び判断基準を補完した。容易創作の判断は国内・外の周知形状まで拡大し、もし周知形状に基づいたものであってもデザイン開発及び取引現状を考慮して創作性の認定可否を判断するように補完することで創作者の権利保護を強化した。

第三、関連デザイン出願の要件及び適用基準を新設した。関連デザインの出願時期を基本デザイン出願日から1年以内に制限し、関連デザインに類似したデザインを設定登録状況に関係なくデザイン登録が受けられないように規定した。従前の法令によって出願または登録した基本デザインに対しては改正された法令の施行日から1年以内に関連デザインを出願できるよう措置した。

第四、拡大された先出願の適用要件を緩和した。従来は出願人が同一人であれ他人であれ関係なく先出願の一部と同一・類似する後出願デザインは拒絶理由を通知したが、出願人が同じ場合は拡大された先出願規定を適用しないようにして部分的な改良デザインの保護を可能にした。

第五、複数デザイン登録出願の審査基準を新設した。複数デザイン出願は審査または一部審査対象物品に関係なく同じ物品類に限って100個まで同時出願が可能になった。そして、一部デザインに拒絶理由がある場合該当デザインに対してのみ拒絶理由が通知できるようにすることで国際条約との調和を図るとともに出願人の便宜を図った。

第六、産業デザインの国際分類である「ロカルノ分類」を導入してデザイン物品の区分を整備し、一部審査対象物品を第2類(衣類及びファッション雑貨用品)、第5類(繊維製品、人造及び天然シート織物類)、第19類(文房具、事務用品、美術材料、教材)として定めた。物品類は出願書の必須記載事項であり、誤記載に対しては拒絶理由を通知させた。

第七、ハーグ協定による国際デザイン登録出願の図面に書かなければならない事項、出願の補正、審査の保留、出願の分割など国際デザイン登録出願の形式及び手続きに対する特例基準を設けると同時に、新規性喪失例外主張の時期、優先権主張の時期など法定期間適用の特例基準を設けた。

第八、デザイン図面の提出方式を一元化することで図面の提出要件を明確に規定し、物品の材質未記載に対する画一的な審査の止揚、再審査請求の認定範囲拡大など不合理な審査慣行を改善した。

＜表Ⅱ－1－23＞商標・デザイン分野における審査実務関連教育の実施状況

区分	局独自	研修院	特許審判院
対象別教育	新規転入審査官オーダーメイド型教育*	新規・中堅審査官課程(2つの課程)	-
分野別教育		法令及び事例の研究課程(13の課程)	-
職務高級専門教育	研究会の運営(4つ)	-	訴訟実務及び法令教育(2つ)

			の課程)
--	--	--	------

*教育実績：新規転入審査官オーダーメイド型教育(商標：2回15人、デザイン：3回12人)

ロ．商標・デザイン審査支援

商標デザイン審査局 商標審査政策課 行政事務官 イ・ヒョンベク
 デザイン審査政策課 行政事務官 ユン・セギョン

1) 推進背景及び概要

イ) 商標調査分析事業

特許庁は2003年から商標審査業務の一部である商標分析・検索を外部専門調査機関に委託して処理している。即ち、外部専門調査機関を通じて出願商標及び指定商品の意味と使用実態を調査・分析し、出願商標と同一・類似したり、関連性のある先出願・先登録商標など参考証明資料を検索・提供することで審査人材を増員することなく審査官の審査負担を減らすとともに審査の質を高めている。

商標調査分析事業は商標法第22条の2第1項「特許庁長は商標登録出願の審査において必要と認められた場合は、専門調査機関を指定して商標検索と商品分類の付与業務を依頼することができる」という規定に基づいて実施されている。

ロ) マドリッド国際商標登録出願の指定商品翻訳分類事業

特許庁はマドリッド議定書の施行を受けて、韓国特許庁を指定国官庁とする国際商標登録出願の英文指定商品の翻訳と分類業務を外部専門調査機関に処理させることで、迅速かつ効率的な国際商標審査業務を図っている。英文指定商品の翻訳は2004年から、英文指定商品の分類は2009年から専門調査機関が行っている。

本事業はマドリッド国際商標登録出願書と補正書の英文指定商品の名称を韓国語に翻訳し、指定商品进行分类して指定商品名が明確である場合は類似群コードを付与し、不明確である場合は未確定原因を「他類指定」、「包括名称」、「その他不明確」などで表記して商標審査に活用できるようにする事業である。

ハ)商品分類事業及び図形商標分類事業

特許庁は審査官の業務負担を減らすことで商標審査の品質を高め、適正期間内に商標審査が行われるようにするため、2009年から外部専門調査機関による商品分類事業と図形商標分類事業を新たに始めた。

商品分類事業は出願商標の指定商品の中で特許庁に構築されている商品分類DBと一致せず自動的に類似群コードが付与されない商品を商品分類体系と商品分類基準に基づいて分類し、明確な指定商品である場合は類似群コードを付与し、不明確である場合は未確定原因を「他類指定」、「包括名称」、「その他不明確」などで表記する事業である。

図形商標分類事業は図形商標として出願された商標を図形商標分類基準に沿って分類し、適正なウィーン分類コードを与える事業である。

ニ)デザイン調査分析事業

デザイン調査分析事業は審査官の業務負担軽減、審査処理期間の短縮及び審査品質の向上のため、先行デザインの検索及び分析業務を外部専門調査機関に依頼するものであり、2008年から導入された。デザイン調査分析事業はデザイン保護法第59条第1項、「特許庁長はデザイン登録出願を審査する際に必要と認められた場合、専門機関を指定して先行デザインの調査、その他大統領令で定める業務を依頼することができる」という規定に基づいて実施されている。

ホ)デザイン物品分類事業

特許庁は審査官の効果的な先行デザイン検索のため、用途と機能によって固有の韓国物品分類基準を定立して出願デザインの物品分類記号別に審査DBに搭載しており、2009年から外部専門機関による委託事業を推進している。2014年7月ハーグ協定加盟によってロカルノ国際分類¹³のサブクラス情報を付与する作業も併行することで、審査官の先行デザイン検索に貢献している。

へ) 公知デザイン審査資料整備事業

公知デザイン審査資料整備事業は刊行物、インターネット公知デザイン及び海外デザイン公報などを収集及び整備することであり、国際的な審査流れに対応するとともに高品質の審査サービスを提供するために外部専門機関に事業を委託している。特に、1998年特許庁の電子出願及び審査システムの導入をきっかけに従来文書形態で収集したものをコンピュータシステム環境下で使用できる電子イメージで構築し、2004年からはインターネット公知デザインを追加的に収集・整備している。

ト) 国際デザイン審査基盤作り事業

産業デザインの国際登録に関するハーグ協定加盟によって2014年7月から韓国特許庁を通じた国際出願及び大韓民国を指定国とする国際デザイン登録出願制度が導入された。それによって指定官庁としての国際デザイン登録出願に対する審査を支援するため、外国語出願書の翻訳及び英文指定物品に対する分類コード付与などを外部専門機関に依頼することで審査効率性を高めている。

2) 推進内容及び成果

¹³ 正式名称はデザインの国際分類制定に関するロカルノ協定 (Locarno Agreement Establishing an International Classification for Industrial Designs) であり、デザイン物品分類の国際的な統一のための協定で、スイスのロカルノでパリ条約加盟国が集まって1968年10月に採択した。2013年末現在、イギリス、フランス、イタリア、ドイツ、中国、北朝鮮など53カ国が加盟し、世界知的所有権機関(WIPO)、アフリカ知的財産機関(OAPI)、アフリカ広域知的財産機構(ARIPO)、ベネルクス知的財産機構(BOIP)及び欧州共同体商標意匠庁(OHIM)などハーグ協定に加盟した団体は実質的にロカルノ分類体系を使用している。

イ) 商標調査分析事業

特許庁は2003年「(財)韓国特許情報院」を商標専門調査機関として指定して本事業を行ってきたが、競争システムを通じて事業の品質評価を高めるため2005年12月に民間企業である「(株)WIPS」を商標専門調査機関として追加指定し、2006年から複数競争体制で事業を運営している。

＜表Ⅱ－1－24＞ 商標調査分析事業の推進実績

(単位：件、百万ウォン)

区分	2010	2011	2012	2013	2014
アウトソーシング件数	36,469	36,018	39,771	50,010	62,896
執行額	1,371	1,394	1,584	2,142	3,220

毎年調査員を対象に商標法理論及び審査実務高級教育、調査品質向上方法を模索するためのワークショップ、セミナーなどを定期的を実施する一方、2009年から調査報告書の活用による審査官審査実績点数の差引制度を導入して調査分析事業の効果向上を図り、2010年からは課業対象範囲を拡大して文字だけで構成された商標のみならず、文字商標の約5倍に達する図形要素が含まれた商標も商標調査分析事業の対象に入れ、審査官の業務負担を減らすことで全体的な審査品質の向上を図った。

2012年中盤に審査処理期間の短縮に実質的な効果をもたらす改善策を講じるとともにシステムを構築するなどの準備過程を経て、2013年からは先行商標検索中心から脱して審査に必要な全ての資料を調査するよう事業を改編し、商標審査・審判の経歴者や弁理士などを活用して審査全般にわたって審査官業務を補助する専門調査員制度を導入した。また、経歴審査官と調査員を1：1でマッチングして調査分析件毎に確認・指導し、審査ノウハウの伝授を通じて調査品質の向上を図った。その結果、審査業務軽減率を従前15%から最高70%に引上げるなど事業効率を画期的に高めた。更に、2014年10月にはこれまで改編された事業内容を制度化し、事業を体系的に運営・管理するために既存の告示を大幅見直して「商標・デザイン専門機関の指定及び運営と審査支援事業管理などに関する告示(特許庁告示第2014-25号)」を制定した。同時に、品

質による事業管理をより強化するため審査官の主観的・形式的な既存の品質点数算出方法を改善して審査官の件別品質点数(40%)、定性的能力評価(20%)及び審査品質課の評価点数(40%)を総合して算出した総合品質点数体系を構築した。それによって専門機関間の事業物量振り分けにおいて客観性・透明性を図るとともに、評価結果が専門機関事業物量と調査員の個人成果につながるなど品質管理を一層強化している。

ロ)マドリッド国際商標登録出願指定商品翻訳分類事業

特許庁は2004年から「(財)韓国特許情報院」を通じて英文指定商品の国文翻訳を始め、2009年度からは「(株)WIPS」を新たに参入させて複数競争体制で運営している。また、事業範囲を英文指定商品の分類まで拡大することで分類業務の遅延を予防し、審査官の業務負担を減らすことで、国際商標1次審査処理期間の短縮に貢献している。

<表Ⅱ-1-25>マドリッド国際商標登録出願指定商品翻訳分類事業の推進実績

(単位：件、百万ウォン)

区分	年度	2010	2011	2012	2013	2014
英文指定商品の翻訳	アウトソーシング件数	12,342	12,572	11,983	13,015	13,089
	執行額	327	411	402	439	441
英文指定商品の分類	アウトソーシング件数	75,341	88,004	83,881	91,105	90,218
	執行額	67	79	78	86	85

ハ)指定商標分類事業及び図形商標分類事業

指定商品分類事業と図形商標分類事業は2009年からスタートした。分類品質を高めると同時に事業を安定的に定着させるため、定期的に商品分類と図形分類の理論及び実務高級教育、セミナー、分類品質点検会議、特許庁の審査官と調査機関の分類担当者間の定期的な交流などを実施して業務ノウハウを共有すると同時に、審査官と分類担当者が分類結果に対して随時意見を交わすことで誤分類の発生を最小限に抑えられるように多角的な努力を傾けてきた。

＜表Ⅱ－1－26＞指定商品分類事業及び図形商標分類事業の推進実績

(単位：件、百万ウォン)

区分	年度	2010	2011	2012	2013	2014
指定商品分類	アウトソーシング件数	270,000	375,986	583,815	472,611	261,162
	執行額	215	301	485	395	217
図形商標分類	アウトソーシング件数	43,000	44,133	49,432	48,606	51,018
	執行額	245	256	295	292	306

ニ)デザイン調査分析事業

特許庁は2008年4月15日「商標・デザイン専門調査機関の指定及び運営に関する要領(特許庁告示第2008-9号)」を制定したことで、該当年度の下半期から「(財)韓国特許情報院」と「株WIPS」をデザイン調査専門機関として指定し、デザイン調査分析事業を運営している。

一方、デザイン専門調査機関はデザイン保護法第59条の規定に基づき、デザインに対する専門知識を有する人材と装備、セキュリティ管理能力を備えた企業(法人)を専門調査機関として指定し、指定した専門調査機関とのアウトソーシング契約を通じて年間事業量を配分する方法で事業を進めている。

＜表Ⅱ－1－27＞デザイン調査分析事業の推進実績

(単位：件、百万ウォン)

区分	2009	2010	2011	2012	2013	2014
アウトソーシング	6,445	7,334	6,514	10,228	19,980	23,868
執行額	632	735	593	959	1,448	1,881

*2013年度のアウトソーシング件数はFA(First Action)処理基準

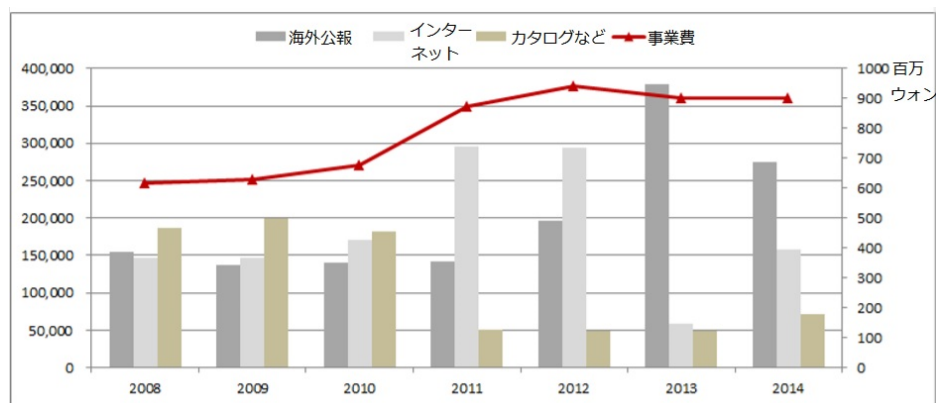
同事業の核心は審査活用度が高められる正確な報告書の作成であり、そのためデザ

イン保護法に関する教育と審査官・調査員間の懇談会開催、審査品質向上に向けた半期別ワークショップの開催などを通じて調査員の業務能力を高めた。2014年10月には「商標・デザイン専門機関の指定及び運営と審査支援事業管理などに関する告示(特許庁告示第2014-25号)」を制定し、専門機関別の事業物量振り分けのための総合品質点数体系を構築した。総合品質点数は審査官の件別品質点数(40%)、定性的な能力評価(20%)及び審査品質とのサンプリング検収(40%)を算出した点数であり、これによって専門機関間の事業物量の振り分けにおける客観性・透明性を図っている。

ホ) 公知デザイン審査資料の収集・整備事業

この事業は公知された最新デザインを審査資料として収集し、デザイン審査に活用できるようにデータとして構築する事業であり、これに関する知識やデータ加工能力を備えた企業をデザイン専門調査機関として指定し、アウトソーシングを行っている。収集対象となるデザインは、第一、インターネットを通じて公開・公知されるデザイン、第二、雑誌、カタログなどを通じて公開・公知されるデザイン、第三、米国、ドイツ、日本、OHIM、WIPOなどのデザイン登録・公開公報に収録されたデザインなど大きく3つで構成される。2012年度にはこれに加えて中国のデザイン公報と伝統文様関連のデザインも審査参考証拠資料として収集した。2013年度には韓国コンテンツ振興院との業務協約を通じて提供してもらうことになっているキャラクター関連のデザインと韓国デザイン振興院のデザイン公知証明を通じて寄託されたデザインを審査参考証拠資料として収集・構築した。年度別の予算金額と事業実績は以下の表のとおりである。

<図Ⅱ-1-3> 公知デザイン審査資料の収集・整備の状況



へ) デザイン国際分類であるロカルノ協定への加盟

ロカルノ協定で制定されたロカルノ分類はデザイン物品の分類に関する32の類(Class)と219の群(Subclass)、7,024の物品目録及び注釈で構成されている。専門家委員会によって通常5年毎に改正が行われ、2014年1月から第10版が施行されている。ロカルノ分類は行政的な性格だけを持っているため、デザイン権利の本質と範囲に関しては協定加盟国を縛ることはない。

ロカルノ協定加盟に備えて2005年からデザイン公報にロカルノ分類を韓国分類と並行して表記している。韓国がロカルノ協定に加盟した目的は、第一、デザインの物品分類に対する国際的な統一化傾向に対応してロカルノ分類体系に転換し、ハーグ協定に加盟するためである。第二、デザインのコンセプト保護強化と強いデザイン権の追求に適しているためである。第三、国際的に統一された分類体系によって海外デザイン権獲得にかかる費用や時間が節減できるためである。一方、デザイン物品分類業務は審査官の審査負担を減らすとともに分類の一貫性及び正確性を確保するため、全体出願件数の約70%水準を外部デザイン専門調査機関に依頼している。

3) 評価及び発展方向

イ) 商標調査分析事業

毎年増加している出願件数に対応して処理期間を短縮するためには審査人材の増員が必要であるが、審査人材の増員には限界があるため、2013年基準で全体出願件数の30%水準であるアウトソーシング物量を2017年まで50%まで拡大することで、審査処理期間の短縮に大きく役立つよう運営する計画である。同時に、調査品質を高めるための調査員能力強化教育の実施及び品質評価の改善など品質管理努力も続けていく計画である。

ロ) マドリッド国際商標登録出願指定商品の翻訳分類事業

マドリッド議定書に明示された18ヶ月の審査処理期間を遵守し、指定商品審査の一貫性・統一性を維持することで、審査品質を高めるという目的を達成するため、審査官が要求するレベルの翻訳・分類人材の確保、翻訳・分類人材に対する持続的かつ専門的な教育、ワークショップ、セミナー、外部委託教育などを通じて品質を高めるための様々な努力を傾けることで、誤訳及び誤分類の発生を最小限に抑えるよう管理していく予定である。

ハ) 指定商品分類事業及び図形商標分類事業

指定商標分類の核心は一貫性を維持しながらも正確かつ迅速な分類を通じて円滑な審査業務を支援することである。そのため分類人材の能力を強化するための理論及び実務教育を持続的に実施し、評価結果をフィードバックすることで事業品質評価と管理を強化していく計画である。また、調査機関と連携して分類業務処理プロセス別のノウハウと商品類別・図形商標分類別のノウハウを体系的に整理した指針書を活用して誤分類率をより下げていく予定である。

また、調査機関内に商品分類及び図形商標分類専門家を指定・育成し、特許庁分類担当審査官を中心に国際商品分類の改編またはウィーン分類の改編など国際商標分類環境の変化に適切に対応していく予定である。

ニ) デザイン調査分析事業

この事業は審査官のデザイン審査業務の中で先行デザイン調査など登録可能性分析を外部の専門機関に依頼するものであり、審査官と同レベルの調査人材を確保することと審査環境の構築及び非公開デザインなどに対する厳しい保安管理が重要である。特許庁はこのような問題点を補完・克服するため、具体的なデザイン審査マニュアルを作成して専門調査機関に提供してより体系的な教育を実施している。また、デザイン審査システム機能を改善・発展させる一方、VPN(Virtual private network、仮想私設網)と特許ネットシステムを通じたデザイン資料の伝送と専門機関の保安管理に

も万全を期している。

2014年審査処理期間は6.5カ月であったが、2015年度には5.0カ月という目標を達成するためアウトソーシング規模を2014年23,868件から2015年28,539件(FA基準)に拡大する計画である。特に専門調査の拡大を通じて審査処理期間の短縮と品質向上に大きく役立てるように運営する計画であり、調査分析品質を高めるための調査員能力強化プログラムの改善と総合品質点数に基づいた事業物量振り分けなど品質管理に持続的な努力を傾ける計画である。

ホ) デザイン物品分類事業

同事業の目的はデザイン審査官が使用する検索システム上で旧韓国分類及びロカルノ国際分類による分類を通じて効率的な検索が可能になるように支援することである。2014年度には全体出願の72.7%を外部に依頼したが、2015年には84.5%を外部に依頼して分類の一貫性を高める計画である。また、旧韓国分類とロカルノ分類の整合マッピングのための物品分類研究会などの活動を強化する計画である。

へ) 公知デザイン審査資料の収集・整備事業

同事業の目的は実効性のある公知・公開デザイン資料を収集して正確に加工・分類し、速やかに特許庁の審査官に提供することである。したがって、2014年度の事業はデザイン出願の推移を考慮して物品別審査資料の収集量を決めた後に毎月納品させたが、納品データの検取搭載率は99.7%であることが分かった。2009年からデータの納品時期を1ヶ月間隔に短縮させるとともに、持続的な重複データ除去作業を通じて公知デザインDBの健全性維持に取り組んでいる。デザイン審査資料の保有状況は以下のとおりである。

＜表Ⅱ－1－28＞2014年デザイン審査資料の保有状況

(2014. 4. 2現在)

区分		数量	蓄積期間	収集周期
国内	デザイン公報	1, 281, 068	1960～	
	実用新案公報	473, 941	1999～	月2回
海外	日本公報	1, 337, 434	1999～	週1回
	中国公報	108, 862	2012～	月2回
	WIPO公報	163, 295	1998～	週1回
	OHIM公報	678, 426	2003～	週4回
	米国公報	267, 068	2002～	週1回
	ドイツ公報	262, 346	2006～	週1回
	過去の外国公報	676, 892	～1999	
その他	公知デザイン(カタログ、インターネット)	4, 336, 860	1980～	常時
	画像デザイン	167, 961	2003～	常時
	字体	31, 416	2004～	常時
	平面デザイン	217, 493	2012	単年
計		10, 003, 062		

ト)国際デザイン審査基盤構築事業

韓国はロカルノ協定に加盟するため、2011年1月17日WIPOにロカルノ協定加盟書を寄託し、3ヶ月後の2011年4月17日付で協定が発効した。それを受け、デザイン物品分類区分に関する告示及び物品区分表を改正し、細部的な物品名称を比較・分析したロカルノ－韓国分類対照表を発刊した。2014年4月1日にはハーグ協定に加盟し、2014年7月1日からはデザイン国際出願制度を運営している。

2015年度に米国と日本がハーグ協定に加盟することが予想されていることから、大

韓民国を指定国とする国際デザイン登録出願書に対する審査が本格化すると見られる。

4. 商標・デザイン分野における国際協力体系の構築

イ. 商標分野における国際協力体系の構築

商標デザイン審査局 商標審査政策課 行政事務官 ヤン・ムンジュ

1) 推進背景及び概要

二国間協力が活発に進んでいる特許分野とは異なり、商標分野における二国間協力は相対的に進んでいなかったのが事実である。これは特許分野とは違って商標分野は属地主義に基づいて審査が行われるため、二国間協力を通じて得られる実益が大きくないためであった。

しかし、2000年代初め以後商標分野に対して主要国間で制度を調和させようとする変化の動きが現れ始め、このような流れに変化の風が吹き始めた。

2) 推進内容及び成果

このような流れの変化は商標分野主要3カ国の集まりである商標3極(TM3)から始まった。商標3極の構成国である米国、日本、ヨーロッパは商標制度の調和を通じて出願人の便宜を図るため様々な事業を推進し、商標分野の国際議論をリードし始めた。

韓国は商標分野の国際議論において韓国の意見を反映させ、韓国出願人の海外出願の際の利便性を増進させるため、商標3極加盟に向けた多角的な外交活動を展開した。米国特許商標庁、日本特許庁、ヨーロッパ商標庁との個別的な二国間会議を通じて韓国のTM3加盟の必要性を主張し、その結果2011年5月韓国が正式会員として加盟した商標4カ庁(TM4)体制の発足に成功した。以後2012年5月中国のTM4正式加盟によりTM5が正式に発足したことで、特許分野のIP5に匹敵する商標分野の多国間協議体が本格的

に登場した。韓国は責任のある国際社会の一員として活動し、韓国出願人の利害関係を国際議論に反映させるため、TM5ウェブサイト構築事業をリードし、2013年12月にはTM5新規加盟国の中では初めてTM5年次会議の開催を成功させるなどTM5活動に積極的に参加している。

同時に商標分野の先進国である米国、日本、ヨーロッパの法制を研究し、先進国の長点を韓国の法制に反映するために個別的に二国間専門家会合も開催した。専門家会合を通じて非典型商標、証明標章、地理的表示などの制度運用に対する3カ国の運用ノウハウを学ぶことができ、商標法及び審査慣行改善のための資料として活用している。また、韓国企業にとって最大の出願国である中国との定例的な実務者レベル・長官レベル会合の開催に合意したことで、中国の審査制度・慣行に対する情報を収集すると同時に中国進出企業の商標保護を強化するための新たな転機を迎えた。

3) 評価及び発展方向

韓国は商標分野の国際議論をリードするTM5会議に積極的に参加する予定である。特に、2014年度韓国が主導する協力事業として公式に採択された「審査結果比較分析事業」を積極的に推進するとともに、新規事業を発掘することで韓国特許庁主導事業の範囲を拡大して韓国が特許と商標分野において名実ともに知的財産分野G5になったことを対内外に知らせる計画である。また、米国・日本・ヨーロッパ・中国との活発な二国間協議を通じてTM5で議論されなかったテーマに対して議論し、韓国出願人の海外出願における利便性を高めるために積極的に取り組んでいく予定である。特に、中国での悪意的な商標先取り及び商標ブローカーによる被害問題などに積極的に対応するため、長官会合、専門家会合など定例化された二国間協力チャンネルを活用して中国内韓国企業の商標権創出及び保護環境の改善に向けた協力事業などに積極的に取り組んでいく方針である。

ロ. デザイン分野における国際協力体系の構築

商標デザイン審査局 デザイン審査政策課 書記官 チョン・ホボム

施設事務官 キム・ジフン

1) デザイン法条約 (Design Law Treaty、DLT)

イ) 推進背景

2005年WIPOの「商標・デザイン及び地理的表示に関する常設委員会 (The Standing Committee on the Law of Trademarks, Industrial Designs and Geographical Indications、SCT)」で世界各国の相異なるデザイン法制を統一するために議論の必要性が初めて提起された後、2007年から2009年まで各国の制度に対するアンケート調査、分析、そしてそれに対する協議を経て条約案を取りまとめ、2010年から議論を続けている。

この条約案は今後世界各国のデザイン保護法制に影響を与えると予想されるため、韓国は同条約案に対する議論に積極的かつ体系的に対応している。

ロ) 推進内容及び成果

WIPO事務局はこの会議文書で産業デザイン出願に関する簡素化された国際規範を設けることで、この条約を履行する国家の国内法に簡素化された産業デザイン手続きを導入しようとするもので、商標法条約 (Trademark Law Treaty)、特許法条約 (Patent Law Treaty) などと類似していると説明している。

条約案は出願内容、代理人の選任、出願日の認定要件、新規性喪失の例外、創作者名義での出願、出願の分割、公開延期、交信用の住所、更新、期限の救済、権利回復、実施権、名義変更、名前・住所の変更など30条項で構成され、条約規則は出願手続き、権利回復、実施権、変更または訂正など15条項で構成されている。

この条項の中で出願内容、出願日の認定要件、創作者名義の出願、出願の分割、公開延期、更新など殆どの条項は既に韓国のデザイン保護法に反映されている、若しく

は改正中である。特に、2014年7月1日から施行中であるデザイン保護法には出願日に影響を与える重大な瑕疵に対しては差戻しよりは補完の機会を提供するという趣旨の出願日認定要件の条項が反映されている。

但し、代理人の選任、期限の救済、権利の回復、新規性喪失の例外、実施圏、名前・住所の変更などの条項は出願手続きにおける便宜を図るために国内法の改正が求められている。

ハ) 今後の推進計画

デザイン法条約(DLT)に対する議論は外交会議の開始推進と途上国への支援問題などに対して先進国と途上国の間で異見があるため、議論を続けるかどうかは現在不透明な状況である。特に、2014年第32回常設委員会ではアフリカグループを中心とする途上国側が伝統知識を直・間接的に表現したデザインの場合はそれに対する出處、情報などを出願書に記載して事前使用許諾を得るように定めようという新しい主張を打ち出し、個別条文に関する議論が熟したのでこれからは外交会議の開催に関する議論に集中すべきと主張する先進国側と対立した。このような先進国と途上国間の対立は今後も続く見込みであるが、このような一連の努力がデザイン分野において国際規範を形成する上で意味のある過程であるだけに協議過程に積極的に参加する計画である。

第3節 審判分野

1. 概観

特許審判院 審判政策課 技術書記官 ヤン・インス

特許審判は産業財産権(特許権・実用新案権・デザイン権・商標権)の発生・変更・消滅及びその効力範囲に関する紛争を解決するための特別行政審判であり、一般裁判所が担当している特許侵害訴訟とは違って専門的な知識と経験が必要であるため、特許庁所属の特許審判院が担当している。

このような特許審判は審査官の処分不服に不服して請求する「決定系審判」(請求人だけが存在)と既に設定された権利と関連する当事者の紛争に対する審判で当事者間の対立構図を取る「当事者系審判」(請求人と被請求人が存在)に分けられる。決定系審判には拒絶決定不服審判と訂正審判などがあり、当事者系審判には無効審判、権利範囲確認審判などが含まれる。

2013年以後審判請求件数は一時的に減少傾向となっているが、これは審査前置制度の廃止及び再審査請求制度の導入によるものと見られる。しかし、知的財産権をめぐる紛争が激化しているため、特許審判を通じて紛争の解決を図ろうとする需要は続くものと見られる。

<表Ⅱ-1-29>最近5年間審判請求件数の推移

(単位：件数、前年同期比増減率)

年度		2010	2011	2012	2013	2014
審判請求 件数 (増加率)	特許	9,829	10,137	10,441	8,447	7,586
	実用新案	(△13.7%)	(3.1%)	(3.0%)	(△19.1%)	(△10.2%)
	商標	4,043	4,293	4,306	4,567	4,395
	デザイン	(△3.6%)	(6.2%)	(0.3%)	(6.1%)	(3.8%)
	合計	13,872	14,430	14,747	13,014	11,981

		(△11.0%)	(4.0%)	(2.2%)	(△11.8%)	(△7.9%)
--	--	----------	--------	--------	----------	---------

また、サムスンとアップル間の特許紛争(2011.4)、オースラムとLG・サムスン間のLED照明特許紛争(2011.6)、ポスコー新日鉄間の特許紛争(2013.4)、SK-Celgard間の2次電池特許紛争(2013.7)など韓国グローバル企業を相手にする国際特許紛争が話題となり、韓-EU及び韓-米FTAの発効によって知財権侵害の疑いのある物品に対する税関の通関保留措置が強化された上に、医薬品許可-特許の連携制度が施行(2015.3)されたことで知財権の紛争は今後も増えるものと見られ、国内民事裁判所に提起される知財権関連の侵害訴訟件数もまた最近急激な右肩上がりの傾向にある。

<表Ⅱ-1-30>知財権侵害訴訟件数の推移

(単位：件数、受付基準)

年度	2009	2010	2011	2012	2013
侵害1審	129	184	418	1,371	1,681
侵害2審	41	54	47	56	100
最高裁判所	14	14	15	9	17

* 出処：最高裁判所司法年鑑 (<http://www.scourt.go.kr>)

一方、IP5主要国は知財権紛争を早急に解決するための方法を模索しているが、特に日本は特許拒絶不服審判の処理期間を2012年16カ月から2013年12カ月に4カ月短縮したことで審判の競争力を確保しており、米国、ヨーロッパ、中国もまた増加する特許紛争事件を処理するため持続的に審判官の増員を推進している。

従来、最高裁判所は特許無効審決が確定されない限り、進歩性に関する無効事由が存在しても侵害訴訟裁判所がそれを判断することはできないという立場を堅持してきたが、最近是一般侵害訴訟裁判所で進歩性の有無まで判断するケースが頻繁に登場し、それを肯定する最高裁判所の判例(最高裁判所全合2012.1.19.宣告、2010ハ95390)も登場している。したがって、特許紛争中である特許の無効審判や権利範囲確認審判の処理が大きく遅延する場合、侵害訴訟裁判所が審判の結果を待たずに判決するように

なったことで同一事案に対して紛争機関間で互いに異なる結論が出る可能性も高くなった。

このような状況の中で特許審判処理の遅延は特許権の不安定な状態を長期間持続させ事業化を遅らせるだけでなく、研究開発の意欲も低下させ、企業の競争力はもちろん国家競争力まで低下させる結果を招くので、特許審判院が迅速かつ正確な審判結果を紛争需要者に提供することは特許紛争の早期解決のために必ず必要と言える。

そこで、特許審判院は対内外的な環境の変化と需要者からのニーズを考慮して、当事者系(権利範囲確認審判、無効審判など相手とお互い争う事件)の審判処理期間を2015年末6ヶ月以内に提供するために様々な政策を樹立・施行している。2014年度には審判の迅速な処理を通じて特許紛争の解決に関する先導的な役割を強化するため、審判処理期間を8.0ヶ月に設定し、審判処理実績の超過達成などの自助努力を通じて審判処理期間目標を達成した。対内外の厳しい審判環境の中でも審判処理期間を短縮して特許紛争の需要者に審判結果を速やかに提供することができたことなどは肯定的に評価できる内容である。

しかし、一般民事裁判所における仮処分事件の平均処理期間が3～5ヶ月以内であることを考えると、審判処理期間をより短縮する必要がある。また、審判官1人当たり審決件数の場合は主要国に比べて多少高い水準(1人当たり特実分野の審決件数(2013年):ヨーロッパ(13件)、日本(43件)、韓国(79件))であり、口述審理もまた拡大施行(2007年161件→2014年633件)したことで審判官の負担が益々増加していることを考慮すると、まず審判官の増員を持続的に推進し、1人当たり審判処理件数もまた適正な水準に調整する必要があると言える。

<表Ⅱ-1-31> 審判官の定員と審判処理期間

区分		2010	2011	2012	2013	2014
審判官 (名)	特許・実用新案	65	65	65	65	66
	商標・デザイン	23	23	23	23	24

	合計	88	88	88	88	90
審判処理期間(ヶ月)		9.9	9.5	9.0	8.5	7.9

*2013年主要国の特許・実用新案の審判処理期間(決定系/当事者系)：日本12月/6月、
米国26月/18月

一方、特許審判院の審決または審判請求書や再審請求書の却下決定を受けた者がこれに不服しようとする場合、送達で審決または決定の謄本を受け取った日から30日以内に特許裁判所に訴訟を提起することができるが、このような審決取消訴訟の結果で特許裁判所の審決取消判決が確定されると、特許裁判所はその事件を再び審理して審決または決定をしなければならない。また、特許裁判所の判決に対して不服しようとする者は最高裁判所に上告できるが、上告は判決文が送達された日から2週間以内に提起しなければならない。

特許審判院の審決に不服して特許裁判所に提訴した比率は2013年15.3%から2014年14.5%に0.8%p減少したが、特許裁判所で審決が取り消される比率は2014年25.4%で2013年20.9%より4.5%p増加した。従って、特許裁判所で審決が取り消される事件に対して類型別、争点別に原因を分析して審判時の留意事項及び改善事項を確認して審理に活用するなど審判品質の管理を強化する必要がある。

特許裁判所の判決に不服して最高裁判所に上告した比率は2014年38.6%で2013年に比べて3.8%p減少し、特許裁判所の判決を破棄した比率は2014年7.0%であり、これは最近5年破棄率の中で最も低い数値である。

2. 審判品質の向上

特許審判院 審判政策課 工業事務官 ユ・チョルゾン
行政事務官 チョ・ゾンホ

イ. 推進背景及び概要

現在の知識基盤社会において知的財産は国家と企業、個人の競争力の鍵として浮上りつつあり、中核となる知的財産の確保有無は企業の生き残り及び国家競争力と直結している。したがって、知的財産権紛争の迅速かつ公正・正確な解決は何より優先すべき政策目標と言える。これまで特許審判院はこのような目標を達成するため、審判処理期間の短縮とともに審判品質を高めるための審判制度の改善及び審判インフラの拡充などに大きな努力を傾けた。

特に2010年以降は審判処理期間の安定的な維持を基に政策パラダイムを処理期間から審判品質の向上に変え、審判品質関連の評価及び補償システムの運営、審判インフラの拡充、審判官の専門性強化などに大きな努力を傾けた。また、審判品質を持続的に高めるため審判院の中・長期ロードマップを整え、核心課題を発掘した。

ロ．推進内容及び成果

1) 審判品質を高めるための評価及びフィードバックシステムの運営

イ) 審判品質評価委員会運営の充実化及び優秀審決文の選定

審判品質評価委員会は商標・デザイン/機械/化学/電気通信の4つの分野で構成され、委員長は該当分野の首席審判長、評価委員は該当分野の2人、他分野2人の首席または選任審判官で構成されるが、該当分野の評価委員のうち1人は審査課長として指定して四半期ごとに開催される。2008年までは特許裁判所の審決取消が「確定」された事件のみを対象にしたが、2009年からは特許裁判所が審決取消を「宣告」した事件まで評価対象とすることで、取り消された審決が審判官に迅速にフィードバックされるようにした。また、2009年からは審判院長が主宰する最終品質評価委員会を新設し、分野別に品質評価委員会が1次評価した事件を再検証することで審判品質評価の公正性及び客観性を高めた。

また、四半期毎に分野別の優秀審決文を選定・褒賞し、それを成果評価に反映した。審判部別に優秀審決文候補の推薦を受けた後、分野別の審判官評価団が優秀審決文選

定委員会に上程する最終候補を選定する。優秀審判文選定委員会はこれらのうち商標・デザイン分野及び特許・実用新案分野の優秀審決文を其々選定し、それを審判部にフィードバックすることで審判品質の向上にも活用した。

ロ) 優秀判例評釈の公募

特許審判院は裁判所の知的財産権関連の判例研究を通じて審判品質を高めることを目的として特許庁職員を対象に実施していた優秀判例評釈の公募を2012年からは外部までその対象を拡大した。2007年初めて施行されて以来2013年まで提出された判例評釈の累計件数は計195件であり、審判院長を委員長とする判例評釈審議委員会はその中から48件を優秀判例評釈として最終選定した。選定された優秀判例評釈に対しては特許庁ホームページなどに掲載、発表会の開催、「優秀判例評釈集」の発刊を通じて庁内外で知識として共有されている。

<表Ⅱ-1-32> 201年判例評釈公募の結果

等級	受賞者	所属	分野	評釈テーマ
最優秀 (1件)	キム・ビョンピル	ワナビート特許 法律事務所	特許	請求範囲の解釈において発明の詳細説明の「参酌解釈」と「制限解釈」
優秀 (2件)	イ・チョルスン	複合デザイン 審査チーム	商標	英文とハングル(音訳)で構成された商標の一部使用時における商標使用の認定可否
	ク・ジャグアン	審判3部	商標	英文とハングル(音訳)で構成された商標の一部使用時における商標使用の認定可否
奨励 (3件)	オ・チャンソク	医療技術審査 チーム	特許	数値限定発明の新規性及び進歩性の判断基準
	パク・セウン	漢陽大法学課	商標	商標不使用取消審判における登録商標の使用関連
	ユ・インホク	中央大ロース クール	特許	職務発明補償請求権の法的性質

ハ) 裁判所勤務結果発表会の開催

特許庁は知財権事件に対して技術的な諮問の役割及び必要に応じて審理に参加するよう裁判所に技術審理官及び裁判所調査官を派遣している。現在、特許裁判所に15人、最高裁判所に6人、ソウル中央地方裁判所に2人を派遣している。特許審判院はこの裁判所勤務者が特許庁に復帰した後、裁判所で取り扱った事件の争点及び解決過程におけるノウハウを審査官・審判官と共有できるように「裁判所勤務結果発表会」を開催しており、発表の後に評価委員の評価を通じて優秀発表者を選定・褒賞している。今後も裁判所勤務経験者の裁判所勤務ノウハウが体系的に伝授できるように各種教育、研究会、セミナーを行う際は彼らを積極的に参加させ、彼らの経験が発展的に共有・討議できるようにする方針である。

＜表Ⅱ－1－33＞2014年裁判所勤務者発表会の結果

等級	発表テーマ	勤務裁判所	発表者
最優秀	複数主体によって実施される発明の権利範囲確認審判の判断基準	特許裁判所	リュ・ドンヒョン
優秀	2013 ホ 3418 事件からみた無権利者出願の成立要件	特許裁判所	ペク・ヨンラン
優秀	事実的な観点からの同一性判断に関する考察	最高裁判所	チュ・ギヒョク

2) 審判品質の向上に向けた活動及び審判インフラの拡充

イ) 審判官等級制の施行

特許審判院は豊富な経験と知識を備えた優秀な審判官が優遇されるようにするため、2009年11月に審判官等急制を導入した。この制度は審判官を審判官、選任審判官、首席審判官など3等級に区分し、等級による職務と責任を差等的に与えるものである。選任審判官は審判経歴が2年以上でなければならず、昇級に必要な専門教育課程を2つ以上履修しなければならない。また、首席審判官は選任審判官の中から審判実績及び優れた知識を持つ者を任命する。審判官昇級審査委員会は一定の資格を備えた候補者

の中から選任及び首席審判官の任命可否を審議・決定する。

ロ) 審決文読会の実施

特許審判院は審決文品質向上の一環として経歴審判官の審判処理ノウハウを共有・学習するために審決文読会を実施してきたが、2013年からは審判官が自律的に審決文読会を実施している。発表する該当審判官が審決文全般に対する十分な事前検討及び発表を行うと、特許審判院長を始め各分野の審判長が積極的に参加して審決文の形式及び体系、作成時の留意事項、審決文の法理適用などに関して助言を惜しまなかった。

ハ) 『最高裁判所判例分析集』及び『商標・デザイン判決文要旨集』の発刊

特許審判院は知的財産紛争の1次的な解決機関として特許審判の迅速性と正確性を高めるため、特許裁判所及び最高裁判所の関連判例を分析してこれまで多様な判例集を発刊してきた。

2014年12月に発刊された『最高裁判所特許判例分析集』は2011年から2013年まで最高裁判所で本案判断した特許実用新案153件を対象に5ヶ月(2014.6~2014.11)にわたって行われた最高裁判所特許判例分析T/Fの研究結果物であり、各事件毎に審判段階から特許裁判所及び最高裁判所に至る事件の履歴を順次に整理し、事件の経緯及び主要争点を比較して把握しやすく構成した。この分析集が発刊されてから特許庁のみならず関係機関及び弁理業界からも多くの関心や問合せが寄せられている。

同時に、審査・審判に活用するために毎年1年間の商標・デザイン判例を要約・整理して『商標判決文要旨集』及び『デザイン判決文要旨集』を発刊している。

3) 審判官の養成及び教育課程の充実化

イ) 審判官課程におけるOJT教育の実施

審査官に審判業務を体験させるとともに審判官の判断基準を習得させ、予備審判官としての能力を備えさせるため、国際知識財産研修院の審判官課程に2週間の特許審判院OJT課程を追加した。教育は指導審判官との1:1マッチングを通じて教育対象の審判事件を選定した後、合議要旨書の作成及び審決文作成補助を中心に行われ、指導審判官の指導の下で口述審理または技術説明会にも参加させる。本教育は年1回運営され、審査品質の向上に大きく貢献している。

ロ) 審判部における自主学習組織の運営及び審判院教育課程の充実化

審決文読会、自習学習、セミナーなど学習方法に関係なく毎月1回以上(半期8回)各審判部が自律的に運営する審判部自習学習組織を構築・運営している。学習実行の後は審判情報共有フォルダーである「審判部自習学習資料」に登載し、審判業務における参考資料として使用した。また、学習組織の運営実績を成果評価及び優秀審判部選定などの基礎資料としても活用することで活動を活性化した。

一方、審判官の専門性を強化するために様々な教育を実施した。特許裁判所の判事及び法科大学の教授を講師として招聘し、最近特許裁判所の判例動向及び民事訴訟の実務教育を行うことで審判官の実務能力を高めた。また、特許審判院敗訴事件の敗訴原因の分析結果及び最近の審決及び判決動向の分析結果などに対する補修教育を実施している。

ハ. 評価及び発展方向

2010年以降は審判品質の管理及び向上活動を強化する一方、審判の正確度を高めるためのインフラ拡充に重点を置きながら様々な改善課題を推進した。その結果、特許審判院のプレゼンスが高まり、特許紛争において特許審判の先導的な役割の土台を構築するのに大きく貢献したものと評価される。

一方、最近5年間の審決取消率は平均22.6%と安定的な減少傾向にあり、これは2010年以後持続的に推進してきた審判品質強化活動によって特許審判院の審決正確度が

高まったものを見ることができる。

＜表Ⅱ－1－34＞審判院の審決に対する提訴率及び審決取消率の状況

年度	2010	2011	2012	2013	2014
審決取消率(%)	21.3	22.6	22.8	20.9	25.4
提訴率(%)	15.7	17.3	16.5	15.3	14.5

特許審判院は今後も持続的な審判品質の向上に向けて審判品質評価委員会の審判品質管理活動及び評価結果のフィードバックを強化し、審決文読会の運営方式を改善して審判ノウハウが適切に共有できるようにする予定である。また、審判処理加点を現状に適したものにすることで審判品質向上活動を強化するなど審判品質の向上に向けてより実質的な対策を講じて積極的に取り組んでいく予定である。

同時に、審判能力を強化するため、新規審判官教育を審決文作成方法及びミスしやすい部分などに集中させることで審決文の品質を高めた。また、経歴審判官の補修教育を最近重要判決の中から審決取消事例中心に敗訴原因分析及び討論で進めるなど審判官教育を強化した。そして、毎年実施する判例評釈の応募資格を既存の庁内職員、弁理士、ロースクール学生から弁護士まで拡大すると同時に、判例評釈のプレゼンスを高めつつ参加を誘導するために褒賞金等を他機関のコンテスト水準まで引き上げ、重要な審判事件に対しては特許審判院長を審判長とする5人合議体の審理を拡大して審判品質の向上に貢献する予定である。

3. 遠隔映像口述審理システムの開通など口述審理の拡大・充実化

特許審判院 審判政策課 書記官 キム・シンヨン

イ. 推進背景及び概要

審判の審理方法には口述による口述審理と書面による書面審理がある。口述審理と

は審判の両当事者が審判廷に出席し、3人(審判長、主審、副審)の審判官合議体の前で口述攻防をすることで争点を早期に整理する審理方式である。口述審理は早期に争点が整理できるので、審判官及び当事者の事件に対する理解を深め、迅速な処理及び審判品質の向上に寄与するという長点がある。

そこで、特許審判院は2010年から口述審理支援人材の専門性を強化し、速記者を拡充するとともに、審判廷の各種施設を確保するなど口述審理基盤を整えた。また、口述審理の運営方式を標準化し、口述審理の透明性を強化するための実質的な方法を講じて推進した。

また、遠距離に居住する審判当事者の時間及び費用負担の増加による不便を解消するため「遠隔映像口述審理システム」を導入して大田審判廷とソウル審判廷間で遠隔でも口述審理を可能にした。

ロ. 推進内容及び成果

1) 口述審理の基盤作り及び口述審理充実化の施行

2010年以前は口述審理のための審判廷が1室に過ぎなかったが、現在は審判廷を5室(大田4、ソウル1)まで拡充して運営している。また、口述審理支援及び調書作成のために審判事務官4人と速記録作成のための速記者4人を補充して運営している。審判当事者が口述審理過程で不便なところはなかったのか、四半期毎に口述審理満足度を調査するアンケートを実施し、その結果として出た顧客の意見を反映し、2013年審判廷の天井型冷房機の設置、審判事件技術説明会場の拡張など顧客にやさしい審判環境を大幅整備した。2014年には遠距離居住の審判当事者のための遠隔映像口述審理システムを開通するなどのような持続的な環境改善で口述審理の開催件数は2009年165件に過ぎなかったものが2014年633件まで大幅に拡大された。

＜図Ⅱ－1－4＞当事者系口述審理が行われる審判廷



2) 遠隔映像口述審理システムの開通

2013年に多数を占める首都圏（ソウル85.3%、京畿3.5%）居住の審判当事者（代理人を含む）が大田にある特許審判院を直接訪問することで発生する時間及び費用負担などの顧客の不便を解消するため「遠隔映像口述審理システム」の導入を推進した。その結果2014年4月にICT技術を活用して特許審判院と特許庁ソウル事務所（ソウル駅三洞）に映像審判廷を設置して大田とソウル間で遠隔口述審理が可能になった。口述審理遠隔映像システムは映像を通じた証拠物の確認や商標分野を対象に3か月の試験運営期間を通じて事前に問題点及び不備な点を把握、それを補完した後システム安定化期間を経た。2014年下半年からはデザイン分野のみならず、特許・実用新案分野の審判事件まで拡大した結果、2014年12月末現在105件の映像口述審理が実施された。

＜図Ⅱ－1－5＞特許審判院の遠隔映像口述審理システム



3) 口述審理の透明性及び顧客利便性の向上

特許審判院のホームページにある口述審理公開傍聴予約システムを通じて審判廷で行われる口述審理を一般人、学生、審査官などが参観できるようにするなど口述審理参観に対する案内システムを改善した。また、庁舎管理所との業務協力を通じて審判廷に出入する代理人、当事者たちの庁舎出入要件を簡素化した。

4) 口述審理進行プロセスの標準化

口述審理の速記録及び調書様式を標準化し、口述審理プロセスに慣れていない審判当事者及び審判官のために口述審理進行手続き及び口述審理シナリオを収録した『口述審理マニュアル』を制作し、2014年4月に新たに開通した遠隔映像口述審理システムに関する内容を追加して改訂・配布した。同時に、口述審理動画を製作し、代理人及び見習い弁理士などを対象に動画を用いて教育・広報することで口述審理進行プロセスが簡単に理解できるようにした。

ハ. 評価及び発展方向

特許裁判所は特許審判院での口述審理が技術争点に対して議論された内容を正確に把握できるという点で肯定的な評価している。また、審判当事者からはリラックスした雰囲気の中で実物製品及び動画を利用した技術内容の把握を通じて事件の争点を明確にすることができるため、大いに役立っているという評価を得ている。そして、対内的には口述審理の拡大によって審判の迅速性及び正確性が高くなっているだけでなく、事実上第1審の機能を果たす特許審判院のプレゼンスを高めることにも大きく貢献している。

その結果、特許審判の公正性に対する顧客満足度が2008年65.5%から2014年71.62%へと徐々に増加し、審判サービスに対する総合満足度もまた2008年71.79%から2014年74.90%へと増加するなど口述審理が顧客の信頼を高めると同時に審判品質の向上にも大きく貢献していることが分かった。

今後も特許審判院は遠隔映像口述審理システムを拡大して実施するなど顧客の不便を最小化する一方、口述審理前に当事者に尋問する事項を予め通知する争点尋問書事前通知制度を活性化することで争点に対する集中審理で口述審理の効率を最大に引き上げると同時にそのための制度改善努力を持続的に推進する計画である。

第4節 審査評価制度の運営

1. 概観

審査品質担当官 技術書記官 ヨ・ウォンヒョン
工業事務官 ファン・ジュンソク

世界的に知的財産権の重要性が浮き彫りになり、知的財産権の出願が急増する中、審査処理期間の短縮とともに審査業務の品質向上に向けた審査政策の推進が求められるようになった。そこで、特許庁は審査業務の品質を高めるため、審査官の審査結果に対する品質を測定する審査評価制度を運営している。

審査評価制度を通じて特許・実用新案・商標・デザイン出願の審査業務及びPCT国際調査・国際予備審査業務が法令及び審査指針に基づいて正しく行われているのかをモニタリングして審査ミスを防止し、審査過程において補完が必要な事項を探し出し、改善することで顧客に高品質の審査サービスを提供している。

審査評価を通じた品質管理の他にも統計的な審査品質管理、ISO9001品質経営システムの導入など審査品質管理のための多角的な努力を傾ける一方、知的財産権分野の主要国特許庁(IP5、TM5)と国際協力事業を推進するなど、世界最高水準の審査品質の確保に向けて取り組んでいる。

2. 審査評価制度の運営

審査品質担当官 技術書記官 ヨ・ウォンヒョン
工業事務官 ファン・ジュンソク

イ. 推進背景及び概要

審査評価制度の目的は特許・実用新案・商標・デザイン出願の審査業務及びPCT国

際調査、国際予備審査業務に対する独自の評価を通じて審査ミスを防止し、審査業務に関する制度的な補完事項を持続的に発掘して改善することで高品質の審査サービスを提供することである。

1984年から始まった審査評価制度を更に発展させるため2000年3月に「審査評価規定」を制定し、2000年8月に次長直轄の審査評価担当官室(現在の審査品質担当官室)を新設した。審査評価制度による審査評価は審査品質担当官室所属の評価官によって行われ、2014年12月末現在評価官は特許(PCTを含む)・実用新案分野12人及び商標・デザイン分野4人、計16人の審査官で構成されている。

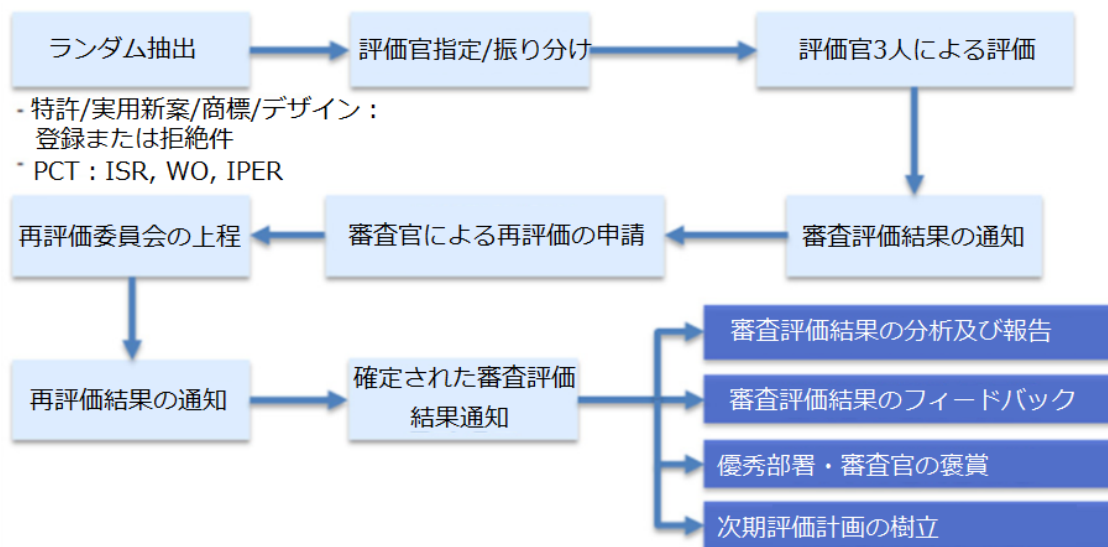
ロ. 推進内容及び成果

1) 審査評価

審査評価は審査品質担当官室の審査評価官(現在審査品質担当官室の審査評価官は計16名)による評価と各審査局の審査課長による他審査課長評価に分けられ、審査評価指針に基づいて評価が行われる。公正かつ透明な審査評価のために全評価過程において全評価過程において審査官関連情報が分からない状態で評価が行われるブラインド評価システムを運営している。

審査評価の結果は審査品質指数(TEQ)に換算されて審査部署の組織成果に反映され、優秀審査官の褒賞及び審査官昇級などの基準にも反映され、審査官の成果評価と昇級要件に直・間接的に影響を与えている。

＜図Ⅱ－1－6＞ 審査品質担当官室の業務流れ図



イ) 審査評価官による審査評価

特許・実用新案の場合は半期別に単独審査官3件、共同審査官2件、商標・デザインの場合は半期別に単特審査官20件、共同審査官9件を其々サンプリングし、審査品質と直接関連のある特許要件や商標登録要件など実体的要件に対する判断とともに審査プロセス全般にわたる適正性に対して評価している。サンプリング方法は当該半期内に審査官が登録及び拒絶決定書を発送して審査が完了した件を電算システムを通じてランダムサンプリングする。

また、PCT分野は当該半期内に作成された国際調査報告書及び国際予備審査報告書を評価対象にしており、国際特許出願審査チーム(PCT専担チーム)は審査官1人当たり12件、一般審査課は1課当たり15件をサンプリングして、PCT国際調査及び国際予備審査の報告書に対して特許要件などの実体的要件と報告書作成要件などの形式的要件に対する評価を行った。

2014年度上半期の評価は特許・実用新案の場合は608人の審査官を対象に1,696件を、商標・デザインの場合は122人の審査官を対象に2,145件を、PCT分野は763件を評価した。また、2014年度下半期の評価は特許・実用新案の場合590人の審査官を対象に1,647件を、商標・デザインの場合は115人の審査官を対象に2,220件を、PCT分野は756件

を評価した。

ロ)他審査課長による審査評価

審査課長が審査局内の他審査課審査官が審査終了した件に対して評価を行う方式で、特許・実用新案分野の場合は審査官1人当たり半期別2件をサンプリングし、商標・デザイン分野の場合は審査官1人当たり半期別6件をサンプリングして評価を進めた。

サンプリング方法は当該半期に審査官が審査完了した件の中から登録及び拒絶した件を一定比率に分けて電算システムを通じてランダムでサンプリングする。

2014年度には上半期に特許・実用新案分野の場合は608人の審査官を対象に1,130件、商標・デザイン分野の場合は122人の審査官を対象に698件を評価した。2014年度下半期の評価では特許・実用新案分野の場合590人の審査官を対象に1,106件を評価し、商標・デザイン分野の場合は115人の審査官を対象に678件を評価した。

2)特許・実用新案の観点別等級指針の整備

2012年下半期から導入された評価観点別等級基準表の実効性向上の一環として特許・実用新案分野の観点別等級基準の細部等級指針を設けた。従来適用されていた観点別等級付与基準は不適合事項のない「適合」件の一部事例だけを反映しているため、特異事案に対しては評価官の等級付与が一致しない可能性が存在した。そのような問題を解決するため、過去の審査評価結果を基に等級付与事例を収集し、それをチェックリストの形で整備することで同じ評価件に対しては評価官が違っても同じ等級が付与されるようにした。

また、全体評価件の90%以上を占める「適合」等級の評価件を観点別の評価等級によって上・中・下に細部区分することで、不適合件とは分類できないものの望ましくない審査形態が含まれた「適合下」付与件に対してより集中的な審査管理が行われるようにした。

3) 自主修正の評価件に対する成果評価反映方法の変更

審査部署の審査品質管理努力を成果評価に反映するため、審査評価の結果を審査品質指数(TEQ)に換算して審査部署の組織成果指標に反映している。2014年度上半期までは審査評価の結果が不適合と判定されたもの全てに対して審査品質指数(TEQ)換算の際に減点事項として反映したが、2014年度下半期からは審査評価結果の成果評価反映方式を変更して審査官が審査過程で自ら発見した不適合事項に対して一定の措置を取った場合は該当件が審査評価に不適合件と指摘されたとしても審査品質指数(TEQ)には反映しない。

これを通じて不適合予想件に対して審査官の自発的な修正措置努力を通じて最終決定の正確度を高め、審査処理決裁過程に全数件に対して審査課長及びパート長の品質管理の強化を誘導するとともに、審査品質担当官室通知対象件を選定する過程で審査部署内の討論などによって審査官間で審査ノウハウが共有されるなどの肯定的な効果を得ている。

4) 審査評価結果に対する異議申出制度の改善

既存の異議申し出制度は部署間の対立構図を招くように設計されていたため組織の雰囲気を考えると相応しくない側面があり、複数の合議体が審議することによって結論の一貫性が落ちる恐れがあり、異議決定の結論を審査基準などの制度改善にフィードバックする上で限界があった。

従って、異議申出を再評価の概念に変更し、新規性・進歩性の判断などのように技術的な理解が必要な再評価件に対しては該当技術分野を専門とする委員で構成される専門委員会に処理させることで技術的に専門的な再評価が行われるように取り図った。但し、専門知識を要しない再評価申請件に対しては一つの統合委員会に処理させることで合議体間で結論が不一致する問題を解決し、再評価結果の一貫性を高めた。

5) 着手評価及び統計的な品質管理の推進

審査が終わった処理件を対象に品質を測定する定期評価の他にも審査が始まった着手処理件に対する品質を測定する着手評価を毎月行っている。着手評価はリアルタイムで審査品質の動向を把握するとともに不適合事項を審査終結前に予防及び修正することが主な目的で、2012年から本格的に実施している。毎月着手件の1~2%をサンプリングして審査評価指針に基づいて評価を行っている。

毎月審査着手件に対する評価結果とともに毎月審査着手件数、着手登録率、登録率、先行文献添付率、拒絶決定不服審判請求率などの変化の推移を総合的に分析しすることでリアルタイムで審査品質の動向を把握し、審査評価件に対する不適合発生件数の比率である再検討率が一定水準以上に増加する場合は不適合の増加原因を分析して対策を講じることで審査品質を早期に安定させるよう誘導している。

着手評価の結果は審査部署に毎月フィードバックすることで再検討が必要な評価結果の事後措置を誘導するとともに、審査部署では類似する不適合事例が繰り返し発生しないよう部署別に予防教育を行うことで予測可能で安定的な品質管理を目指して運営している。

また、審査評価と連携した品質支援のために四半期毎に審査官の個人別全数処理件に対する無効率、取消差戻率、登録率などをIPC別に比較・分析して審査部署にフィードバックするなど審査品質の管理領域を多様化している。

ハ. 評価及び発展方向

評価官数が少ないのに比べて評価件数が多く、特に特許・実用新案分野は膨大な範囲の技術分野に対して審査評価を行っているため限界があるものの、審査評価制度は着手評価を通じて着手の充実性に対するモニタリングを行って審査品質をリアルタイムで測定し、定期評価を通じて審査着手から最終決定に至るまでの審査の全過程に対する審査品質を測定することで、審査品質管理のための基礎データを提供し、審査品

質政策の方向を提示する上で重要な役割を果たしている。

一方、現在の審査評価制度は発送が完了した審査終結件に対して審査評価を実施しているため審査エラー件に対してエラー修正が困難であり、評価周期を半期別に運営しているためリアルタイムで改善が必要な事項を発掘して審査部署にフィードバックすることが不可能であるという運営上の限界が指摘されてきた。そこで2015年下半期からは登録・拒絶決定書が発送される前に評価対象件を抽出してリアルタイム審査評価を実施することで審査品質のリアルタイム測定及び修正機能の集中強化という方向に評価制度を改善する計画である。

3. 審査品質向上のためのISO9001認証及び審査能力開発支援

審査品質担当官 技術書記官 ヨ・ウォンヒョン
工業事務官 ファン・ジュンソク

イ. 推進背景及び概要

世界的に知的財産権の重要性が浮上したことで知的財産権の出願が急増しており、審査品質の重要性もより強調されている。主要国の特許庁は相互審査結果の活用を通じた審査品質の向上及び業務軽減を目的としてPPH(Patent Prosecution Highway：特許審査ハイウェイ)及びIP5特許庁間の協力関係を拡大している。

グローバル水準の審査品質を確保しつつ知的財産権分野で国際的な協力関係を維持するためには審査品質を高めるための地道な努力とともに韓国特許庁の審査品質管理プロセスが国際標準に基づいて行われていることを対外的に認められることで国際的な信頼度を高める必要がある。

ロ. 推進内容及び成果

1) ISO 9001品質経営システムの導入及び認証

IP5特許庁間の協力関係及びUAE特許庁への審査官派遣など韓国特許庁の国際的な協力活動が増大しているとともに、最近米国特許商標庁(USPTO)とヨーロッパ特許庁(EPO)など世界の主要特許庁がISO 9001品質経営システムを導入するなど、審査品質管理システムの高度化基盤を構築して対外的な信頼性を高めることが求められている。このような背景の下で審査品質管理プロセスに対するISO 9001品質経営システムの導入及び認証を推進した。

ISO 9001品質経営システムと特許庁業務を連携する作業を行い、韓国特許庁の特許、実用新案、商標、デザイン出願に対する審査業務及びPCT国際調査、国際予備審査業務に対する審査品質管理プロセスがISO 9001標準に符合するかを確認し、外部期間の文書審査及び現場審査を通じて2014年12月にISO 9001認証を獲得した。

2) 審査パート別オーダーメイド型品質診断説明会及びその他説明会

審査品質管理のための基礎単位である審査パートを対象とする審査パート別オーダーメイド型品質診断説明会は審査パート別の審査品質分析及び審査官 - 評価官間の対話を通じて審査品質の効率的な管理、審査能力強化に向けた支援などを目的として2011年に初めて施行された。審査パート別オーダーメイド型説明会を通じてパート別審査能力に対する長・短所を比較・分析してパート別状況に適した審査能力強化方策を提示することでパート別審査品質管理業務を支援している。

また、PCT外部調査事業の納品報告書品質を高めるため、外部調査機関の調査員に対するオーダーメイド型説明会を運営している。調査機関説明会では機関別の強み・弱点の分析を通じて調査員のPCT審査能力が高められるよう、PCT分野の審査評価基準、国際調査報告書及び見解書の品質を高めるための主な点検事項、不適合類型別の事例及び調査機関別の評価結果を提供した。

その他にも研修院が提供する新規審査官課程、中堅審査官課程、審査事例課程、PC T課程など審査能力を高めるための職務教育過程において審査品質管理と関連する教

育を実施している。

3) 審査品質管理業務を支援するための審査品質関連統計指標の提供

審査課長及びパート長の審査品質管理業務を支援するため、2014年度からは全体審査官の個人別登録率、無効率、取消差戻率、拒絶決定不服審判請求率、再審査登録率、引用文献添付率などに対する統計指標を提供している。

審査品質関連統計指標の提供を通じて審査件全数に対する統計的な管理を可能にすることで審査課長及びパート長の審査品質管理業務を支援している。

4) 知識共有及びQ&A活動

内部共有サイト(KOASIS)に審査評価指針とともに半期別不適合事例及び優秀事例を類型別に分類して周期的に掲載する一方、審査評価と関連する質疑応答欄を常時運営して審査業務を行う審査官が必要な時はいつでも関連指針、事例及び疑問などを確認して解決できるように支援している。

ハ. 評価及び発展方向

ISO 9001品質経営システムの導入及び認証を通じて韓国特許庁の審査品質管理業務プロセスが国際標準に符合するかどうかを確認することで、対内的には審査品質管理システムの高度化基盤を強化し、対外的には韓国特許庁の特許審査行政の国際的な信頼度を高めるきっかけとなった。

オーダーメイド型説明会及び教育プログラムの運営、審査品質関連統計指標の提供、知識を共有するための内部共有サイトの活用など様々な活動を通じて、審査評価結果の単純フィードバックを通じた自発的な改善努力だけを期待するのではなく、体系的な品質管理手段の提供を通じて総合的な審査品質管理体系を構築している。今後審査管理支援に対する強化方策として統計指標を活用した審査品質管理手段の追加的な開

発を持続的に推進する計画である。

知的財産権分野の国際的な協力ムードの中でグローバル水準の審査品質を確保するため、需要者が要求する審査品質を確保できるように品質目標を設定し、それを達成するため審査評価制度のみならず多様な品質管理活動を展開することで、最終的には審査品質の重要性を全体構成員が共有・実践する品質文化(QUALITY CULTURE)が定着するよう取り組んでいく計画である。

第5節 出願、登録など方式審査分野

1. 迅速・正確・顧客志向の方式審査

情報顧客支援局 出願課 行政事務官 シン・トンソン
登録課 行政事務官 パク・ソンヨン

方式審査処理期間目標制の施行によって2014年受付書類の99.99%を期限(6日)内に方式審査処理した。そのために方式審査業務プロセスの持続的な改善、新規転入者に対する1:1密着メンタリング、知的財産権登録実務指針の発刊などの努力を持続的に傾けた。

<表Ⅱ-1-35>2014年方式審査処理期間の遵守率

(単位：件、%)

区分	受付	期限内方式審査	遵守率
出願	1,341,452	1,341,438	99.99%
国際出願	90,948	90,923	99.97%
登録	711,996	711,872	99.98%
合計	2,144,396	2,144,233	99.99%

知的財産権を出願する時に出願人がエラーなく簡単に願書が作成できるように出願書式標準事例集を改訂・配布し、中小企業及び特許事務所の職員などを対象に方式審査の需要事例及び制度変更事項を案内する説明会を開催した。また、中小企業の特許手数料免除申込関連の手数料免除対象の要件、証明書類の見本を案内する中小企業手数料減免案内ハンドブックを制作・配布した。

国際出願分野では国際出願料収納の収納通貨をスイスフランに変更し、PCT願書書式及び通知書を改善した。また、マドリッド国際出願エラー通知事例調査分析を通じてエラーを減らすための改善事項を発掘した。

登録分野では特許(登録)証の再交付を可能にするためオンラインで申請してリアル

タイムで登録証が発行できるサービスを実施した。また、登録申請書のエラーが差し戻し項目に該当する場合は補正機会を与えず直ぐ差し戻していたのを、申請人の不便を減らすために「特許権などの登録令」を改正して重大なエラーでない場合は方式審査官が職権で補正できるように変えた。そして、権利者の不注意によって特許料を未納して権利が消滅することを防ぐため、特許料納付案内書を正常・追加・回復納付期間にわたって3回発送しているが、二重権利者の特許料に対する不満を解消するため、特許料の追加納付案内を一般郵便発送から登記郵便発送に変えて案内を強化した。

第6節 審査・審判人材の専門性向上に向けた教育の強化

1. 概観

国際知識財産研修院 教育企画課 書記官 ユン・ネハン

国際知識財産研修院は1987年開院してから知的財産専門家を養成するための多様かつ革新的な取り組みと努力を持続的に推進し、知識基盤社会をリードしていく人材養成において中心的な役割を果たしている。世界最高の審査・審判サービスを提供するため実務中心の専門教育を強化し、主要事例と判例を中心に討論を通じた実務教育及び知的財産権関連法律教育などの課程を運営している。

まず、特許庁公務員を対象にした基本必須教育である新規審査官、中堅審査官、審判訴訟制度及び審判官課程では水準別・段階別に教育対象に合わせて運営している。特許と商標・デザイン審査事例研究(基礎・高級)及び審決・判例研究、PCT課程(基礎・高級)、先行技術調査、外国の知財権制度課程など2014年度は計54課程1,559人に対して教育を実施した。また、技術各分野に対して新技術教育課程を運営して新しく登場する技術とトレンドに対して63課程1,569人を教育し、最高の審査・審判人材としての専門性と実務能力を強化している。

その他に国民を対象にした知的財産人材養成を強化してe-ラーニングを通じた知的財産の拡散に取り組んでいる。IP-R&D人材に対する教育を強化して特許情報検索、分析及び実習、IP-R&D方法論の理解と実習などの教育を推進して優秀知財権の創出を支援している。

また、国際知識財産研修院はWIPO及び海外知財権教育機関との協力強化を通じてグローバルIP専門家を養成し、知的財産シェアリング教育を大幅拡大することで途上国の知的財産専門人材育成を支援することで、知的財産先進国として国際的なプレゼンスを高めている。

2014年度にはWIPO協力課程、KOICA協力課程、途上国オーダーメイド型課程などで11課程計144人の外国人教育を実施した。その他に毎年WIPOと共同で中国、インド、インドネシア、ラオス、モンゴル、フィリピンなどアジア・太平洋地域15カ国の知財権専門家が参加する国際セミナーを開催したり、韓・中・日研修機関長会合を開催するなどIP機関の社会的な役割と人的資源の開発と関連する戦略を共有することで、知財権の法・制度や教育に対する相互理解を通じて協力関係を深めている。

2. 実務中心の専門教育課程

国際知識財産研修院 知識財産教育課 行政事務官 ミン・ジョンジュン

イ. 推進背景及び概要

国際知識財産研修院は知的財産強国の実現をリードする知的財産専門家の養成を目標に掲げて世界最高水準の高品質審査・審判サービスを提供するため、多様な実務中心の教育課程を運営している。また、審査官の経歴に合わせた水準別の教育と各分野別の事例や討論中心の実務教育及び知財権関連の法律教育課程を運営することで、審査・審判人材の専門性を高めることに重点を置いて教育を行っている。

ロ. 推進内容及び成果

基本必須教育である新規審査官、中堅審査官及び審判官課程を経歴に合わせて水準別・段階別に運営し、各分野別(商標・デザイン、機械金属、化学生命、電気電子、情報通信)に審決・判例の研究分析・討議と審決文作成練習など実務中心の教育と評価及び現場職務教育(OJT)を通じて審査・審判専門人材を養成している。また、審査・審判官の問題解決能力を高めるために事例中心の教育と討論方式の授業を行っている。

その他にも特許、商標、デザインの審査事例研究(基礎・高級)及び審決・判例研究、PCT課程(基礎・高級)、先行技術調査、外国の知財権制度課程など様々な実務中心の

教育課程に優秀な審査・審判官を講師として招聘し、審査業務と直結する現場教育を実施している。一方、外部専門家(教授・弁護士・弁理士)を講師として招聘するなど、基礎から高級まで水準別・分野別に問題解決能力及び審査ノウハウの教育を実施することで教育品質を高めるための努力を傾けている。

また、審査・審判官の法律専門性を高めるため、特許法・商標法、デザイン保護法などに対する教授人材プールの拡充、法律教育におけるサイバー教育の全面拡大、教育品質の強化など知的財産関連の法律及び制度に対する専門性を大幅高めた。そして、韓・米FTA締結による法改正事項、国際協定加盟に備えた制度改善など対内外的な環境変化に備えてグローバル知財権に対応できる中心リーダーを養成するために関連専門教育も拡大した。

国政課題・公職倫理教育などの定例化を通じて公職価値の基本素養を増進するとともに、庁内職員に対する職務能力及び特別教育課程を運営して職務に対する実務能力を高めている。また、審査・審判経歴、審査等級制などを考慮して経歴の豊富な職員に対する専門課程を新設し、教育内容や水準など難易度を変えて教育課程を編成・運営しているが、これは審査・審判官の実務能力を高めることで高品質の審査・審判サービスを実現することを目的としている。

<表Ⅱ-1-36>教育訓練状況(2014年教育実績)

(単位：日、人)

課程名	教育日数	修了者数
新規審査官(01.20～02.14)	18	44
新規審査官(08.25～09.19)	17	56
中堅審査官(04.07～04.15)	7	133
審判訴訟制度(08.04～08.12)	7	62
審判官(11.03～11.11)	7	46
特許審査事例研究(基礎)(05.12～05.14)	3	22

特許審査事例研究(高級)(10.20～10.22)	3	28
審査指導(07.01～07.02)	3	12
審判決例研究(07.07～07.09)	3	54
明細書及び請求範囲の解釈(03.06～03.07)	2	33
知的財産権実務者(04.23～04.25)	3	14
先行技術調査(06.18～06.20)	3	17
PCT審査(基礎)(02.20～02.21)	2	45
PCT審査(高級)(07.17～07.18)	2	29
マドリッド出願(03.14)	1	21
(特別)1期新規方式担当者の能力向上(06.05～06.25、毎週水曜日)	4	27
(特別)2期新規方式担当者の能力向上(07.02～07.23、毎週水曜日)	4	40
(特別)デザイン国際出願制度(ハーグ協定)審査官教育(11.12)	1	14
(特別)標準文書活用特許審査官教育(11.26)	1	18
特許法(理論)(10.13～10.17)	5	64
特許法(争点と事例)(02.18～02.20)	3	66
特許法(イシュー及び争点討論)(06.19～06.20)	2	55
商標法(理論)(10.01～10.08)	5	34
商標法(争点と事例)(03.10～03.12)	3	29
商標法(イシュー及び争点討論)(06.09～06.10)	2	26
デザイン保護法(理論)(11.17～11.21)	5	32
デザイン保護法(争点と事例)(03.03～03.05)	3	28
デザイン保護法(イシュー及び争点討論)(06.02～06.03)	2	19
民法の理解(03.31～04.04)	5	20
特許民法(05.19～05.21)	3	13
民事訴訟法(理論)(12.08～12.12)	5	19
民事訴訟法(争点と事例)(03.24～03.26)	3	11
民事訴訟法(イシュー及び争点討論)(06.23～06.24)	2	13

不正競争防止及び営業秘密保護の理解(04.21～04.22)	2	21
著作権の理解(05.08～05.09)	2	26
新知的財産権(03.17～03.18)	2	11
新知的財産権(10.23～10.24)	2	14
外国の知的財産権制度(03.24～03.26)	3	17
知的財産権専門教授養成(05.15～05.16)	2	51
知的財産権専門教授養成(11.13～11.14)	2	25
知的財産権技術事業化(07.03～07.04)	2	23
新規公務員の職務教育(01.13～01.17)	5	29
広報企画能力向上(11.24～11.25)	2	15
文書作成能力向上(02.24～02.26)	3	33
正しい公文書の作成(06.12～06.13)	2	19
ソーシャルネットワーク(07.10～07.11)	2	15
デジタルカメラとPhotoshopの活用(04.17～04.18)	2	22
デジタルカメラとPhotoshopの活用(10.29～10.30)	2	13
動画の制作と活用(07.14～07.16)	3	16
PowerPoint(06.25～06.27)	3	11
Excel(初級)(05.26～05.28)	3	18
Excel(中級)(09.24～09.26)	3	11
ハングル(初級)(06.29～06.30)	2	13
ハングル(中級)(10.27～10.28)	2	12
計	190	1,559

ハ. 評価及び発展方向

審査官に対する水準別教育と各分野別事例と討論中心の実務教育、そして知財権関連法律教育を通じて法律専門性を高めるための様々な教育課程は審査・審判人材の専

門性と実務能力を強化するとともに現業への適用度を高め、審査・審判品質の向上に貢献している。今後審査・審判能力の強化に向けた高級専門課程の新設、サイバー教育の大幅な拡大、新知財権専門教育の強化など審査・審判教育の専門性向上に向けた職務専門教育をさらに発掘し、効果的な教育課程運営を通じて高品質の審査・審判サービスを提供する上で重要な役割を果たせるよう持続的に努力していく計画である。

3. WIPO及び海外知財権教育機関との協力強化

国際知識財産研修院 国際教育課 行政事務官 パク・ゾンソク

イ. 推進背景及び概要

知的財産が新しい価値を創出して国家を豊かにする知識基盤経済社会では知的財産専門人材の養成が何よりも重要である。知識基盤社会をリードする創意的な人材、知財権専門家に対するニーズが量・質ともに持続的に増えつつあり、政府、企業、学界など全分野にわたって知的財産専門家が必要であるという認識が社会からもコンセンサスを得ている。

国際知識財産研修院は1987年開院して以来知的財産専門家を養成するため、多様な取り組みを持続的に推進し、知識基盤社会をリードする人材養成において中心的な役割を果たしている。特に、WIPO及び海外知財権教育機関との協力強化を通じてグローバルIP専門家を養成し、途上国の知的財産専門人材育成を支援するための知的財産シェアリング教育を大幅拡大することで知的財産先進国として国際的なプレゼンスを高めている。

このような努力に対する国際社会からの高い評価に基づいて、2006年世界で初めてWIPO公式知財権教育機関として指定され、それ以来毎年開催されるWIPOアジア・太平洋地域セミナー、WIPOとの共同教育プログラム、KOICA(Korea International Cooperation Agency)協力招待研修プログラムなどを通じて、韓国の進んでいる知財権分野に対する経験とノウハウを伝授し、発展途上国の知財権発展に協力している。また、

「韓・中・日研修機関長会合」、「韓・中及び韓・日共同セミナー」などを開催して知財権教育発展に向けた協力を強化するとともに、中国知的財産権培训中心(CIPTC, China Intellectual Property Training Center)、日本工業所有権情報研修院(INPIT, National Center for Industrial Property Information and Training)とMOUを締結し、教育プログラムの開発、テキスト及び講師の相互交換、共同セミナーの開催などを通じて知財権教育能力を強化している。

ロ. 推進内容及び成果

2014年に国際知識財産研修院はWIPOと共同でマレーシア、アフガニスタン、メキシコなど世界各国の審査官を対象に特許法・商標法専門教育課程を運営し、KOICAと共同で途上国の教育政策担当公務員を対象にした創意発明教育課程とアゼルバイジャン特許庁公務員を対象に知的財産教育課程を運営するなど計11回、114人を対象に国際セミナー及び外国人教育課程を運営した。これで1987年設立以後現在まで計2,590人の外国人教育生を輩出し、知財権教育の拠点機関としての役割を果たしている。

また、世界各国の大学生が参加したWIPO Summer School課程を通じてアジアを始め、様々な地域の大学生が韓国の特許審査制度などを学び、韓国の文化や産業発展様子を経験する機会を提供した。

その他にもWIPOと共同で各国の知財権専門家が参加するセミナーを開催している。2014年10月21日から23日までインドネシア、中国、マレーシア、イランなどア・太地域18カ国の知的財産権政策担当者及び関係者21人、WIPO関係者、国内参加者が参加した中で「国家発展に向けた政策手段としての知的財産」をテーマにしたセミナーを開催した。このセミナーを通じて各国の知的財産戦略と優秀事例を発表し知的財産戦略が経済成長に及ぼした影響などに対する分析など深みのある討論を展開する機会を設けた。同セミナーは1988年から毎年開催されているイベントで、IPと公共政策との戦略的な連携、国家IP戦略の樹立などIP専門家らが途上国に対する国家知的財産戦略の樹立と関する有用な情報を提供した。

一方、国際知識財産研修院は主要国知的財産教育機関との協力を拡大している。2014年10月日本で開催された第5回韓・中・日研修機関長会合を通じて3国共同セミナーの開催、共同セミナー発表資料のe-ラーニングへの活用及び3国研修院共同ウェブサイトの運営に合意し、2010年から開催された研修機関長会合が3国間の知財権法・制度と教育に対する相互理解及び協力場として発展していけるように関係を深めた。同時に、2014年10月30日東京で関係企業、企業、弁理士など120人余りが出席した中で「知的財産権紛争事例」をテーマに韓・中・日知的財産権共同セミナーを開催し、韓・中・日3国の知的財産権保護戦略及びノウハウを共有する時間を設けた。

また、10月31日に開催した韓・日業務協力会議で韓・日間のMOCを締結し、相互人材育成に関する情報交換、人材育成に向けた研修協力などに合意し、11月25日に韓・中業務協力会議を開催してe-ラーニング教育資料の相互交換とストーリーテリングコンテンツ開発協力、両国進出企業を対象にした教育協力など知的財産権教育協力に向けた多様な議論を展開し、12月11日には中国北京に位置している中国知的財産権培训中心で韓国IP人材育成戦略及び韓国中小企業のIP経営戦略をテーマに韓・中共同セミナーを開催した。

国際知識財産研修院の対外協力分野においても一つ注目すべき点は外国政府の要請による委託教育課程の開設である。国際知識財産研修院は2014年にサウジアラビア特許庁から要請を受け、サウジアラビア特許庁の特許審査官10名を対象に韓国知的財産権の現状及び国際動向、審査ガイドライン及び特許検索及び実体審査などの教育を実施した。また、ザンビア特許・企業特許庁の代表団5名を対象に韓国特許庁の審査指針、商標・サービス表・国際出願現状などに関する教育を実施し、12月に湾岸協力会議特許庁(GCCPO)の要請を受けて11月11日から4日間GCCPO特許審査官7名が参加した中で韓国の特許法・特許審査ガイドラインなど6つのテーマで研修を実施した。

<図Ⅱ-1-7> 2014年知的財産教育分野における国際協力



ハ. 評価及び発展方向

IP5特許庁体系構築の主役である韓国特許庁は国際的に知財権分野の先進国としてその能力が認められている。しかし、これはそれだけの国際的な責任や義務も果たさなければならないということを意味する。

2014年知的財産教育分野における国際協力の成果を基に、国際知識財産研修院は今後知財権先進国として知的財産シェアリング教育の拡大を通じて国際社会への援助に参加し、国のプレゼンスを高めるとともに、世界最高の知的財産人材養成機関を目指して持続的に努力を傾けていく計画である。WIPO、KOICAとの共同研修課程を拡大し、APEC、ASEANなど国際機関の基金事業も積極的に誘致していく計画である。また、途上国オーダーメイド型教育課程を拡大・強化して途上国の費用削減のための「講師派遣型課程」及び高位政策公務員など水準別・分野別専門教育課程、重点戦略途上国教育課程の運営など、様々な観点のアプローチを通じて教育成果を高めていく予定である。同時に、隔年で開催されている世界IP教育機関長シンポジウムへの持続的な参加など、全世界IP教育機関との協力関係を強化して国際知識財産研修院が世界最高水準のIP教育機関として跳躍できるよう最善の努力を尽くしていく計画である。

<表Ⅱ-1-37> 2014年国際セミナー及び外国人向け教育の状況

区分	教育課程	期間	参加国	訓練人数
----	------	----	-----	------

WIPO協力課程	WIPO特許法・特許審査課程	2014.03.04～03.13	16	16
	WIPO商標法・商標審査課程	2014.04.23～04.30	19	19
	WIPO IP Summer School	2014.07.14～07.25	13	29
	WIPOア・太地域セミナー	2014.10.21～10.23	15	16
KOICA協力課程	KOICA知的財産制度課程	2014.06.12～07.02	9	16
	KOICA創意発明教育課程	2014.07.10～07.30	8	13
	KOICAアゼルバイジャン知的財産制度課程	2014.09.14～09.27	1	8
オーダーメイド型教育課程	サウジアラビア特許審査官課程	2014.03.25～04.04	1	10
	ザンビア特許審査官課程	2014.06.23～06.27	1	5
	GCCPO特許審査官課程	2014.11.11～11.14	1	7
その他	IP5審査官共同研修課程	2014.11.04～11.07	2	5
合計	11課程			144名

第2章 特許行政情報システムの高度化

第1節 概観

情報顧客支援局 情報開発課 電算事務官 キム・ピョンス

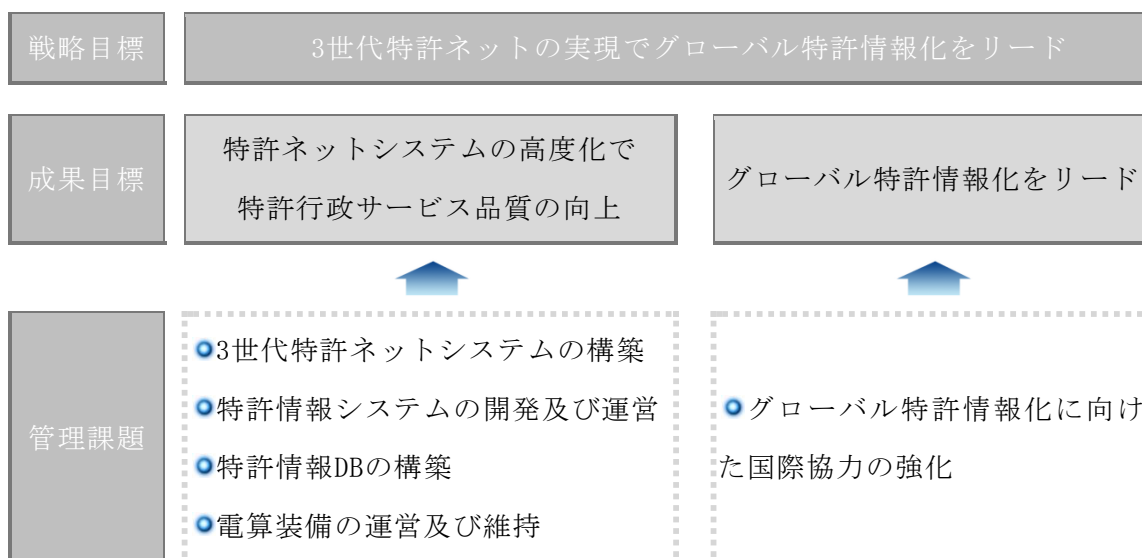
1999年特許ネットシステムの開通とともに電子出願時代が始まってから特許顧客の多様かつハイレベルなニーズとIT技術の急激な変化など環境変化に積極的に対応するため、特許ネットシステムの持続的なアップグレードを推進するとともに、国際的には特許ネットシステムを海外に拡散し、WIPO(世界知的所有権機関)などとの協力事業の推進で特許情報化システムの国際標準をリードするための努力を持続的に展開した。

まず、2009年から推進してきた3世代特許ネットシステム構築事業を完了することで出願人によりシンプルな電子出願環境を提供し、審査・審判官により便利な審査環境を提供するとともに、サーバー基盤コンピューティング環境の導入で特許文書のセキュリティを一層強化した。また、国民が国内外の産業財産権情報をより簡単・便利に利用できるよう特許情報検索サービス(KIPRIS)の品質を高めた。

2014年にはオープン特許路事業を展開して電子出願システムを改善し、審査支援事業の拡大及び効率化のために審査協力型先行技術調査の拡散に向けた情報化基盤を構築した。

最後に、米国・ヨーロッパなど先進特許5庁(IP5)とグローバル特許審査情報システム(Global Dossier)開放拡大の推進、UAE・サウジアラビア・アフリカ広域知的財産機関(ARIPO)など主要戦略国家への韓国型特許行政情報システムの拡散、国際デザイン制度の施行によるシステムの構築・高度化、WIPO及びAPEC(アジア-太平洋経済協力)との情報化共同協力などを通じてグローバル特許情報化をリードした。

<図Ⅱ-2-1>戦略目標の体系図



第2節 特許行政情報システムの開発

1. 3世代特許ネットシステムの構築・運営

情報顧客支援局 情報開発課 電算事務官 キム・ピョンス

イ. 推進背景及び概要

特許庁は1999年1月2日特許行政情報化において記念すべきことである特許ネットシステムの開通に成功した。特許ネットシステムは産業財産権の全分野(特許・実用・デザイン・商標)に対する出願、受付、審査、登録、審判及び公報発刊業務を自動化したインターネット基盤の電子出願及び事務処理自動化システムである。特許ネットシステムの開通によって特許庁の業務処理方式が従来の書面による手作業業務処理方式から電子文書による自動化業務処理方式に変わり、特許ネットシステムが特許庁の業務プロセス及び制度改善に中枢的な役割を果たし始めた。

2002年にはサービス利用時間の拡大など多様化・高級化する特許顧客の情報化ニーズが積極的に提起され、次世代特許ネットシステム(特許ネットⅡ)の開発に向けた情報化戦略計画(ISP)を樹立した。2003年から2005年まで3年間構築された特許ネットⅡはいつでも(Anytime)どこでも(Anywhere)利用可能な「U-特許庁(Ubiquitous特許庁)の実現」を目指して推進された。

特許ネットⅡでは24時間電子ユーザーサービスとオンラインPCT国際出願サービスを支援し、世界初のオンライン在宅審査制度を導入した。また、民間ポータルサイトであるNAVERを通じた特許情報検索サービスを提供した。また、出願・登録・審判業務処理情報の閲覧サービスを支援するMy-特許ネットを構築するなど特許ネットシステムをアップグレードさせることで、グローバル競争力を備えた最先端の特許情報システムを構築することができた。しかし、特許ネットⅡ開通以降数年が経過する間、特許行政環境が急変したため、全く新しい特許ネットシステムの開発が求められるようになった。

特許法条約(PLT)、ハーグ協定などのように米国、ヨーロッパ、日本など主要先進国を中心に進められる知財権規範の国際的な統一化に歩調を合わせて国内特許法・商標法・デザイン保護法が全面改正されたことで、特許ネットシステムの全面改編が避けられなくなった。また、最初特許ネット開通以降法制度の変更などやむを得ない状況によって持続的にシステムの改善が行われたため、特許ネットシステムの規模や複雑性が増加してシステムのモジュール化や軽量化に対するニーズが発生した。同時に、業務処理に必要な状態情報管理で特許価値分析・源泉技術把握などに活用される審査・検索履歴情報が提供できる新しいシステムが求められるようになった。

イ. 推進経過

このようなあらゆる環境変化に対応し、既存特許ネットの問題点を解決するため、2009年7月「3世代特許ネットの構築戦略計画」が樹立され、それによって3世代特許ネット構築事前分析事業が同年9月から12月にわたって行われ、3世代特許ネット事業で推進する細部推進課題が発掘された。

2010年には3世代特許ネット構築に向けた専担組織が構成され、3世代特許ネットメインシステムの分析・設計事業を行い、出願・受付・方式・審査・登録など事務処理システムと基盤システムに対する分析・設計を行った。2011年には2010年設計結果物を基に具現・テストが段階的に進められ、知財権分野の国際的な統一化・簡素化の動きに備えた特許法・商標法・デザイン保護法の改正及び韓・米FTA発効に合わせて2012年1月に3世代特許ネットを1次開通した。2012年6月からは国際特許、国際商標、及び審判システムに対し分析・設計・構築を進めると同時に、電子出願ポータルである特許路の全面改編も推進した。

ハ. 主要推進内容及び成果

2012年1月に1次開通した3世代特許ネットでは出願人が出願手続き及び用語に慣れていないことを考慮して電子出願SWの案内機能を強化した。また、出願プロセスが簡

単に把握できるプロセスマップ及びEasy-Web出願システムを構築した。そして、出願段階で出願技術と類似する先行特許を自動検索する機能を構築することで、強い知財権を創出するための電子出願環境を整えた。

審査能率を高めるために24時間ノンストップ審査を可能にし、特許ネットにアクセスすれば何所でも続けて業務が行える仮想デスクトップ技術を導入したサーバー基盤コンピューティング環境構築を完了した。また、審査対象件の技術内容と類似する先行技術をコンピュータが自動で検索・提供してくれる知能型検索システムと出願明細書上の該当名称と図面符号を連携する図面解釈機能など審査に便利な機能も構築完了した。

システムの側面では業務システム共通機能のモジュール化、開発言語の単一化及び電子政府フレームワークの適用を通じてシステムのメンテナンスが簡単になり、データ品質改善とシステム性能アップのために従来US7ASC II形態で管理されてきたデータをUTF-8形態のデータに転換した。そして、サーバー基盤コンピューティング環境の導入で特許文書のコピー搬出が統制されることでセキュリティ体系も強化された。

2013年1月に全面改編された特許路では新規出願人の手軽な出願を支援するためにヘルプ機能が強化され、頻繁に使用するメニューを簡単に速くアクセスできるようユーザー利便性を中心にインターフェースが変更された。また、ユーザー認証には公認認証書のみ使用できるように認証システムが統合され、諸証明発行プロセスを改善して単純な証明書類はオンラインで申請すると即時発行できるようにした。その他にも政府機関としては初めて手数料の外貨納付を導入して国際特許(PCT)出願手数料をスイスフラン(CHF)で納付できるよう変更するとともに、手数料自動納付が可能な金融機関を既存の企業銀行から農協銀行まで拡大・適用した。

二. 評価及び発展方向

3世代特許ネットシステムはインターネット基盤の電子出願と24時間365日ユーザーサービスを提供した特許ネット I、IIシステムに引き続き、世界最高水準の特許行政

情報システムの地位を維持するためにスマート出願・審査環境を構築する意欲的な事業である。今後はユーザーからの多様なニーズに対するオーダーメイド型サービスの提供で顧客を満足させ、知的財産権分野の国際的な統一化の流れに適時対応し、国家競争力を高めていく計画である。

2. オーダーメイド型検索システムの構築・運営

情報顧客支援局 情報管理課 工業事務官 チェ・フンヨン

イ. 推進背景及び概要

検索システムは国内及び世界各国の特許、商標、デザイン、審判決文及び非特許文献などを迅速・正確・便利に探せるように構築された情報検索システムであり、特許庁の審査官及び審判官、外部の先行技術調査機関が利用する検索システム(KOMPASS)と国民がより簡単・便利に検索できるように無料で提供する検索システム(特許情報ネットKIPRIS)に分かれている。

これまで特許庁はKOMPASS及び特許情報ネットKIPRISシステムを利用してユーザーオーダーメイド型サービスを持続的に提供してきた。KOMPASSを利用する審査官の情報アクセスに対する言語の壁を解消するため、英・日・中→韓の機械翻訳サービスの提供及び持続的な翻訳品質の改善を進めており、多引用文献、IPCシソーラス情報、米国・EPO特許公報のCPCコード検索機能の提供などオーダーメイド型情報を提供することで高品質審査の基盤を整えた。

また、特許情報ネットKIPRISで韓→英の機械翻訳サービスを国内外ユーザーに無料提供することで韓国技術の海外保護機能を強化し、政府3.0開放・共有・疎通・協力を通じて海外デザインの提供範囲を拡大した。そして、欲しい情報を欲しい時期に提供できるMY関心特許メーリングサービス、登録期間延長及び消滅公報の提供、審査による中間履歴情報の原文提供など知的財産情報の提供範囲を持続的に拡大した。

<表Ⅱ-2-1>2008年～2014年検索システム高度化の推進経過

年度	内容
2008	<ul style="list-style-type: none"> ・ 未来型検索システム構築事業の推進(1年目) - 英→韓自動翻訳システムの構築及び翻訳品質の高度化 - 特許及び非特許文献が一括検索できるワンクリック検索サービスを実現 - 国内及び海外検索データの標準化及び再構築
2009	<ul style="list-style-type: none"> ・ 未来型検索システム構築事業の推進(2年目) - 検索システムの検索性能及びユーザー利便性の改善を通じたサービスの高度化 - 公開・未公開 DB の分離など DB セキュリティー強化及び国民に対する検索セキュリティ強化
2010	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検索システムの高度化 - 英韓、日韓機械翻訳品質の高度化 - THOMSON INNOVATION など有料 DB の構築範囲の拡大
2011	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検索システムの高度化 - 標準文書(3GPP) DB 一部を構築
2012	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検索システムの高度化 - 商標イメージ及び日韓機械翻訳照会スピードの改善 - 中国特許公報の照会及び中国デザイン検索サービスの構築
2013	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検索システムの高度化 - 中→韓機械翻訳システムの構築及び翻訳品質の高度化 - KIPRIS 韓英無料機械翻訳サービスの構築 - イメージ検索システムの構築など商標・デザイン・審判決文検索システムの高度化 - 標準技術文書(3GPP、IETF)DB の拡大構築(731,000 件) - 非特許文献統合検索システムの構築
2014	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検索システムの高度化 - 最新検索技術が反映された次世代検索エンジン交替 - スーパー引用文献検索、IPCシソーラス検索の提供 - 先行技術調査機関用の検索システムの構築 - 中韓機械翻訳SWアップグレードを通じて高品質の翻訳サービスを提供 - 標準技術文書(3GPP、IETF、ITU、ETSI、TTA)DB構築範囲の拡大提供 - 米国、EPO公報のCPCコード検索提供 - KIPRIS 韓英無料機械翻訳サービスの提供 - KIPRIS MY関心特許メーリングサービスの開始

ロ. 推進内容及び成果

1) KOMPASS及び特許情報ネットKIPRISの検索性能・利便性の改善

審査官の検索業務における正確性及び効率性を高めるため、多引用文献、IPCシソーラスの提供及び日本イメージ公報のキーワード検索拡大などを提供した。また、検索業務の効率化を図るため、検索エンジンの全面交替を通じて検索結果の正確度向上及び速度改善を図った。

国民に対して知的財産情報の活用を促すため、欲しい情報を欲しい時期に提供するMY関心特許メーリングサービスの提供、審査による中間書類(意見提出通知書、拒絶決定書、登録決定書の3種)の原文提供、延長登録公報及び消滅公報情報などを提供し、提供情報はアイデアコンテストの受賞作、標準文書などまでに拡大した。

2) KOMPASSの先行技術調査機関への開放

先行技術調査報告書の品質向上のため、KOMPASSと同じDB、検索エンジンで構成されている先行技術調査機関用検索システムを構築して先行技術調査機関に提供した。

3) 資源利用の最適化

商標・デザイン・審判決文の検索DBであるKOMPASS及びKIPRISの共同活用体系を構築することでデータ重複の解消、整合性の確保、データ搭載プロセスの簡素化などを実現し、電算資源の再配置を通じた資源利用の最適化を取り図った。

4) セキュリティー・リスクに備えた対応体系の構築

国民に提供する特許情報ネットKIPRISの個人情報保護のため、毎年審査を通じて個人情報保護認証マークを更新している。また、住民登録番号を入力することなく

会員登録ができるように公共I-PIN、携帯電話、クレジットカード、公認認証書など様々な認証方式を提供している。また、ログインセキュリティを強化するためにHT TPSプロトコル及びキーボードハッキング防止ソリューションを適用した。

ハ. 評価及び発展方向

知的財産に対する関心の増加とともにKIPRIS検索回数も2010年27百万件余りから2014年49百万件余りに20.2%が増加し、訪問回数は2010年15,594千回から2013年28,195千回へと51.6%増加した。また、特許庁は国民に知的財産情報をより多く提供するために持続的に提供情報を拡大している。また、アイデアの重複受賞防止のためのアイデア情報、特許紛争でイシューとなっている標準技術文書まで提供データ範囲を拡大した。

審査官に提供されるKOMPASSは先行技術調査の迅速性・正確性を高めるため、持続的な機能の高度化を進めている。今後高品質審査を支援するため、検索項目加重値の適用、予約検索、検索式の共有など検索サービスを持続的に高度化し、利便性を強化していく計画である。そして、審査官と外部先行技術調査機関が高度化された検索サービスを共同で活用できる情報化支援体系を持続的に管理し、情報化事業支援を通じた「審査支援再創造」を実現する計画である。

3. 国際デザイン出願(ハーグ)システムの構築・高度化

情報顧客支援局 情報開発課 放送通信事務官 イム・ミンソプ

イ. 推進背景及び概要

最近韓国のFTA締結国が拡大するとともに国際市場でデザインの重要性が増している。このような環境の中で優秀なデザイン権を確保することは企業と国家競争力の強化において重要な要素となっている。そこで特許庁は韓国のデザイン競争力を高めるためハーグ協定加盟を推進し、2014年4月2日ハーグ協定加盟寄託を依頼し、2014年7

月1日ハーグ協定を反映した改正デザイン保護法を施行した。ハーグ協定に加盟すると出願人は1回の出願で複数の国家または政府間機関に出願したのと同等の効力を持つようになる。また、出願以後デザインの登録、更新などの手続きも1回の申請で複数の国家または政府間機関に同等の効果を見ることができ、出願人の利便性が大きくなる。

特許庁が改正されたデザイン保護法を適期に効率よく遂行し、ハーグ協定の締約当事者官庁としての役割を果たすのに成功するためには、国際デザインシステムを構築する必要があった。

ロ． 主要内容及び成果

国際デザインシステムの構築は改正デザイン保護法が適時に施行されるように段階的に行われた。国際デザインの受理官庁・指定官庁の受付、方式業務プロセスを1段階に構築・開通(2014. 7. 1)し、国際デザイン出願に対する実体審査、登録審判業務プロセスを2段階に構築して最終開通(2014. 11. 3)した。

1段階構築を通じて出願人は国際デザイン出願に関する全ての業務を電子的に処理できるようになった。まず、特許庁を通じて国際デザインを出願できるように電子出願ソフトウェア(DM-EDITOR、KEAPS)を開発して配布した。また、出願人が特許庁に国際デザインを出願すると、それを受け付け、方式審査を行った後、国際事務局(WIPO)に伝送する受理官庁業務プロセスを構築した。そして、出願人がWIPOまたは締約当事者官庁に国際デザインを出願する際に特許庁を指定官庁として指定した場合、WIPOから送付された書類に対する受付、方式及び発送業務が遂行できる指定国官庁業務プロセスを構築した。

2段階構築を通じて国際デザイン出願以後の業務プロセスである審査、審判、登録のためのシステムを構築した。ロカルノ分類を適用したデザイン分類システム、通知書作成・裁発送のための実体審査システム、一部審査登録された国際デザイン出願に対する異議審査システムを構築することで国際デザインに対する審査を支援できるようになった。また、

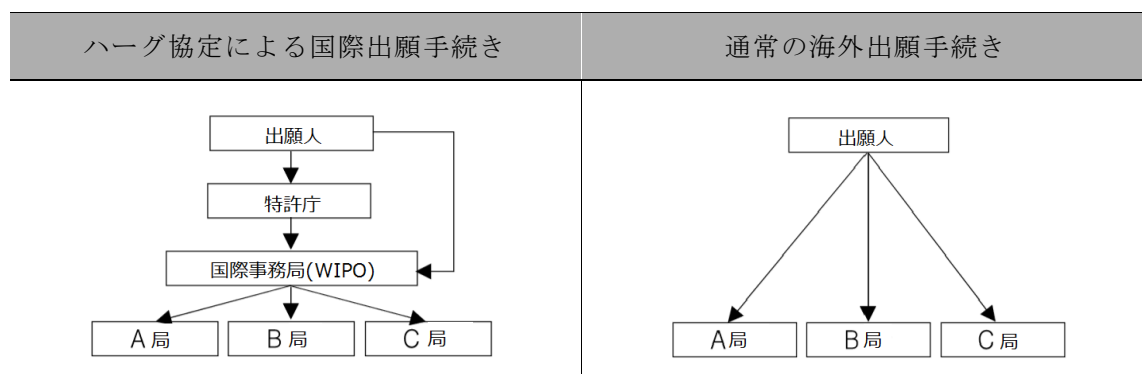
審判方式、実体審理、審決文作成システムを含む国際デザイン審判システムを構築し、国際デザイン公報システムを構築した。

ハーグ協定との調査を図るため国内デザイン制度にも変更が発生した。それによって、国内デザインシステムに対する高度化が国際デザインシステムの構築と同時に進められた。改善された複数デザイン制度によって最大 100 件のデザインを一つの出願として出願し、各デザイン別に審査と登録が受けられるシステムを構築した。また、国内デザイン出願においても国際デザイン分類であるロカルノ分類が選択できるようになった。

ハ. 評価及び発展方向

国際デザインシステムを知的財産権先進 5 か国の中で初めて開通し、韓国特許庁は特許、商標、デザインにわたる知的財産 3 権に対するグローバル情報システムを完成した。今後とも国際知的財産環境変化に能動的に対応する情報システムを通じて知的財産を通じた国家競争力強化に貢献するため取り組んでいく予定である。

<表Ⅱ-2-2> 通常の国際出願及びハーグ協定による国際出願の比較



第3節 特許行政情報システムの運営

1. 特許ネットシステムの委託運営

情報顧客支援局 情報開発課 行政事務官 コン・チョンイ

イ. 推進背景及び概要

特許ネットシステムの運営を民間情報技術企業に委託した目的は、民間専門業者の情報技術ノウハウを活用して特許ネット運営の効率を図り、最新情報技術を適時に反映させ庁内外ユーザーのニーズに迅速に対応することで、特許行政業務処理の効率と顧客満足度の向上を図ることである。特許ネットシステムの民間委託運営は1998年3月当時企画予算処の情報システム運営に対する民間委託方針に基づき、公共機関としては初めて特許庁が1999年1月特許ネットの開通と同時にスタートした。特許ネットシステムの運営は応用システム部門と基盤システム部門に分離して委託・運営している。

特許ネット応用システム部門は出願・登録・審査・審判など特許行政における19の応用システム及び知識管理・成果管理・ホームページなど一般行政における15の応用システム運営を委託している。

また、特許ネット基盤システム運営業務はDBセキュリティーの脆弱性及び特許情報流出などセキュリティー事故に対する懸念から事業者を傘下機関である韓国特許情報院に変え、基盤運営の安定性・保安性を強化した。基盤部門は韓国特許情報院の職員が100%運営することで、特許情報流出のシャットアウト、ストライキなど非常事態時の対応策、安定的なサービスの提供を通じた特許ネットサービス品質向上のための基盤を構築した。

ロ. 推進内容及び成果

1) 応用システム部門

特許ネット応用システムの運営部門は特許行政分野における19の応用システム及び一般行政分野における15の応用システムを安定的かつ効率的に運営するとともに、特許ネットシステムに知的財産権法制度の改正及び業務プロセス変更に伴う機能改善を適時反映することで、特許ネットが世界最高水準の特許行政情報システムと評価される上で重要な役割を果たしている。

2005年には中央行政機関では初めて特許ネットシステム委託運営事業に特許ネット運営サービス水準を定量的に測定・評価し、運営事業者の責任を明確にするためにサービス水準協約(Service Level Agreement、以下SLA)を導入した。その後、毎年SLA評価指標を新たに発掘・補完し、指標水準を着実に引上げ、特許ネット運営サービスの品質を上げると同時に委託運営事業の効率性を高めている。

2008年からは特許ネット委託運営事業の事業遂行の連続性を確保し、競争体制を誘導するため、2年長期継続契約方式に切り替えた。また、システム機能改善部門に対しては業務処理量によって事業代価を精算支給する機能点数基盤の変動費制度を新たに導入し、委託運営事業者にシステム改善のモチベーションを与え、計量的な成果管理を可能にすることで、特許ネット委託運営事業予算の合理的な執行を図った。

このような一連の特許ネット委託運営事業の持続的な改善を通じて、2009年12月に行政安全部が配布した「ITアウトソーシング運営管理マニュアル」に特許ネットシステムの委託運営モデルが参照事例として紹介されるなど、特許行政情報システム運営サービスの向上に相当な成果をあげていると評価されている。

2011年からは特許ネット応用システム運営部門を大・中小企業コンソーシアム事業の特許行政システム運営事業と中小企業事業の一般行政システム運営事業に分けて発注することで、政府の大・中小企業の同伴成長施策に込めている。

2012年には既存の特許ネットを全面改編した3世代特許ネットの開通(2012年1月)を

支援することでシステム運営の混乱を早期に安定させ、運営サービス水準協約、機能改善手続き、マニュアル管理など新しいシステムに最適化された運営プロセスを見直した結果、カーネギーメロン大学ソフトウェア工学研究所(SEI)からソフトウェア国際認証である「特許ネットシステムCMMIレベル4」を獲得(2012年11月)した。

2013年には3世代特許ネットの完全開通(2013年5月)を支援することでシステムを早期に安定させ、特許ネット機能テストの実施を通じたエラー及び機能不備に対するフィードバックを行うことで3世代特許ネットシステムの完成度を高めた。

2014年にはオープン特許路及び国際デザイン出願システムの新規開発事業の推進を支援し、システム開発完了後の特許ネット機能テスト実施を通じたリハーサル、エラー及び機能不備などを把握して先制・常時の障害予防活動を誠実に遂行した。

2) 基盤システム部門

特許ネット基盤システム運営部門はサーバー、ディスク、ネットワーク、パソコン、プリンターなど電算資源を効率的に運営・メンテナンスし、特許ネット新規システムの開発及び構築に伴うサービス運営業務を安定的に行うことで、世界最高水準の特許行政情報システムの構築に寄与している。

主要運営業務は電算機、ディスク、ネットワーク、ユーザー支援、特許電算センター・統合管制センターなどの運営、データベース運営、オンライン運営、セキュリティ運営、KIP0-Cloud運営及びITSM(Information Technology Service Management)運営に分けられる。

1999年から2004年まで主電算機供給業者との調達随意契約によって運営していた方式を、2005年からは調達競争契約によって委託運営事業者を選定する方式に変え、装備運営の効率性、障害処理の迅速性及び責任所在の明確性などのために基盤システムの運営委託とメンテナンスを統合・運営している。

2006年～2012年には大規模H/W電算資源に対する多年間の運営経験を基にシステム障害管理、変更管理、展開管理、構成管理、容量管理など国際レベルのITサービス管理概念(ISO 20000)を導入・運営し、サービス品質及びユーザー支援を強化するための管理指標を発掘・補完するなど基盤システム運営サービスの持続的な品質管理及び性能向上を図った。

2013年には特許ネット性能改善のための性能管理専門担当組織を新設し、迅速な障害感知及び措置のためのサービス統合管制体制を運営している。

2014年には特許ネットノンストップ運営のために光州統合電算センターとともに二重化構成点検及び災害復旧訓練を施行し、特許ネット性能向上のために特許ネットシステムの構造を改善した。また、審査及び電子出願関連の多使用プログラムの構造改善などを通じて特許ネット速度向上に大きく貢献した。

ハ. 評価及び発展方向

特許庁は特許行政情報システムの単純な運営から脱して一定規模の機能改善に対しては別途の開発事業ではなく委託運営事業として遂行するとともに、特許庁内部情報化人材による運営管理体系を強化することで特許ネット委託運営事業の効率性をさらに改善していく予定である。

また、昨年が続いて性能専門担当組織の新設、統合管制センターの運営及びSLA評価指標に回答時間短縮率、性能改善提案件数、サービス管制対応時間などユーザーが直接肌で感じられる指標を選定し、基盤システムの安定に万全を期する予定である。そして、SLAのインセンティブとペナルティー規定を更に合理的に設定し、特許ネット顧客満足度を客観的・計量的に測定できる新規指標を新たに発掘するなど、成果中心の高品質特許ネット運営サービスを提供することで特許ネットシステムの運営サービス水準を持続的に高めていく計画である。同時に、特許ネット運営の連続性が確保できるように運営者マニュアルを改善し、より合理的な引継・引受手続きを整えていく方針である。

2. 知識管理システム(KOASIS)の運営

情報顧客支援局 情報管理課 行政主事補 イ・ビョンソク

イ. 推進背景及び概要

国内外の経済パラダイムが知識基盤経済にシフトしていくにつれ、知的財産の重要性が浮き彫りになり、2000年度からは特許出願件数が10万件を超えるなど知的財産権の出願が急増した。そこで特許庁では審査処理期間を短縮するとともに審査品質を改善するために審査官業務能力の強化と業務効率の向上が重要な課題となっている。

特許庁は職員個々人が保有している業務ノウハウなどの知識を組織全体が共有して業務能力を強化する必要があるという認識の下で、2000年12月政府機関としては初めて知識経営宣言式を開催し、知識経営をリードしていく上で一つの出発点を作った。更に、2001年8月に「知識管理及び補償に関する指針」を制定し、同年9月に知識管理システムを構築することで、本格的に特許庁職員の知識を管理する基盤を構築した。

その後、知識管理システムが知識を蓄積する保管所の役割から脱して、業務遂行に必要な全ての情報を一つのシステムで収集・活用するポータル(Portal)として機能するように、2004年には審査・審判システム・検索システム及びオンナラシステムなど特許庁の全ての情報システムと知識管理システムを有機的につなげる作業を進めた。それによって一つのシステムで業務上の利便性と効率性が同時に高まる知識経営が可能となった。

2005年からはこれまで蓄積してきた特許関連の法・制度及び審査・審判などの知的財産権情報を外部と共有するため、NAVER、EMPASなどの民間ポータルでも検索できるようにし、2011年には韓国電子通信研究院など19の研究機関にも情報を提供している。

2012年にはIP法令総合情報システムを構築し、知的財産権関連の法令、マニュアル

及び判例などの基本情報とともに条文別の関連情報、審査類型別判例情報までワンクリックで照会・活用できるようにした。また、共同の関心事を持つ職員たちが情報を共有しながらコミュニケーションできるオンライン空間である情報共有コミュニティも追加的に設置した。そして、知識管理システムの検索インターフェースを高度化して検索の正確度を改善し、多様な検索オプション機能を提供して一回の検索で知識のみならずコミュニティ、法令、業務マニュアルまで簡単に探せるようにした。

<図Ⅱ-2-2>知識管理システム(KOASIS)の主要サービス

知識共有	自分が保有している業務ノウハウ、参考資料などを登録及び共有
	業務に必要な情報を公開的に質疑応答できる Q&A の運営
知識検索	知財権関連の法令及びマニュアルをテーマ別・部署別に体系化した IP 法令総合情報システム
	統計、報告書などの業務参考資料をリアルタイムで確認できる空間
コミュニティ	オンライン空間での職員間の自由な討論文化を定着させるための掲示板
	研究会、同好会などの小さな集まりを活性化するためのコミュニティ運営

ロ. 推進内容及び成果

2014年には活発な知識登録活動を通じて行政管理能力評価の機関別行政知識活動水準部門で最優秀レベルを達成した。特に、「知識管理及び補償に関する指針(訓令765号)の改正で知識活動に対するインセンティブを強化し、各職員が保有している知識がより手軽に形式知として変換・表出できるように知識管理システムのコンテンツと機能を整理・改編した。その他にも政府3.0に合わせて対外機関との知識共有を強化するため韓国特許庁と情報通信産業振興院間KOASIS-ITFIND知識コンテンツの連携を推進した。それによって、韓国特許庁は各種知的財産関連報告書及び政策・統計など情報をKOASISに登録して先行技術及び審査・審判サービスの品質を高め、情報通信産業振興院はITFINDホームページ内で特許庁が保有するレベルの高い知的財産情報を手

に入れることができるようになった。また、ユーザー満足度を高めるため絶えず知識管理システムの改善に向けた課題を発掘・推進してきた。

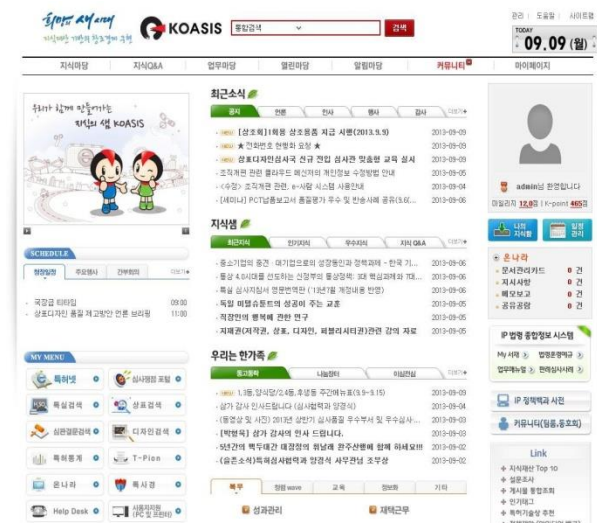
<表Ⅱ-2-3> 知識活動の状況

	2011年	2012年	2013年	2014年
知識登録(件)	351	334	517	496
知識照会(件)	73,925	79,120	116,210	172,609

ハ. 評価及び発展方向

これまでの成果にも関わらず特許庁に知識行政文化が「内在化」したと評価を下すにはまだ時期尚早である。特許庁はより高い知識行政として生まれ変わるため今後もアンケート調査のような意見収集を持続的に行うことで機能を改善していく予定である。特に、無分別に生成された不必要な掲示板を整理し、各メニューの性格による全体メニュー構造の分類・調整が求められている。また、ユーザーの不満がないよう知識マイレージ支給体系を合理的に修正・補完してしく計画である。このような課題の推進を通じて知識行政を代表する政府機関になるよう最善を尽くしていく予定である。

<図Ⅱ-2-3> KOASISのメイン画面



第4節 電算設備の運営及び維持

1. 特許ネットシステムインフラの高度化

情報顧客支援局 情報開発課 放送通信事務官 イム・ミンソプ

イ. 推進背景及び概要

特許庁は韓国知的財産分野の核心インフラである特許ネットの安定的な運営及び利用環境改善に向けた特許ネットシステムのインフラ高度化を持続的に推進している。最近の主要インフラ構築及びインフラ高度化事例を見ると、2011年には特許ネット事務処理システムの最適化を通じて特許ネットの稼働時間を週末及び休日まで拡大し、2012年には保安性の強化・業務効率性の向上などのためにユーザーレベルの業務環境をサーバー基盤コンピューティング(SBC)環境に転換・構築した。また、2012年にはサービス品質及び性能を高めるための管制体系の強化と検索システムの性能改善及び電算資源活用度の最大化に向けた資源の再配置を推進した。2014年には審査協力型の先行技術調査事業を拡大するため、外部調査員用のサーバー基盤コンピューティング(SBC)環境及び検索システム電算資源の増設を実施した。

このように特許庁は特許ネットシステムの開通以後、サービスの拡大及びユーザーからの多様なニーズに応えるため、電算インフラの拡充及び再配置、二重化構成を通じた安定性の強化、システムチューニングを通じた性能改善などを持続的に推進している。

特許ネットインフラを物理的な構成観点から見ると以下のとおりである。現在、電子出願、審査、登録、審判、検索など大半の特許行政情報システムは光州統合電算センターで稼働中である。災害復旧センターは大田統合電算センターに構築され、災難・災害に備えてリアルタイムでデータのバックアップが行われている。もし災害が発生した場合は3時間以内に自動的に転換できる復旧体系を構築している。また、特許庁電算センターは政府統合電算センターが運営している特許ネットサービスを支援

するために必要な統合サービス管制、品質管理・メンテナンス・開発システムなど運営支援及び開発に必要な最小限の情報システムを備えている。

ロ. 推進内容及び成果

審査・審判業務の生産性を最大に引き上げるため、2011年にはバックアップ・配置作業・メンテナンスなど特許ネット事務処理システムの点検時間を最適化し、特許ネットの稼動時間を大幅延長した。

＜表Ⅱ－2－4＞特許ネットシステムの稼動時間

区分	平日	土曜日	日曜日	ウィークデーの休日
従来 of 運営時間	08:00～23:00	08:00～23:00	運営しない	運営しない
現在(2011.2以後)	07:00～24:00	07:00～18:00	14:00～20:00	07:00～24:00

* 休日の特許ネットサービス利用者は平均141人で、平日比12.2%利用中

2012年には3世代特許ネットにのユーザー業務環境をサーバー基盤コンピューティング(SBC)環境で構築し、特許ネットシステムの保安を強化するとともにユーザーの特許ネット業務環境を改善した。

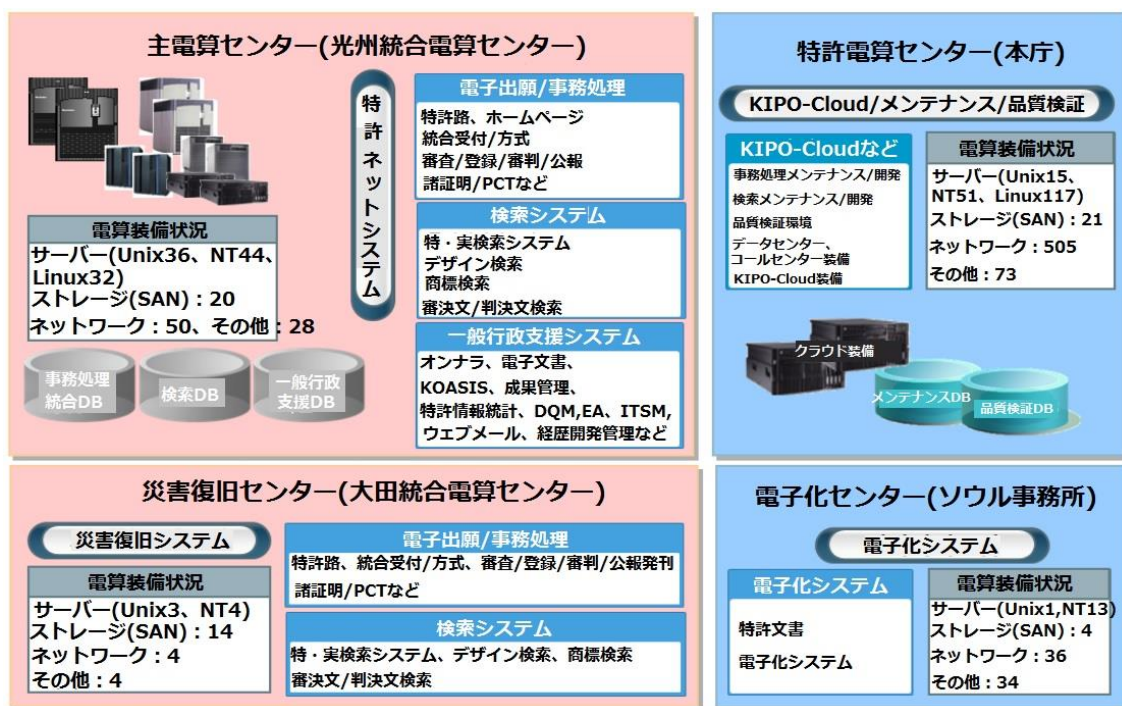
2013年には審査・審判業務に直接的な影響を及ぼす検索及び翻訳システムの性能を改善するための資源増設と電算資源を再配置することで審査・審判業務の環境を改善した。また、特許ネット異常兆候に対して早期対応するための24×365サービス管制体系を構築した。

2014年には審査協力型先行技術調査事業の拡大による先行技術調査員の人員増加に備えてサーバー基盤コンピューティング(SBC)環境を増設し、先行技術調査機関に対する検索システムを開放するために新規電算資源の導入と既存電算資源の再配置を推進した。

また、特許ネットシステムの性能及び品質を高めるため、DB・システムSWなど基盤

環境を持続的に改善し、障害が発生した時も特許ネットシステムのノンストップ運営のために二重化及び災難復旧訓練などを実施して特許ネットの安定性を高めた。

<図Ⅱ-2-4> 特許情報システムインフラの構成図



<表Ⅱ-2-5> 電算設備の運用状況

(2014年12月末基準)

区分	主要施設及び装備
特許電算センター (特許庁、8階)	<ul style="list-style-type: none"> サーバー(Unix:14台、NT:50台、Linux:117台) ストレージ21台(Disk17、SAN4) ネットワーク装備505台、バックアップ装備2台、その他71台
統合保安管制センター (特許庁、8階)	<ul style="list-style-type: none"> 侵入遮断システム19台、侵入探知システム1台、統合危険管理システム2台 電子出願認証システム1台 その他保安装備(VPN、IPS、ContentsFilterなど)27台
光州政府統合電算センター	<ul style="list-style-type: none"> サーバー(Unix:36台、NT:44台、Linux:32台) ストレージ20台(Disk13、SAN7)

	<ul style="list-style-type: none"> ◦ネットワーク装備 50 台 ◦その他 28 台(バックアップ装備 3、JukeBox2、UNIX コンソール 2、財政情報ファイヤーウォール 1、侵入遮断システム 10、侵入探知システム 3、電子出願認証システム 2、その他保安装備 5)
災害復旧センター (大田政府 統合電算センター)	<ul style="list-style-type: none"> ◦サーバー(UNIX:3 台、NT:4 台) ◦ストレージ 14 台(Disk8、SAN6) ◦ネットワーク装備 4 台、その他 4 台(侵入遮断システム 1 台、侵入探知システム 1 台、電子出願認証システム 1 台、スーパードームコンソール 1 台)
特許文書電子化センター (ソウル事務所)	<ul style="list-style-type: none"> ◦サーバー(Unix:1 台、NT:13 台) ◦ストレージ 4 台(Disk2、SAN 2) ◦ネットワーク装備 36 台、その他 34(バックアップ装備 2 台、コールセンター交換機 1、特別司法警察団装備など 31 台)
特許行政用ユーザー パソコン及びプリンター	<ul style="list-style-type: none"> ◦パソコン 3,143 台、ノートパソコン 186 台 ◦プリンター399 台、スキャナー111 台、バーコードリーダー/プリンター83 台

ハ. 今後の発展方向

2014年まで3世代特許ネットの安定化期間を経て特許ネット基盤システムの安定的な運営環境を整え、2015年には特許ネットの性能・安定性の改善活動とともに電算資源の再配置を通じて開発環境の構成と基盤環境の最適化を図るように取り組んでいる。

まず、電算資源の再配置を通じて電算資源使用の効率性を高める。電算資源の再配置を通じて「出願書・通知書エラー分析サーバー」を構築してスマート審査システム開発事業を支援し、特実検索開発環境を整えて中小企業の開発事業参加を支援する。

サービスの連続性・安定性の側面から障害予防・障害の早期探知・障害発生時の迅速な措置などが行われるようにサービス管制を24×365体系で持続的に運営し、二重化訓練など障害対応訓練のマニュアルを整備することで障害対応活動を体系化する予定である。

電算インフラの拡充及び改善の側面では持続的な審査協力型先行技術調査事業を拡大するためサーバー基盤コンピューティング(SBC)環境を追加増設し、ユーザー向け

サービスの向上に向けたKIPRIS電算資源の高度化、海外IPデータを拡大提供するための保存装置増設を推進することで審査官とユーザーのための特許行政サービスの品質改善にも力を入れる予定である。

2. ユーザー支援顧客満足度の向上

情報顧客支援局 情報開発課 司書事務官 ミン・キョンソク

イ. 推進背景及び概要

ユーザー支援サービスは個人用電算装備（パソコン、モニター、パソコン用ソフトウェア、プリンターなど）の障害要因を事前に点検して障害を予防し、障害が発生した時は迅速・正確なサービス支援を行うことでユーザーの不便を最小化する役割を担っている。

<表Ⅱ-2-6>年度別ユーザー支援の状況

サービス支援事項	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
障害受付及び処理	32,253件	32,654件	47,396件	34,451件	21,805件
出前サービス	2,899件	2,914件	2,516件	3,077件	2,563件
在宅勤務支援	1,463件	1,648件	957件	1,008件	481件
集中支援サービス	250人/ 743回訪問	389人/ 1,117回訪問	480人/ 1,255回訪問	631人/ 1,247回訪問	605人/ 1,156回訪問

ロ. 推進内容及び成果

ユーザー電算環境の性能・機能改善、障害予防などユーザーに最適の電算事務環境を提供するため、ユーザー支援チームは現場で顧客からのニーズを記録・検討し、より良いサービスを提供するための資料として活用している。

2008年からは頻繁に助けを求めるユーザーを集中支援するサービスを始め、ユーザー意見の収集及び事前障害予防活動を展開している。また、局別に出前サービス(Bef

ore Service)を定期的実施して運営者の立場ではなくユーザーの立場から見て不
便な所を把握し、改善に向けて取り組んできた。

一方、2012年3世代特許ネットシステム及びSBC(Server Based Computing:サーバ
基盤コンピューティング)システムを開通して初めの頃はユーザー向けの緊急支援チ
ームを組織・運営して新規システム開通によるユーザーの不便を最小化した。2013年
には在宅勤務者のKIP0-Cloud転換、網間資料伝送システムの安定的な定着と支援に力
を入れ、下半期の庁職制改編による電算装備の移転設置及び障害処理支援を通じて早
期業務安定化に寄与した。2014年には迅速なユーザー支援サービスの提供を最優先課
題として選定して障害解決要請に対する迅速な処理に更に集中してサービスを提供し
た。同時にユーザー利便性を高めるため夜間トナー受給支援サービスを実施し、電算
資源別に使用手続き、自己措置、最適化方策を案内した事務用電算資源ユーザーガイ
ドを制作・配布した。

また、3世代特許ネットシステム環境及びWindow7、ワイドモニターの一般化などIT
技術のトレンドを考慮し、ユーザーに最適な電算環境を提供するために持続的な関心
を傾けている。また、事務用電算装備及びソフトウェアを購入する際に実使用者であ
る庁職員を評価委員として委嘱するなど積極的な方法でユーザーの意見を反映してい
る。

ハ. 評価及び発展方向

ユーザー支援サービスは常にユーザーに最高のサービスを提供するために様々な努
力を傾けているにもかかわらず、ユーザーの目線と期待値は高くなる一方であるため、
顧客を感動させるのは極めて困難である。特に、個人の性格や業務特性が異なるため、
ユーザーの多様なニーズに全て応えることは不可能に近い。

それにもかかわらずユーザーからの要求事項の常時収集、頻繁にサービスを要請す
るユーザーに対する集中支援サービス及び出前サービス(Before Service)などの積極
的な支援活動を通じてユーザーに最適な電算環境を提供するために絶えず努力した結

果、ユーザー満足度を相当な水準まで引上げることに成功した。

2015年には既存の出前サービス支援体系を改編することで集中ケアサービスを実施し、多年間蓄積されたユーザー支援ノウハウを反映した支援事例マニュアルを制作及び活用してユーザー支援サービスの品質を強化する計画である。

3. 情報保護体系の強化

情報顧客支援局 情報管理課 放送通信事務官 キム・ムンソン

イ. 推進背景及び概要

特許庁はサイバー攻撃への対応水準を強化するために多角的な保安業務を行っている。2005年に特許部門保安管制センターを構築して以来365日24時間サイバー攻撃をリアルタイムで監視しており、2011年からは保安管制範囲を傘下機関まで拡大することで国家知識財産である特許情報を完璧に保護するための基盤を構築した。その結果、2009年、2010年連続で「情報保安有功」大統領機関表彰を受賞し、2008年から2014年までには行政自治部主管の「個人情報保護水準診断」の結果優秀機関として選ばれる成果を挙げた。また、2012年から実施している行政自治部主管の「電子政府国民向けサービス情報保護水準診断」でも2014年まで3年連続で優秀な成績を記録した。最後に行政機関の情報保安管理体系を総合的に評価する尺度である国家情報院主管の「情報保安管理実態評価」でも2007年から2014年まで8年連続保安水準が優秀等級と格付けされ、特許庁の情報保安能力が高い評価を得ている。

現在も特許庁は行政機関の中で最高の情報保安水準を維持するため、情報保安政策、組織及び技術など各分野で情報保安業務が有機的に連携できるよう多角的な努力を続けている。

ロ. 推進内容及び成果

第一、ハッキングなどサイバー攻撃によって国家資料が流出することを防止するため、ネットワークを行政網、業務網、インターネット網に分離して行政網と業務網の安定性を確保した。2008年には国家情報院が主管する中央行政機関網分離事業の対象機関として選ばれ、行政網・業務統合網の網分離事業を展開した。更に2012年にはクラウドシステムを導入して業務統合網を業務網とインターネット網に分離することで業務網に対する保安を更に強化した。それによって特許文書は全て中央で管理するサーバーに保存され、特許情報の外部流出を根本的にシャットアウトした。

第二、サイバー攻撃による侵害事故を予防し、リアルタイムで探知・対応するため、2005年から特許部門保安管制センターを運営し、2011年には保安管制の対象を特許情報を取り扱う関係機関まで拡大した。2012年にはサイバー攻撃の動きを正確に探知し迅速に対応するため、国家情報院との二重保安管制体系を確立し、ネットワーク・サーバー・パソコンに対する多様な情報保護システムを持続的に拡大・構築した結果、現在20段階の情報保安防御体系を確立した。

第三、庁職員の情報保護に対する認識を高めると同時にサイバー攻撃に対する対応手続きを熟知させるため、政府レベルのサイバー攻撃対応訓練とは別にハッキングメール対応訓練、侵害事故対応訓練など独自の模擬訓練を毎年行っている。また、定期的に職員を対象に情報保安及び個人情報保護政策説明会を開催し、アウトソーシング業者を対象に別途の情報保安運営協議会を開催して情報保安遵守事項及び政策方向の伝播及びセキュリティ意識の向上に取り組んでいる。

最後に、2014年8月に改正された「個人情報保護法」の義務事項の遵守及び政府レベルの個人情報保護努力に積極的に参加している。住民登録番号に対する暗号化措置を完了し、個人情報処理システムに対する権限及びアクセスを技術的に統制できる体系を構築することで個人情報保護体系を強化した。特に、特許庁は最近急増している個人情報流出事故を予防するため、本庁のみならず傘下機関の個人情報保護改善にも努めている。傘下機関を対象に個人情報管理実態の一斉点検及び現場実査を行い、個人情報保護責任官会議を開催して個人情報に対する責任意識を高めた。また、個人情報を取り扱う者のために特許庁個人情報保護ガイドラインを別途設け、個人情報保

護・管理強化に万全を期している。

ハ．評価及び発展方向

特許庁は最高の情報保安水準を維持するために多角的な努力を傾けた結果、政府機関情報保安評価で最優秀機関として選ばれる成果を達成した。しかし、最近サイバー攻撃がますます知能化・多角化しているだけに現在の成果に満足せず、情報保安管理体系を持続的に強化して特許情報が安全に保存・処理できるよう最善を尽くす予定である。

第3章 知的財産政策の国家レベルでの推進

第1節 概観

産業財産政策局 産業財産政策課 行政事務官 ハ・ユジン

知的財産権が国家競争力の核心要素として登場したことから、グローバル競争社会に対応できる政府レベルの知的財産政策推進が求められるようになった。そこで、特許庁は2009年3月に知的財産分野初の国家戦略報告書である「21世紀知的財産ビジョンと実行戦略」を政府と企業そして市民社会に提示した。2009年7月には知的財産政策を本格的に国家アジェンダ化するため、13の省庁と共同で「知的財産強国実現戦略」を樹立し、大統領主宰の国家競争力強化委員会に報告した。また、2013年6月には創造経済生態系構築に向けた具体的な実現戦略として「知的財産基盤創造経済の実現戦略」を樹立した。

特許庁のこのような努力は創造経済を目指すパク・クネ政府の発足、国際特許紛争の激化など知的財産をめぐる対内外の主要イシューとともに、知的財産政策が特許庁など一部省庁の政策ではなく政府レベルの政策として発展する契機となった。特許庁は国家知識財産委員会(2013年11月、第2期発足)、創造経済委員会(2013年9月、発足)などを通じて知的財産政策の各省庁への拡散を図るとともに、国家の中長期的な知的財産政策の方向を提示するために各界の意見をまとめて政策研究を行うなど国家知識財産政策の土台となるインフラ構築をリードしている。今後も新しい知的財産イシューを持続的に発掘し、政府全体の協力の下でそれを政策化し、韓国が21世紀知的財産強国として跳躍できるよう努力と支援を惜しまない計画である。

第2節 知的財産政策の国家レベルでの推進

産業財産政策局 産業財産政策課 行政事務官 ハ・ユジン

1. 推進背景

21世紀以後知識基盤経済への急激な転換に伴い、主要先進国及び企業は知的財産中心の戦略を推進することでグローバル競争体制に積極的に対応している。先進グローバル企業は核心知識の蓄積・開発・活用に力を集中させ、持続的な競争優位の確保に乗り出している。米国、日本など主要国政府は実質的な国富の創出主体である知的財産政策を多角的に推進している。

韓国も知的財産強国として跳躍するためには知的財産を新しい成長エンジンとして活用し、知識基盤の高付加価値経済に転換する必要がある、そのためには何よりも国家レベルでの知的財産政策の推進が必要である。

2. 推進内容及び成果

特許庁は創造経済生態系の観点から知的財産の役割と機能を改めて定立する5カ年総合計画として「知的財産基盤の創造経済実現戦略」を樹立(2013.6)し、知的財産政策が政府レベルで行われるよう核心政策を具体化・議題化した。2013年計10件の知的財産政策を講じたことに続いて、2014年には政府事業から発生した特許の民間活用度を高めるための「公共特許所有制度の改善方策」、知的財産権国際取引の実体把握及び国家知的座慰安政策の樹立・執行に活用するための「知的財産権貿易収支統計開発方策」、韓・中FTAなどに備えた「K(韓国)-ブランド保護総合対策」などの政策を樹立して国家知識財産委員会、創造経済委員会など多省庁会議体に上程・議論した。

3. 今後の推進計画

2015年にも国家R&D標準特許関連制度の改善、特許専門弁護士の要請及び弁理士の

特許侵害訴訟への参加方策、公共分野職務発明制度の合理化方策、地域知的財産競争力の強化方策、知的財産スマート教育発展方策などを講じ、特許庁の主要政策 이슈が政府レベルの観点から議論され、政策化できるよう、現場の声を積極的に聞き入れて争点化するために取り組んでいく計画である。

また、知的財産政策を樹立する過程で他省庁・自治体・企業などと多様な協力を推進して政策効果を最大化するため持続的に取り組んでいく予定である。

第3節 知的財産権政策を強化するための基盤作り

1. 知的財産政策研究の強化

産業財産政策局 産業財産政策課 行政事務官 カン・キュンサン

イ. 推進背景及び概要

知的財産権中心の企業経営活動が活発になるなど社会全般において知的財産権の重要性が増している。急変しつつある知財権の動向を迅速に把握し、最適な対策を構築・普及して国家・産業競争力の向上に貢献するためには、政策環境の変化に一步先に対応することが必要である。

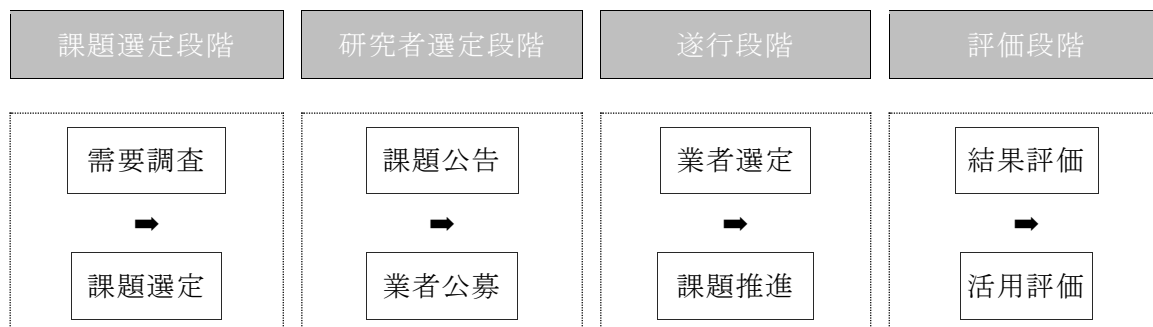
特許庁は米国・日本・欧州・中国など主要国の知的財産関連の法令・制度及び政策動向などを分析して政府の法・制度の改善方策導き出し、政府レベルの知財権政策の樹立に積極的に活用している。

ロ. 推進内容及び成果

国家の中長期的な知的財産政策の方向を提示するため、特許庁内部・学界・企業などの需要に基づいて政策研究課題のテーマを選定している。

政策研究テーマは政策研究審議委員会が選定し、公開競争を通じて該当分野の専門機関(専門家)と研究契約を締結して行っている。政策研究の推進プロセス及び運営は以下のとおりである。

＜表Ⅱ－3－1＞政策研究の推進プロセス及び運営



* 特許庁政策研究管理規定(特許庁訓令第759号)運営

2014年度に行った研究課題は以下のとおりである。研究結果報告書は特許庁ホームページ(www.kipo.go.kr)または政策研究委託管理システム(www.prism.go.kr)で誰でも閲覧できる。

＜表Ⅱ－3－2＞2014年知的財産政策研究テーマ

No	課題名
1	審査品質管理の業務を向上させるための ISO 9001 品質経営システムの適用に関する研究
2	Taxonomy 構造及び韓国標準産業分類に基づく商品及びサービス業分類体系の研究
3	知的財産基盤の創造経済の実現に向けた特許法全面改正方策の研究
4	種子分野の特許制度と品種保護制度の調和及び両制度を活用した効率的な権利確保方策の研究
5	特許検索高度化のための検索システム及び検索技法の研究
6	出願件数及び歳入予測方法の研究
7	中小ベンチャー企業の知的財産基盤成長強化策の研究(知的財産金融及び特許教育を中心に)
8	科学英才教育における発明特許教育の活性化方策研究
9	地域知的財産能力を診断するための分析モデルの開発
10	産業財産権紛争調停の標準モデル及びマニュアルの開発
11	IP5 特許審査協力の強化及び効率化方策の研究
12	TPP、RCEP における知的財産分野の交渉方策の導出
13	アイデアコンテスト DB の効率的な構築方策の研究
14	物質特許に基づく民間需要者オーダーメイド型 IP サービスの創出方策
15	「知的財産サイバー教育院」の設置・運営方策の研究
16	適正審判費用額算定のための研究

17	他省庁(自治体)所管の規制発掘及び改善策の研究
18	融合的な知的財産人材を養成するための国際的な協力方策
19	知的財産サービス産業の国内外現状研究
20	特許庁の国際化能力を強化するための教育課程設計研究

ハ. 評価及び発展方向

これまで政策研究の結果が知財権政策を樹立する上で直接反映できるように努力した結果、2013年知財権研究事業を通じて行われた課題の政策活用率は90.7%(2014年課題の活用率は評価予定)で、2011年(84.6%)、2012年(88.4%)に引き続き活用率が着実に右肩上がりの傾向にある。今後も重複研究を防止するための重複性の事前検討、課題中間点検の充実化など研究管理を強化して、研究課題報告書の品質を改善して活用率を高めていく計画である。

2. 知的財産研究インフラの構築

産業財産政策局 産業財産政策課 行政事務官 カン・キュンサン

イ. 推進背景及び概要

知識基盤社会において創造経済を実現するためには知的財産の創出・保護・活用のための政策的・学問的な研究基盤を構築する必要がある。特に世界の知財権政策の動向を迅速に把握してIP世界の環境変化に一步先に対応し、IPを産業戦略的に活用するための政策開発の基礎資料として活用することが必要である。特許庁は国内唯一の知財権専門研究機関である韓国知識財産研究院を通じて知的財産研究のインフラ構築に向けた多様な事業を推進している。

ロ. 推進内容及び成果

1) 知的財産動向の収集・普及

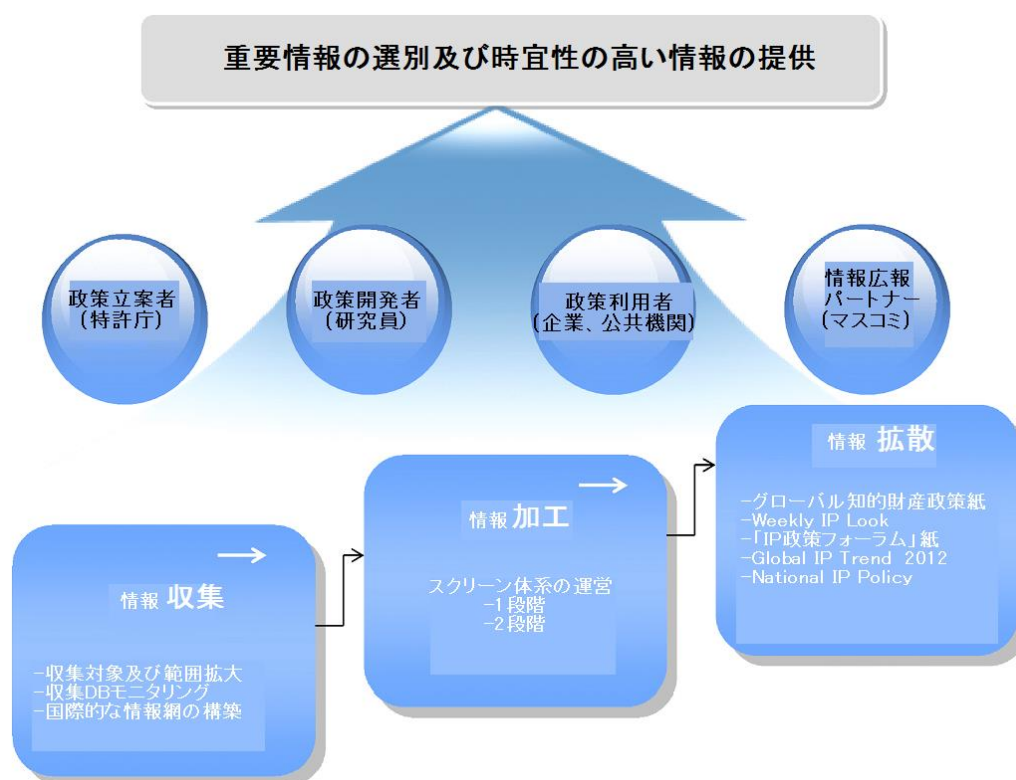
米国・ヨーロッパ・日本・中国など主な知的財産強国を中心に知的財産動向情報を把握し、主要内容を提供した。知的財産情報を提供する国内外DBを定期的にモニタリングし、他にもWIPOなど国際機関が発刊する資料及び主要新興国の政策動向も収集した。「Issue & Focus on IP」と「深層分析報告書」の2種のウェブ発刊物と「国家別年間知的財産政策の分析」、「知的財産政策」、「National IP Policy」、「Global IP Trend」など4種の発刊物を通じて収集された知的財産動向を普及した。「Issue & Focus on IP」と「深層分析報告書」の2種のウェブ発刊物と「IP Insight」、「知的財産政策」、「National IP Policy」、「Global IP Trend」、「国家別年間知的財産政策の分析」の6種の発刊物を通じて収集された知的財産動向を普及した。

「Issue & Focus on IP」は収集された知的財産関連情報のうち政策的に示唆する点が多いものを整理してメーリングサービスで毎週提供した。また、「深層分析報告書」は収集された世界動向及び学術情報などの知的財産関連情報を独自分析し、これを基に政策立案者たちに外国の関連政策と企業の知的財産動向に対する深層分析を提供(54回)した。「Issue & Focus on IP」と「深層分析報告書」を国別に整理した「国家別年間知的財産政策分析」を年末に発刊して提供した。

「IP Insight」を創刊して毎月主要政策 이슈と統計、判例などの 이슈とトレンドを分析して提供することで、随時変化している知的財産 이슈に対する情報を提供した。

「知的財産政策」は年4回(3月、6月、9月、12月)発刊しているが、主な知的財産政策 이슈や懸案に対する座談会を開催し、主要 이슈及びトレンドを分析して提供した。世界知的財産の主要報告書及び政策資料の原文翻訳本である「National IP Policy」(随時)をウェブで提供し、年2回まとめて発刊した。また、「Global IP Trend」を通じて年間国内外の知的財産主要 이슈を選定し、専門家寄稿を通じて未来予測を提供した。

<図Ⅱ-3-1> 知的財産動向の収集・普及の流れ図



2) 知的財産に関する国内外ネットワークの構築

主要国の知的財産金融生態系作りに関する経験の共有及び国内IP金融懸案などを議論するため「IP金融国際コンファレンス」を開催した。

公益性を強化した政策フォーラム、シンポジウムなどが活発に開催され、政策立案者、政策開発者、政策利用者、マスコミ関係者が参加した「開かれた研究」を実現し、知的財産関連の研究者、専門家たちのネットワーク構築及び情報共有の活性化を通じて専門性を強化した意見収集の場として活用した。

<表Ⅱ-3-3> 2014年フォーラム、セミナー、シンポジウムなどの開催内容

行事名
知的財産金融生態系造成のための IP 金融国際コンファレンス
(社)韓国知識財産学会 2014 秋季学術大会の共同開催

2014 知的財産専門家フォーラム(特許と創業)

3) 知識財産研究の基盤作り

知的財産権に対する大学(院)生の関心と研究意欲を高め、研究人材を発掘するために「大学(院)生知的財産優秀論文コンテスト」を開催した。

＜表Ⅱ-3-4＞大学(院)生知的財産優秀論文コンテストの受付状況

区分		2012年	2013年	2014年
受付チーム数	大学生	78 チーム	75 チーム	103 チーム
	大学院生	56 チーム	71 チーム	64 チーム
合計		134 チーム	146 チーム	167 チーム
受付チーム数	大学生	10 チーム	24 チーム	19 チーム
	大学院生	14 チーム	27 チーム	20 チーム
	指定テーマ部門	1 チーム	-	-
合計		25 チーム	51 チーム	39 チーム

知的財産関連の専門学術誌である「知識財産研究」は知的財産関連法、経済・経営、科学・技術分野の研究成果を発刊・普及するための季刊誌で、現在韓国研究財団に登載誌として登録されている。

知的財産専門図書館は知的財産を研究する上で必要な専門資料を収集・整理・蓄積し、研究者に迅速に提供するために設立された。現在、単行本約8,215冊、研究報告書3,216冊、フォーラムセミナー資料489冊、定期刊行物4,975冊など計16,895冊に達する膨大な資料を提供している。また、国内IP関係機関との図書館利用協定締結を通じてIP専門情報に対するアクセシビリティの向上及び資料利用の拡大を推進している。そして、図書館訪問でのみ利用可能であった学術DBを自宅やオフィスなど外部からでもアクセスできるように遠隔アクセスシステムを導入するなど持続的に利用者の利便性を高めている。

<図Ⅱ-3-2>知的財産専門図書館



<知識財産専門図書館の内部>



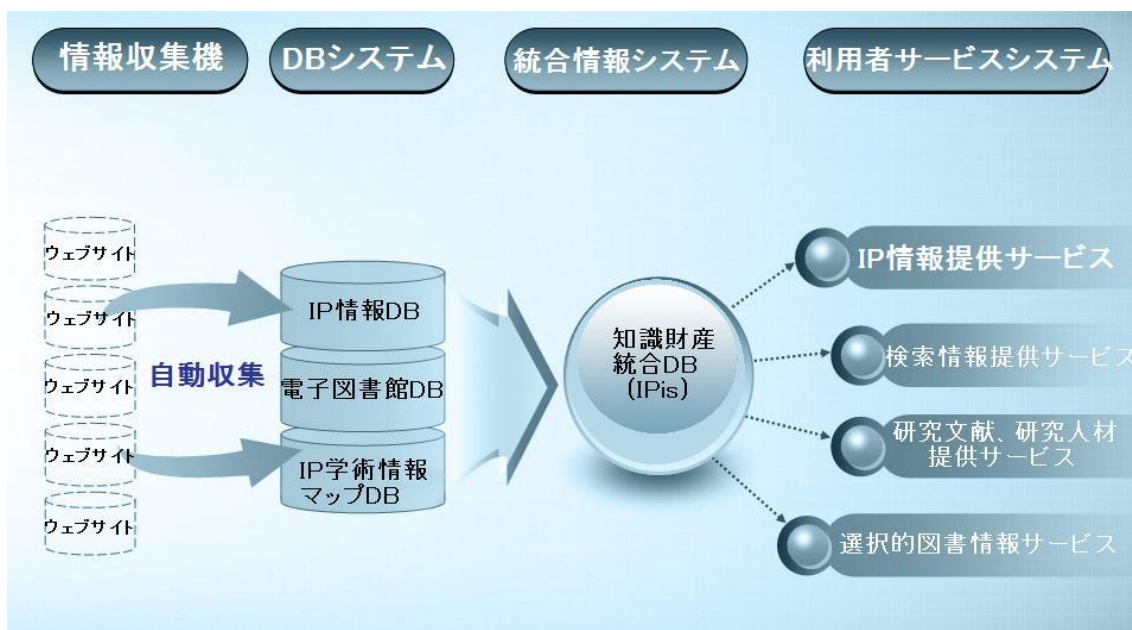
<知識財産専門図書館の書架>

4) 知的財産政策情報サービスの構築

オンラインシステムを通じて国内外の知的財産関連情報を収集・加工し、政策立案資料及び企業経営戦略の樹立に活用できるサービスを提供する統合情報検索システム「知的財産情報サービス」を構築・運営している。2014年12月基準で大学、企業、政府機関、法曹機関、研究機関などを含めて会員数は10,341人に達しており、ウェブアクセシビリティ及びモバイルウェブ(m.kiip.re.kr)、毎週配信するニュースレターなどを通じてユーザー利便性を高めている。

また、IP学術情報マップを構築して論文、動向、人材など多様な分野の知的財産研究DBを構築することで、知的財産分野の戦略的な学術振興に向けた総合的ネットワークの構築を図った。ユーザーたちはIP学術情報マップから知的財産分野における国内外の計38,022件の学術情報を検索・閲覧することができる。

<図Ⅱ-3-3>知的財産情報サービスシステムの構成図



5) 知的財産基礎研究への支援

創造経済時代において知的財産分野の基礎研究を行うことで経済・経営、法制度及び政策関連の基礎資料と方法論を提供するなど国家知的財産政策及び企業の知的財産権戦略の樹立を支援している。

特に、国家レベルでの知的財産政策の樹立及び企業の戦略的な意思決定を支援するための調査・分析、未来核心知的財産に対する予測・評価方法論の研究などを通じて知的財産の未来予測研究など他の知的財産関連研究の基礎資料と方法論を提供する中長期・中大型基礎研究の遂行を支援している。

知的財産の基礎研究を通じて蓄積された研究結果は国内の知的財産及び技術革新関連の研究を活性化する土台となり、知的財産政策とあらゆる経済部門との関連性分析、特許政策の効果に対する分析を通じて政策執行妥当性の確保及び新しい政策開発の基本資料として活用されている。

＜表Ⅱ－3－5＞2014年知的財産基礎研究の主要内容

基礎研究テーマ	課題の概要
知的財産制度の実効性を高めるための法制度の基礎研究	知的財産制度の実効性を高めるための産業財産権 5 法の解説書の作成及び実効性に影響を与える争点の研究
海外主要国の知的財産法制度及び政策動向の調査・分析	海外主要国の知的財産法体系に対するテーマ別法令、判例、政策などを沿革中心に総合分析し、テーマに対する各国の法令、立法沿革、判例情報を統合的に提供
対外協力研究	WIPO など知的財産国際機関における主要アジェンダの分析及び韓国の対応戦略を樹立し、韓・中、韓・インドネシア、韓・ベトナム FTA など国際交渉時の知的財産方策を講じる
知的財産と経済発展	知的財産制度・政策 (PATENT BOX 制度) が国家・産業・企業に与える経済的な効果の分析、企業の IP 特性変数が創業企業の生存に及ぼす影響の分析など知的財産のマクロ効果分析研究
知的財産動向及び未来展望	知的財産権基盤の経済・産業情報サービスのための知的財産情報連携分析方法の開発、知的財産集約産業の経済的効果の分析などの研究を通じて、知的財産未来展望研究のための基盤構築
国家知的財産戦略の樹立に関する研究	知的財産基盤の創造経済実現戦略の樹立・推進根拠作りにために公共特許成果の民間活用促進方策、知的財産基盤の創造企業育成策、職務発明制度の経済的効果の分析など懸案の研究

ハ. 評価及び発展方向

知的財産インフラ構築事業を通じて知的財産関連の懸案 이슈に対する情報提供活動を単純分析のレベルから、政策の核心内容をまとめて事案に対して深層分析後対応策が樹立できるように強化する必要がある。また、法・経済経営・科学技術など各学問分野との深みのある融合研究が出来るよう環境作りに取り組んでいる。また、国際知的財産戦略研究及び交流・協力を支援するとともに、知的財産政策情報提供の環境と中長期戦略樹立・推進の基礎となる基盤研究の遂行を強化するために取り組んでいる。

第4章 強い知的財産権創出に向けたIP-R&Dの拡大

第1節 知的財産権観点の政府R&Dの効率化

1. 概観

産業財産政策局 産業財産政策課 工業事務官 ポク・サンムン

国家研究開発事業は国家競争力を強化するために国家が主導して集中的に育成するための技術、または民間が開発するには費用負担が大きい技術分野に対して研究する時に推進される。国家予算で運営されるこのような研究開発の予算規模は毎年持続的に増加している。

しかし、このような量的な成長にもかかわらず、先進国に比べると質的な技術革新の成果は低い水準であり、研究開発の結果を技術移転・事業化などの経済的成果につなげる知的財産管理システムもまだ不十分な状況である。

そこで、特許庁は国家研究開発事業の結果として出された新技術が研究開発の企画段階から知財権の獲得につながり、市場でより高い経済性を確保できるよう、特許情報を積極的に活用する方法を模索してきた。

特許情報の活用を通じて国家研究開発事業の効率性を高め、優秀特許を創り出すなど多様な波及効果が期待できるため、持続的な研究開発と特許情報の相互補完体系を構築する必要があり、これを基に源泉・核心特許を創出するとともに技術移転・事業化などにつなげることで高付加価値を創り出す必要がある。

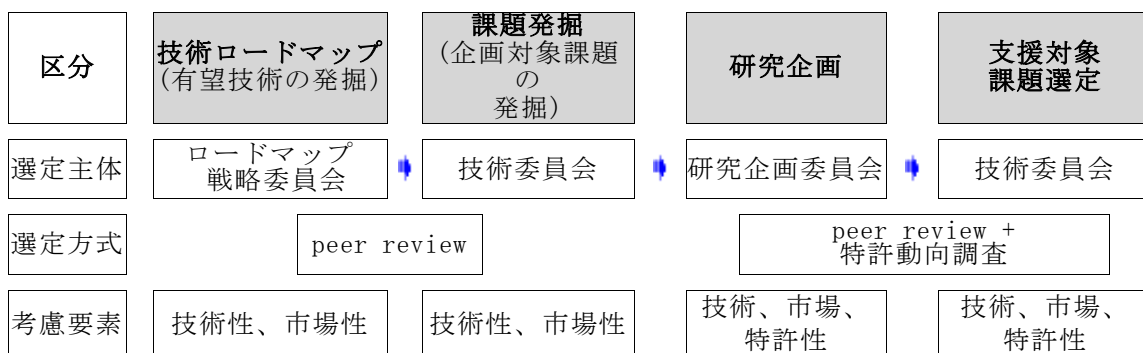
2. 国家特許戦略青写真の構築拡大

産業財産政策局 産業財産創出戦略チーム 工業事務官 ポク・サンムン

グローバル競争のための国家技術力の向上と創造経済推進の成功のため、未来有望技術を発掘して集中的に投資することが求められており、先進国は既に未来主導権を確保するために政府レベルで中長期計画を立てて国家戦略事業を選定し、革新技術の導出に力を入れている。

知的財産戦争時代に対応するため、知的財産権観点から優秀特許の創出が可能な有望技術を発掘し、技術先取り戦略を樹立する必要がある。政府のR&D投資拡大政策の結果、特許の量的規模は世界水準に達しているものの、質的水準は相対的に不十分な水準である。源泉・核心特許の不足で知的財産貿易収支の赤字は持続的に増加傾向にある。

<図Ⅱ-4-1> 現政府のR&D課題発掘プロセス(2009)



現在政府R&D事業の研究開発課題を発掘する際に殆ど専門家の主観的評価(peer review)に依存することで、優秀知的財産の獲得可能性が考慮されない非定量的課題発掘の慣行は政府R&D投資の効率性を大きく阻害している。R&D機関の特許情報分析経験及びインフラ不足によって課題発掘段階で特許情報を活用しようとしても取り入れることが容易ではない。

一部R&D部処が技術ロードマップ樹立時の知的財産権分析の必要性を認識し、特許分析(30大国家重点科学技術ロードマップ構築/未来創造科学部)を試みているが、概括的な分析に止まっている状態で、R&D部処課題企画の専門担当機関は課題発掘のための特許情報分析において知的財産専門部処である韓国特許庁の役割を期待している。

知的財産権獲得の観点から特許分析を通じて優秀特許の創出が可能な有望技術を提示し、これを達成するため国家レベルの知的財産権先取り戦略を提示する必要がある。そこで特許庁は全世界の特許情報データを分析して未来有望技術を発掘する「国家特許戦略の青写真構築事業」を企画し、2012年から推進している。

ロ. 推進内容

1) 有望技術に対する定義

有望技術に対する一般的な定義は有望技術発掘の目的や発掘対象によって非常に多様であり、有望技術に対する用語の概念として未来技術(FUTURE TECHNOLOGY)、将来性のある技術(PROMISING TECHNOLOGY)、新興技術(EMERGING TECHNOLOGY)、新技術(NEW TECHNOLOGY)、突破技術(BREAKTHROUGH TECHNOLOGY)、核心技術(KEY TECHNOLOGY)がある。

観点による有望技術に対する定義として供給者観点とこれを活用する受容者観点などこれを解釈する主体と見方によって技術開発主体別の分類、技術特性による分類、市場特性による分類、特許観点での分類などで定義されている。また、導入期にある破壊的技術として10年程度の中長期的な観点から国家・社会的 이슈を反映しながら産業をリードする技術として定義されることもある。

先行研究事例での特許分析を通じた有望技術の予測は5～10年程度の近い未来の発展可能性に焦点を当て、市場で優位を占めるものと期待される特許技術として定義されている。

特許は全世界的に審査を通じて公開・管理される信頼性の極めて高い科学技術データとして全技術知識の約80%が含まれており¹⁴、多様な商業的あるいは公的データベースを通じて簡単にアクセス可能であるという長点を持っている。よって特許データが未来核心技術基盤の新事業と関連して最も活用度が高く、産・学・研からも高い関

¹⁴ EPO Patent information promotion(EUROPEAN PATENT CONVENTION 40、2013年)

心を示している。

そこで「国家特許戦略青写真構築事業」では有望技術を「特許観点から見て最近浮上している技術として、韓国が競争力を確保でき、技術自体の競争力(有望性)が高く、5～10年後源泉・核心特許の先取りを通じた市場での優位の確保が期待される技術」として定義している。

2) 推進基盤

特許分析のための有望技術を発掘するためには主要市場と技術をリードするIP5カ国(韓国、米国、ヨーロッパ、日本、中国)の全特許を対象にする。しかし、IP5カ国の特許累積件数は2013年基準で約2億3,500万件程度で、一回で分析するには過剰な時間と費用がかかるため、産業分野を分けて個別推進する体系を樹立した。

韓国科学技術標準分類体系、韓国産業分類体系、6T(IT、BT、NT、CT、ET、ST)、産業部35大産業分類などを総合検討し、環境部及び気象庁などのニーズを受け入れて以下の表のような18大産業分野体系を樹立した。

<表Ⅱ-4-1>18大産業分野分類体系

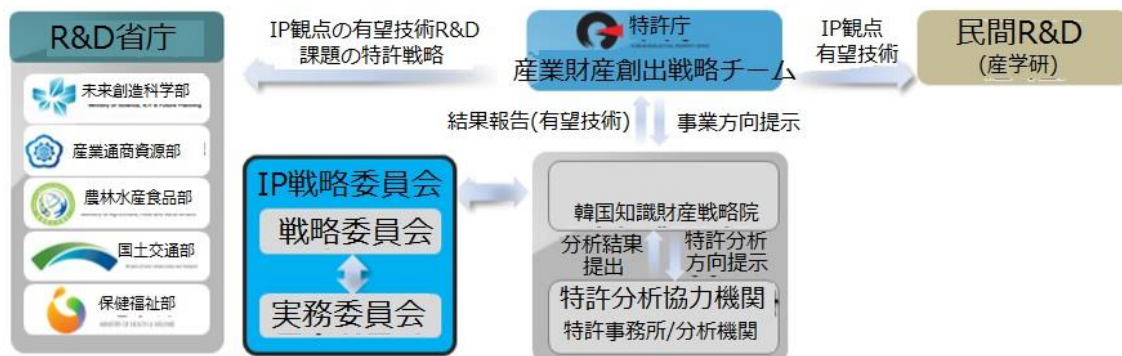
18大産業分野		産業分野の細部説明	
1	情報 通信	情報通信メディア	デジタルTV/放送、電波衛星放送
2		次世代通信	次世代モバイル通信、BcNを含む
3		半導体	半導体及び製造装備技術
4		ディスプレイ	ディスプレイ及び製造装備技術
5		LED/光	LEDを含む光技術、電気電子一般部品
6	産業 バイ オ	産業融合技術	NT、IT、BTの産業融合技術(BNT、BIT、NITなど)
7		次世代ロボット	ロボット源泉技術(例：人間模写技術など)、ロボット応用技術(例：手術用ロボット)
8		環境/気象	環境技術(ET)、気象技術、気候変動及び温室効果ガス関

		連技術を含む
9	農林水産食品	農林、水産、山林、食品産業
10	バイオ/医療	バイオ(医薬、産業、融合、グリーン、海洋)、医療機器産業
11	素材	産業素材分野：複合素材、化学/繊維/金属素材、二次電池、燃料電池分野
12	部品	産業部品分野を含む
13	電力/原子力	電力/原子力技術、スマートグリッドを含む
14	陸上輸送	自動車(スマートカー、エコカーを含む)、鉄道、鉄道及び道路交通システム
15	輸送 エネ製造基盤	プラント/エンジニアリング、産業用機械、生産装備、生産システム、生産基盤
16	ルギ ー 海上航空輸送	造船海洋分野、衛星体(打上げ)航空宇宙
17	エネルギー資源	資源技術、エネルギー貯蔵、廃資源の活用、エネルギー効率の向上
18	再生エネルギー	再生エネルギー(電気、熱分野を含む)

3) 推進体系

特許庁が特許観点の未来有望技術をR&D省庁及び民間R&D(企業、大学、公共研究所、個人)機関に提示して強い特許を先取りできるR&D推進を誘導している。

< 図 II-4-2 > 事業推進体系



ハ. 主要内容及び成果

1) 推進経過

2012年バイオ、モバイル通信、ロボットの3大産業分野を始めに2013年産業融合、素材、エネルギー、環境など4大産業分野、2014年農林水産食品、部品、再生エネルギー、海上航空輸送、LED/光産業分野に対して産業別未来有望技術とその特許先取り戦略を樹立し、企業体及び政府省庁に提示した。

<表Ⅱ-4-2> 国家特許戦略青写真構築事業における推進対象の産業分野

年度	産業分野		備考
2012年	3つ	①モバイル通信、②バイオ産業、 ③ロボット	産業別10大有望技術の発掘
2013年	4つ	④産業融合、⑤素材産業、⑥エネ ルギー資源、⑦環境/気象	産業別10大有望技術の発掘 産業別IP戦略ロードマップの追加
2014年	5つ	⑧再生エネルギー、⑨LED/光、⑩農林水産食品、⑪部品、⑫海上/ 航空輸送	
2015年	6つ	⑬陸上交通、⑭情報通信メディア、⑮半導体、⑯ディスプレイ、⑰電 力/原子力、⑱製造基盤	

2) 4段階推進プロセス

国家特許戦略青写真構築事業は以下のように4段階プロセスに沿って推進されている。

＜図Ⅱ-4-3＞国家特許戦略青写真構築事業における推進対象産業分野

大分類	中分類	小分類		核心技術	
		IPC	分類名		
A61K [医薬バイオ] 	A61K031/048 [再組換え医薬品] 	A61K/039	蛋白質 医薬品	1) 蛋白質 融合技術	蛋白質/機能性分子融合技術
					蛋白質/蛋白質融合技術
					蛋白質/高分子融合技術
					人工蛋白質設計技術
					プロテオーム/ゲノム/トランスクリプトームの解析技術
				2) 糖蛋白質の製造技術	
	A61K031/048 [再生医薬品]	A61K035	細胞治療剤		人工多能性幹細胞
					2) 植物幹細胞

3段階有望技術の選定は特許観点から有望技術選定を行うが、1次的に浮上技術分析を通じて100大浮上技術即ち100大候補有望技術を選び出し、2次的に有望技術の分析と源泉性の分析を通じて最終的に10大有望技術を導き出す。

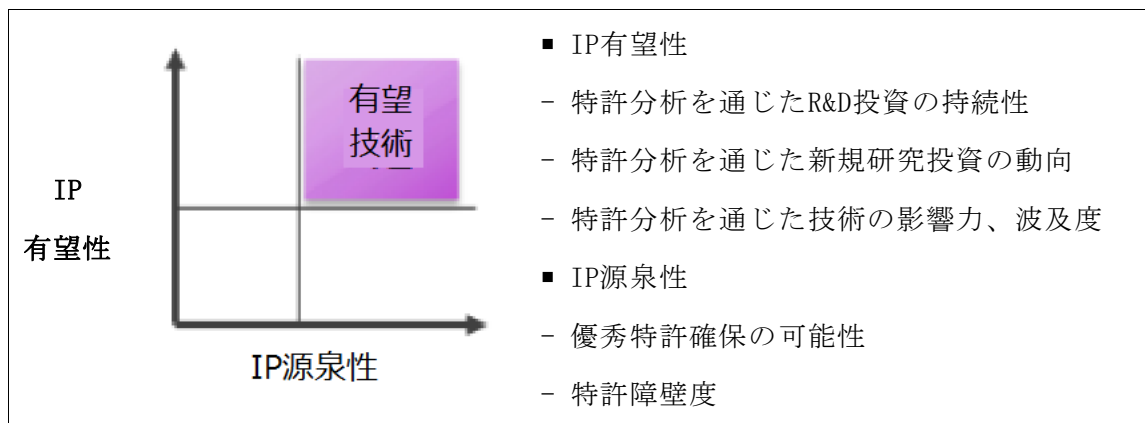
1次浮上技術分析はIP戦略技術体系の核心技術を対象に定量分析を通じて最近関心を集めている特許観点の浮上技術を選別する。浮上技術は緑色、停滞技術は黄色、衰退技術は赤色で表記する交通信号表記システムを使用し、上位の浮上技術を中心にIP戦略技術体系の核心技術のうち100個の技術を候補有望技術として選定する。

<図Ⅱ-4-4> 浮上技術分析結果の事例

中分類	小分類	技術コード	技術名	浮上技術総合評価	重要性				市場性					技術発展段階	技術循環周期(TCT)						
					出願増加率		2012増加率	総合	市場確保指数		最近外国人出願増加国				総合	核心技術	TCT変化(20年)	TCT-4年(TCT)			
					幾何平均	最近6年			PPS指数	平均比	韓国	米国	ヨーロッパ						日本		
知能型自動車	車両安全	プラン01	周辺状況認識技術	●	0.90	0.91	1.02	30.7%	中	2.69	1.00	増加	減少	減少	増加	上	発展	6.3	-0.1	中	
		プラン02	周辺情報統合技術	●	0.93	0.96	1.02	43.0%	上	2.77	1.03	減少	減少	減少	減少	下	発展	6.0	0.4	中	
		プラン03	ドライバー感傷/居眠り/統合型生体認識統合技術	●	0.78	0.75	1.12	36.2%	中	2.03	0.76	減少	増加	増加	増加	上	発展	7.7	1.9	上	
		プラン04	事故予防技術	●	1.01	0.92	0.77	35.4%	中	3.04	1.13	減少	減少	減少	減少	下	成熟	7.6	0.0	中	
		プラン05	衝突防止技術	●	0.89	0.95	1.02	27.4%	中	2.36	0.85	減少	増加	増加	増加	上	発展	6.5	-0.7	中	
		プラン06	車両運行関連情報(Data)活用技術	●	0.71	1.00	1.61	37.3%	中	2.66	0.99	減少	減少	減少	減少	下	発展	7.0	0.1	中	
		プラン07	スマートブラックボックス及びモニタリング技術	●	0.93	1.19	1.15	30.0%	上	1.81	0.67	減少	増加	減少	増加	中	発展	6.9	-1.3	下	
	無人自律走行	プラン08	車両セキュリティ技術	●	0.94	0.92	1.25	26.3%	中	3.00	1.12	減少	減少	減少	増加	中	発展	6.4	-0.2	中	
		プラン09	センサー基盤自律走行技術	●	1.19	1.42	1.07	59.1%	上	3.59	1.31	増加	増加	減少	減少	上	回復	6.8	-1.6	下	
		プラン10	車間距離制御技術	●	1.13	0.65	0.61	42.9%	中	2.82	1.05	減少	減少	増加	減少	中	衰退	6.3	-0.8	中	
		プラン11	自律経路計画制御技術	●	0.77	0.90	1.08	92.3%	上	3.45	1.28	減少	減少	増加	減少	中	回復	7.3	-1.5	下	
		プラン12	換向走行支援システム技術	●	0.87	1.07	1.05	56.3%	上	3.07	1.14	増加	減少	増加	減少	上	成熟	7.3	0.5	中	
		プラン13	V2X融合自律走行技術	●	1.14	1.72	1.14	40.9%	上	3.22	1.20	増加	増加	増加	減少	上	発展	6.7	-2.8	下	
		プラン14	無人運転走行システム	●	0.83	0.78	0.91	23.5%	下	2.09	0.78	減少	減少	増加	増加	下	成熟	10.2	1.5	上	
		車両用ネットワーク	プラン15	車内ネットワーク及びアクセス技術	●	0.89	1.22	1.28	50.0%	上	2.87	1.07	増加	増加	増加	増加	上	発展	6.2	0.3	中
		プラン16	V2X車間無線通信技術(V2X+V2I)	●	0.87	1.10	1.16	32.3%	上	2.63	0.98	減少	増加	増加	増加	上	発展	6.3	-0.8	中	
		ドライバーの利便性	プラン17	ドライバー向け	●	0.95	1.49	1.29	33.1%	上	2.31	0.86	増加	増加	増加	増加	上	発展	6.5	0.5	中
		プラン18	個人適応型自動車技術	●	0.90	0.88	0.95	34.4%	下	2.73	1.02	減少	減少	減少	減少	下	成熟	6.7	-0.1	中	
平均					0.92					2.69							7.1				

2次有望技術の選定は100大候補有望技術(浮上技術)を深層分析¹⁵し、10大特許観点の有望技術を選定する過程である。

<図Ⅱ-4-5> 深層分析の概要



4段階IP戦略技術ロードマップの構築は産業分野別10大有望技術に対して追加的な深層分析を通じて核心・源泉特許が確保可能な有望R&D課題を選定し、課題別特許確保可能類型を分析してポートフォリオ確保戦略を提示する。また、有望R&D課題で戦

¹⁵ 深層分析はIP-有望性分析とIP-源泉性分析を通じていずれも高い結果を出した技術の特許観点の有望技術として優先的に推薦し、それを実務委員会の技術専門家の技術実現可能性検討意見を追加してIP戦略委員会の会議を通じて最終選定する方式を活用している。

略技術ロードマップを構築して提示する。

3) 推進成果

産業分野別に選定された10大有望技術と有望R&D課題を各省庁に提供し、新規R&D企画課題181件として活用した。

＜表Ⅱ－4－3＞2012～2014年事業の省庁R&D企画課題として反映された結果

年度	産業分野	有望技術	特許観点 有望 R&D 課題	関連省庁 R&D 企画課題への反映状況		
				省庁	青写真連 携課題	備考
2012 年	ロボット	10 件	24 件	産業部	9 件	特許観点 18 件の課題が 9 件の企画課題として反映*
	バイオ	10 件	23 件	産業部	8 件	特許観点 8 件の課題が 8 件の企画課題として反映**
	モバイル 通信	10 件	46 件	産業部	3 件	特許観点 4 件の課題が 3 件の企画課題として反映
				放通委	4 件	特許観点 4 件の課題が 4 件の企画課題として反映
	小計	30 件	93 件		24 件	
2013 年	産業融 合	10 件	45 件	産業部	14 件	2013 年下半年 11 件 IT 融合、医療機器分野 2014 年上半年 3 件 IT 融合分野
				福祉部	2 件	2013 年下半年 2 件 R&D 企画研究課題
				文体部	7 件	2013 年下半年 7 件文化技術企画課題
				未来部	7 件	2013 年下半年 7 件企画課題
	素材	10 件	31 件	産業部	7 件	2013 年下半年 7 件の化学、金属素材分野企画課題
	エネルギー資源	10 件	29 件	産業部	4 件	2013 年下半年 4 件の資源開発分野課題
	環境気 象	10 件	28 件	環境部	1 件	2013 年下半年 1 件の環境技術開発課題
				気象庁	2 件	2013 年下半年 2 件の気象技術開発課題
				産業部	6 件	2013 年下半年 6 件の清浄生産分野課題
未来部				1 件	2013 年下半年 1 件の企画課題	
小計	40 件	133 件		51 件		
2014 年	農林水 産食品	10 件	32 件	農林部	-	2015 年農林分野 R&D 課題企画に反映中
				農振庁	5 件	独自 R&D 企画に反映

部品	10件	21件	産業部	13件	2014年下半期素材部品技術開発事業に反映 2014年下半期産業核心技術開発事業に反映
再生 エネルギー	10件	23件	産業部	16件	2014年下半期再生エネルギー核心技術開発事業 R&D 企画課題に反映
			未来部	-	2014年技術需要調査基準として活用
海上航 空輸送	20件	60件	海軍部	2件	2014年海洋科学技術分野課題
			防衛省	47件	2014年国防分野核心技術課題
			産業部	7件	2014年船舶エネルギー分野1件の課題 2014年航空宇宙部品技術開発産業に反映
LED光	10件	33件	産業部	16件	2014年下半期LED及びレーザー分野に反映
小計	60件	169件		106件	

<表II-4-4>省庁R&D企画課題として活用した結果の事例

分野	有望技術	省庁 R&D 企画課題
産業融 合	医療用 Big data 技術	[産業通商資源部(韓国産業技術評価管理院)] 1. 個人に合わせた健康管理のためのスマート医療機器と EMR 及び PHR 統合管理プラットフォームの開発 [福祉部(韓国保健産業振興院)] 1. 社会保障部門のビッグデータ事業企画研究 2. 保健医療ビッグデータ R&D 事業企画研究
	ソーシャルエネルギークラウド管理システム	[建設技術研究院] 1. 国土ライフライン高度化技術企画(国土部国土交通科学技術振興院国家 R&D 企画課題として提案)
	IT 基盤水質モニタリング技術	[未来創造科学部(建設技術研究院)] 1. 河川藻類防除技術開発
	非接触式 UI/UX 基盤の動作認識・センシング技術	[文体部(韓国コンテンツ振興院)] 1. 体の不自由な人及び高齢者や子供のための機能性ゲームのインターフェース標準及び認証/検証技術の開発 2. 仮想宇宙旅行シミュレーションゲームの技術開発 3. 動作認識センサーと熱画像カメラを利用したリアルタイムメディア融合舞踊舞台演出システムの開発 4. Leap モーションに基づいた彫刻と塑像の直観的な両手技法を使用する3次元モデリングシステム技術の開発 [未来創造科学部(建設技術研究院)] 1. 夜間雨天の際道路視認性増進技術開発計画
	芸術活動演出シミュレータ及び舞台自動化技術	[文体部(韓国コンテンツ振興院)] 1. マルチプル連動可能な複合機能型超薄型スマートステージ技術開発 2. DIY(DO IT YOURSELF)ライト、モーションコントロールソリューション開発 3. 空間及び展示品の制限を超える先端博物館展示技法のための超リアルなデジタル再現及び相互作用技術の開発
素材	高強度軽量アルミニウム合金	[産業通商資源部(韓国産業技術評価管理院)] 1. アルミニウム連続鋳造技術

	3D プリント素材	[産業通商資源部(韓国産業技術評価管理院)] 1. チタニウム総合素材化事業(メガプロジェクト)
	電磁波遮蔽/吸収用 超軽量高分子複合素 材	[産業通商資源部(韓国産業技術評価管理院)] 1. 低比重導電粒子の製造技術及びそれを利用した電磁波遮蔽用コーティング剤 の開発(化学工程 PD)
エネ ル ギ ー ・ 資 源	シェール/タイトサ ンドガス	[産業通商資源部(韓国産業技術評価管理院)] 1. ガス資源 C2 基盤芳香族化合物及びプロピレン製造技術の開発 2. シェールガス採掘素材の開発
		[産業通商資源部(海外資源開発振興財団)] 1. シェールガスプレイにおける亀裂の役割を究明するための個別要素モデリン グ研究 2. シェール及びタイトサンドガスの底流層特性化及び圧力遷移分析を通じた生 産性評価
	断熱技術(素材及び システム)	[未来創造科学部(建設技術研究院)] 1. 電力大乱を防止するための既存ビルのグリーンリフォーム技術の開発

また、未来部及び産業部などの政府省庁の科学技術基本計画、ロードマップ樹立時
の青写真事業のIP戦略技術体系及び有望技術導出結果が反映された。

<表Ⅱ-4-5> 2012～2014年政府R&D基本計画及びロードマップ反映状況

区分	青写真結果の活用内容	青写真産業分野
IP 戦略技術体 系	o2013 年未来部 2 次「国家融合技術基本計画」の技術体系として活 用 *青写真の 5 大分類構成を同基本計画の 5 大基本体系として活用	産業融合(2013 年)
	o2012 年産業部「ロボット産業 DB 構築」事業の技術体系樹立時に IP 戦略技術体系を活用	ロボット(2012 年)
	o2012 年国土部海洋バイオ分野 R&D 計画の技術体系樹立時に IP 戦略 技術体系を活用	バイオ(2012 年)
有望技術の選 定結果及び深 層分析の結果	o2013 年未来部 2 次「国家融合技術基本計画」樹立時に有望技術選 定結果を重点 R&D 推進方向の設定に活用	産業融合(2013 年)
	o2013 年産業部戦略企画団が推進する「メガプロジェクト」で単位 分野別浮上技術分析結果を活用	全体(2012～2013)
	o2012、2013 年未来部の政府 R&D 技術性(予備妥当性)評価*時に「技 術開発の必要性」項目の判断資料として活用	全体(2012～2014)
	o2014 年未来部「国家重点科学技術戦略ロードマップ」作成時に核 心技術分野戦略の樹立と要素技術別の目標樹立に反映	全体(2012～2013)
	o2012 年産業部「産業融合源泉 R&D 戦略」の重点研究分野の選定時 にモバイル通信分野の浮上技術分析結果を反映	モバイル通信(2012 年)

二. 評価及び発展方向

事業結果最終報告書を大学・公共研究所及び民間企業に配布してから活用度を調査した結果、2012年事業結果報告書は78.7%が(2013.7調査)、2013年事業結果報告書は94.9%(2014.8)が有効に活用したことが分かった。活用分野としてはR&D企画及び中長期戦略の樹立、特許技術動向の習得、技術事業化及び市場動向の把握、新規R&Dアイテムの発掘などに主に活用したことが分かった。

2015年6大産業分野に対する源泉・核心特許が創出可能な未来有望技術の発掘及び特許戦略ロードマップの構築を推進する予定であり、2015年まで18大産業分野に対する国家特許戦略青写真構築を完了する計画である。

<図Ⅱ-4-6> 国家特許戦略青写真構築計画



2016年以後国家特許戦略青写真事業は中長期的な観点から改編する計画である。中長期計画は、第一、全産業分野に対するマクロ特許戦略青写真を提示し、第二、近未来市場をリードすると思われるテーマ技術に対する特許戦略青写真を構築し、第三、国家戦略事業または基盤産業に対する特許戦略青写真を構築する計画である。

また、政府R&D省庁及び専担機関の特性及び需要を反映して 必要な分析指標を中心

に構成されるオーダーメイド型報告書を該当機関が拡大して提供することで省庁及び専担機関の活用度を高める計画である。また、持続的な説明会及び広報を通じて報告書の詳細内容を政府及び民間研究開発者たちに持続的に案内する計画である。

特許戦略青写真事業の中長期支援計画を通じて対内外的な急激な環境変化による国内外研究開発発展の流れと特許競争力の変化を予測し、強い特許を先取りできる未来有望技術と特許先取り戦略及び関連R&D戦略を持続的に提示することで強い特許先取りを通じた韓国研究開発投資の効率性を高める計画である。

3. 政府R&D特許技術動向調査の義務付けの拡大

産業財産政策局 産業財産創出戦略チーム 工業事務官 ポク・サンムン

イ. 推進背景及び概要

特許庁は国家研究開発事業の結果として生み出された新技術が研究開発の企画段階から知財権の獲得につながり、市場でより高い経済性を確保することができるよう、特許情報を積極的に活用する方法を模索してきた。

特許庁は第16回国家科学委員会に「国家研究開発事業の効率化のための特許情報活用拡散計画」（2004年12月）を報告し、その後続措置として2005年から特許技術動向調査事業を試験的に実施した後、各省庁の国家研究開発事業の企画及び課題選定過程において特許動向調査及び先行特許調査を支援した。

特許動向調査は未来創造科学部、産業資源部など研究開発遂行省庁が中長期、大型研究開発事業を展開する際に研究企画段階で開発中の技術と関連する特許動向及び特許確保可能性を分析・提供することで特許が先取られていない方向に研究開発を誘導することを目的としている。そして、先行特許調査は課題選定過程において課題内容と関連して同一・類似する特許の存在有無を調査・提供して重複投資を防止することを目的としている。

現在国家研究開発事業の課題を企画する際は基礎研究、応用研究及び開発研究など全ての研究開発段階で特許動向調査を大統領令で義務付けており、課題選定の際に先行特許調査は応用研究または開発研究段階の研究開発課題である場合に限定して義務付けている。また、段階評価の際も特許動向調査を勧告しているが、「国家研究開発事業の管理などに関する規定」にその内容が規定されている。

＜表Ⅱ－4－6＞国家研究開発事業の管理などに関する規定(大統領令)

(第4条第2項) 中央行政機関の長は第1項による事前調査または企画研究を行う場合、応用研究段階及び開発研究段階の**国家研究開発事業**に対しては**国内外の特許動向、技術動向及び標準化動向(研究開発結果と標準化を連携する必要がある場合のみ該当する)**を調査しなければならない。

(第7条第3項第11号) ③中央行政機関の長は**研究開発課題を選定する時**は以下の各号の事項を検討しなければならない。但し、第11号の場合には応用研究または開発研究段階の研究開発課題である場合に限定する。

11. **公知された技術及び知的財産権存在の有無**(主管研究機関が中小企業で、総研究期間が1年以内の課題は除く)

(第16条第5項)⑤第1項の但書による**段階評価を行う時**はその研究開発課題と関連する**国内外特許の動向、技術動向、標準化動向、標準特許動向(標準化動向及び標準特許動向は研究開発成果と標準化及び標準特許を連携する必要がある場合のみ該当する)**及び事業化可能性などを調査してその段階評価に反映できる。

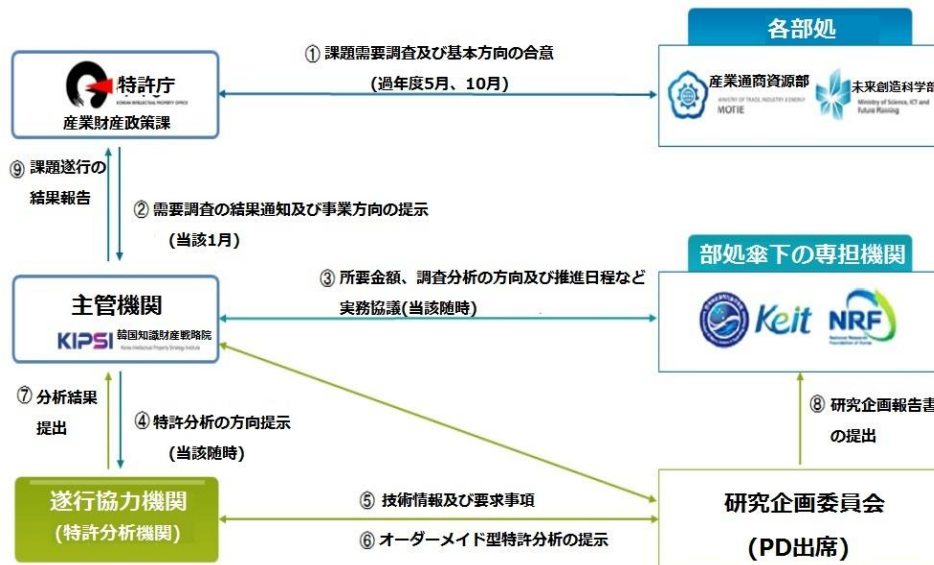
ロ. 推進内容及び成果

1) 国家研究開発事業の研究企画/中間企画時の特許動向調査

特許庁は国家研究開発省庁との協議の下で特許動向調査を支援する事業及び課題を確定した後、特許動向調査の結果物を該当機関に提供する。各省庁では提供された特許動向調査の結果物を研究企画段階に反映して研究の方向を設定・変更するなど特許情報を積極的に活用して競争力のある研究課題を引き出す。

2011年には694課題、2012年には735課題、2013年703課題、2014年723課題に対して研究企画段階の特許動向調査を実施した。

<図Ⅱ-4-7> 国家研究開発プロセスによる特許動向調査の支援体系

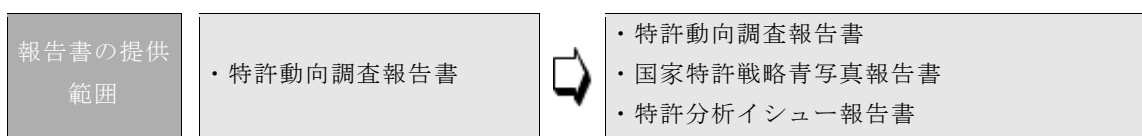


「特許動向調査報告書」は一般研究者たちも研究、技術開発を行う際に活用できるよう、e-特許ナラ(www.patentmap.or.kr)を通じて公開しているが、2014年メーリングサービスの開始、特許分析体験サービスの導入などサービスの多様化を通じて情報へのアクセシビリティを高め、ユーザーの便宜を図った。

<図Ⅱ-4-8> e-特許ナラの改編事項

【～2013】

【2014～】



		<ul style="list-style-type: none"> ・ Best Practice Report
主な提供コンテンツ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 単一報告書提供サービス (タイトル検索支援) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合報告書提供サービス (全文検索) ・ 特許 DB 中心の技術トレンド分析 ・ キーワード DB を活用した自己分析支援
サービス提供方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検索を通じた情報アクセス 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関心分野メーリングサービスの導入 ・ アンケートを通じたユーザーパターン分析
追加サービス	-	<ul style="list-style-type: none"> ・ 簡単で便利な特許分析体験サービスの導入 ・ サービス連携を通じたコンテンツ活用の拡大 ・ コンテンツの随時アップデート体系の構築

2014年各省庁で政府R&D課題を企画する時に特許動向調査の結果を提供した後にアンケート調査を実施した結果、191課題のうち85課題(44.5%)が特許動向調査の結果を活用して研究企画方向が修正されたことが分かった。

<表 II - 4 - 7> 2014年政府R&D研究企画/中間企画時の特許動向調査支援状況

省庁	研究開発事業名	課題数
国土交通部	コア技術革新型及び産学協力仲介センター事業	8
	建設交通研究企画事業	5
	交通物流研究事業	5
	国土交通研究企画事業	3
	航空技術開発事業	1
	航空安全技術開発事業	2
気象庁	気象産業支援及び活用技術開発事業	2
	グローバル標準観測所活用研究事業	1
企画財政部	予備妥当性調査事業	19
農村振興庁	農業共同研究事業	5
	農業基礎基盤研究事業	33
	園芸特作試験研究事業	14
	作物試験研究事業	7

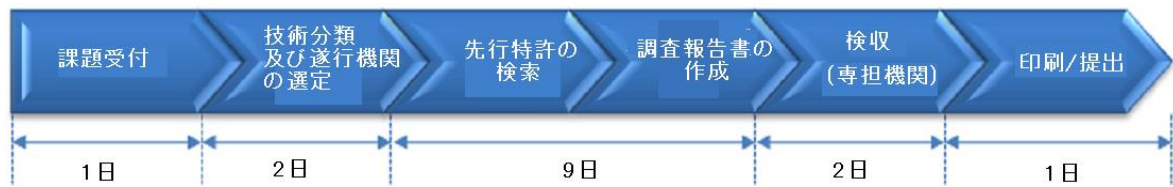
	畜産試験研究事業	8
文化体育観光部	文化技術研究開発事業	60
	スポーツ産業技術研究開発支援事業	8
	スポーツ産業技術開発事業	2
未来創造科学部	公共福祉安全研究事業	1
	共同TLO事業	27
	ナノ融合技術開発事業	18
	未来有望融合技術バイオニア事業	21
	新産業創造プロジェクトパイロット事業	1
	電波技術開発事業	5
	情報通信技術開発事業	82
	創意研究事業	32
	出捐研支援課題	14
防衛事業庁	共同TLO事業	1
	軍民兼用技術開発事業	15
保健福祉部	グローバルコスメティック研究開発事業	1
	保健医療技術開発事業	6
	疾患克服技術開発事業	1
山林庁	山林科学技術開発事業	9
	山林生物種研究事業	4
	山林用種苗の生産貯蔵・流通管理技術開発事業	3
産業通商資源部	機械産業振興会事業	1
	ディスプレイ研究開発事業	1
	産業核心技術開発事業	221
	素材部品研究開発事業	17
	エネルギー技術開発事業	17
	研究装備競争力強化事業	1

	研究装備技術開発事業	1
	戦略的核心素材事業	1
	電子部品研究院基本研究事業	6
	知識サービス産業核心BI連携事業	8
安全行政部	災難危険低減技術開発事業	1
海洋水産部	海洋科学研究企画事業	9
	海洋研究企画事業	1
	海洋装備開発及びインフラ構築事業	3
環境部	グローバルトップ環境技術開発事業	3
	次世代エコイノベーション	3
	土壌地下水研究企画事業	2
	環境融合新技術開発事業	2
14省庁の53事業		723

2) 国家研究開発事業の課題選定/段階評価時の先行特許調査

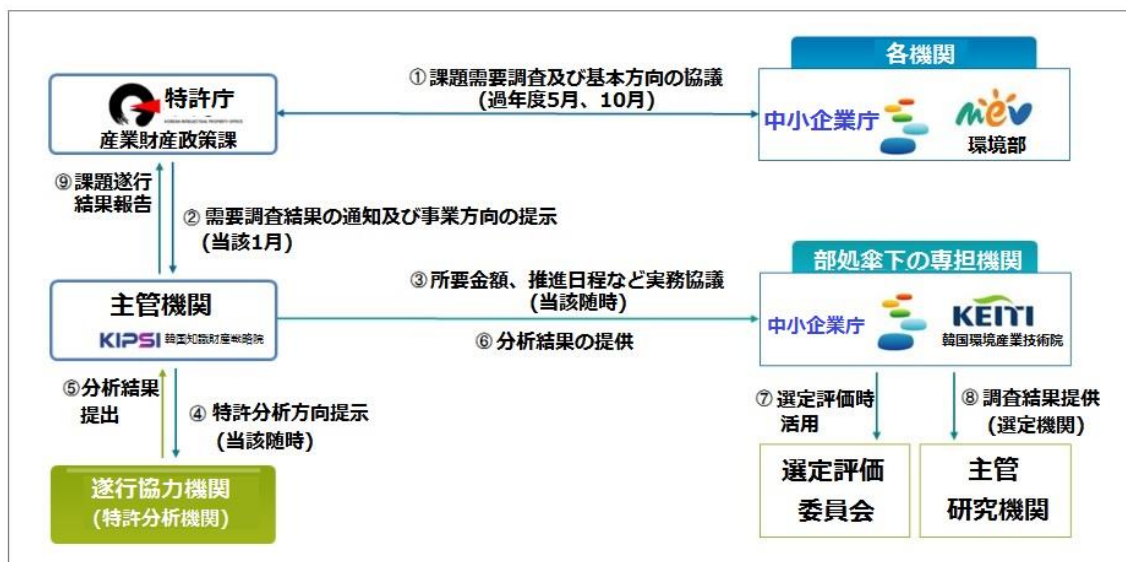
先行特許調査は短期、小型研究開発事業においてボトムアップ(Bottom-up)方式で研究する課題を選定する際、該当分野の先行特許などを事前に調査することで研究開発の結果が重複することを未然に防ぐために推進された。特許庁は課題受付→技術分類→先行特許検索→調査報告書の作成などのプロセスを経て各省庁に「先行特許結果報告書」を提供し、各省庁は研究課題の選定評価にこれを反映して支援課題を選定することで、先行技術を考慮した研究開発を通じて効率性の向上を図っている。

<図Ⅱ-4-9> 先行特許調査の進行プロセス



2011年には3,730課題、2012年には2,914課題、2013年には3,182課題、2014年には2,491課題に対して課題遂行/段階評価時の先行技術調査を支援した。

<図Ⅱ-4-10> 課題選定/段階評価時の先行特許調査の推進体系



2014年度に先行特許調査を活用して課題を選定した評価委員を対象に実施した活用アンケート調査の結果と最終課題の選定結果を比較した結果、選定評価の過程において先行特許調査を活用して評価等級が調整され、それによって脱落した課題の比率が79.3%であることが分かった。

<表Ⅱ-4-8> 2014年政府R&D課題選定/段階評価時の先行特許調査支援状況

省庁	研究開発事業名	課題数
国土交通部	国土交通技術事業化支援事業(技術需要調査段階)	21
気象庁	気象産業支援及び活用技術開発事業	45

農林水産食品部	高付加価値食品技術開発事業	300
	農林畜産食品技術料事業	9
	農林畜産食品研究開発事業	465
	農林畜産食品研究センター支援事業	9
	農生命産業技術開発事業	20
	未生物遺伝体事業	24
農村振興庁	農業共同研究事業	198
	ウ・ジャンチュンププロジェクト	42
文化体育観光部	スポーツ科学技術開発基盤造成事業	70
未来創造科学部	ICT研究開発事業(技術需要調査段階)	641
	公共福祉安全研究事業	12
防衛事業庁	軍民兼用技術事業	71
保健福祉部	グローバル化粧品新素材事業	29
	癌研究所及び国家癌管理事業本部運営事業	37
	リハビリロボット仲介研究用役事業	37
山林庁	林業技術研究開発事業	63
産業通商資源部	エネルギー技術開発事業	11
消防防災庁	災難安全技術開発基盤構築事業	22
	次世代核心消防安全技術開発事業	35
	特殊災難現場緊急対応技術開発事業	5
中小企業庁	融複合技術開発事業	77
海洋水産部	海洋水産研究企画事業(技術需要調査段階)	23
	海洋装備開発及びインフラ構築事業	8

環境部	グローバルトップ環境技術開発事業	7
	未来有望グリーン環境技術産業化促進事業	14
	土壌地下水汚染防止技術開発事業	34
	環境R&D事業	162
14省庁29事業		2,491

ハ. 評価及び発展方向

ソウル大学経済研究所が事業成果を分析した結果、国家研究開発事業R&D課題の企画及び選定の時に特許情報を活用した結果2013年に5,420億ウォンの国家研究開発予算節減効果が発生し、特許技術動向調査事業の支援を受けた国家研究開発事業は支援を受けていない国家研究開発事業に比べて1課題当たり1.19倍の特許が追加創出され、優秀特許の比率も1.21倍が高く創出されたことが分かった。

<図Ⅱ-4-11> 2013年政府R&D特許技術動向調査事業の成果分析



* 政府R&D特許技術動向調査事業成果分析(ソウル大経済研究所)

2014年8月に一部改正されて2015年度に施行された「国家研究開発事業の管理などに関する規定」によれば政府R&Dの応用及び開発研究段階のみならず基礎研究段階まで拡大して特許動向調査を実施するよう義務付けられている。源泉特許を創り出す可能性の高い基礎研究段階課題を対象に特許動向調査支援をより拡大する計画であり、政府出捐金を受けて固有目的に合った研究を遂行してはいるものの未だに特許動向調

査が義務付けられていない出捐研究所または公共研究所の固有研究課題まで特許動向調査が実施されるよう支援を拡大する計画である。

また、各省庁で課題を企画する前に産・学・研を対象に技術需要調査を実施する時に先行特許調査を支援し、特許動向調査支援の際は特許のみならずデザインに対する動向まで把握できるように特許とデザインを連携して動向調査を支援する計画である。

特許技術動向調査事業は研究開発の特性を考慮したオーダーメイド型特許分析の提供を通じてより競争力のある研究企画報告書の導出を誘導し、知的財産権中心の技術獲得戦略方法論をR&D課題の詳細企画にも適用して研究企画段階のみならず研究を通じて開発された技術が事業との連携で収益を創り出すよう国家研究開発事業の全周期に特許情報活用を支援する予定である。

4. 政府R&D特許成果の管理

産業財産政策局 産業財産創出戦略チーム 行政事務官 ポク・サンムン

イ. 推進背景

政府研究開発(以下R&D)の予算は2003年4兆9,036億ウォンから2014年17兆7,358億ウォンに大きく増加している。このように政府R&D予算規模が益々拡大するにつれ、R&D投資効率性に対する政府の関心もまた高まっている。そこで韓国政府は益々大型化・融複合化しつつある政府R&D事業に対する政府レベルの総合管理体系の構築に向けて1998年から国家科学技術審議会(旧国家科学技術委員会)を中心に毎年「国家研究開発事業調査・分析・評価」を実施している。

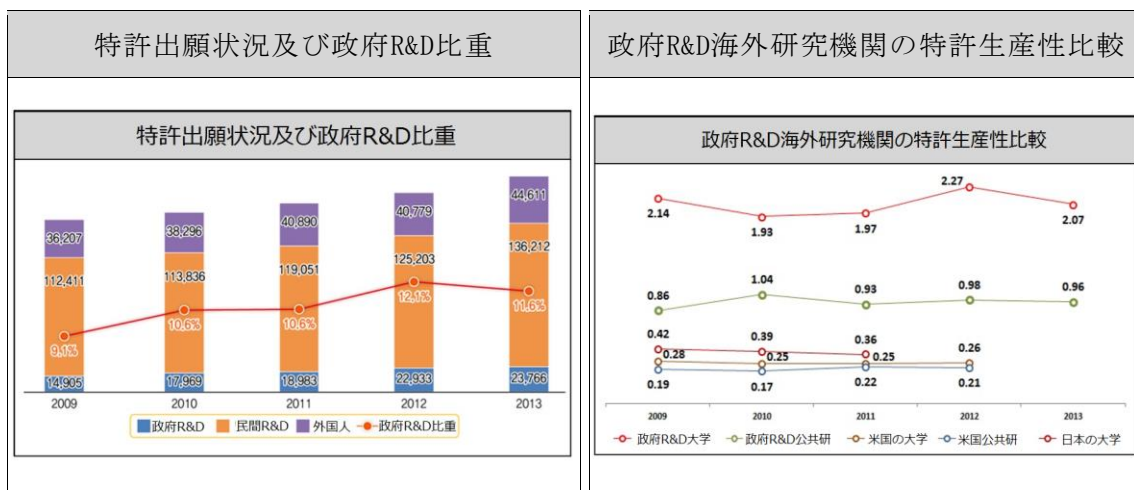
特許庁は成果中心の政府R&D事業評価制度を定着させるため、国家研究開発事業で発生した特許成果の量的・質的水準及び活用状況を分析し、それと関連して示唆する点などを導出してその結果を毎年国家科学技術審議会に報告するなどR&D省庁及び機関などに普及している。

ロ. 推進内容及び成果

政府R&D政策樹立及び事業評価を支援するとともにR&D事業の効率性を高めるため、2013年度政府R&D特許成果を省庁別、研究主体別及びR&D事業目的別など様々な角度から分析し、2009～2013年に国内及び外国に登録された政府R&D特許に対してPQI (Patent Quality Index、特許品質指数、OECD基準)を活用した特許品質測定及び専門家分析を通じて質的水準を分析した。

分析結果によれば、2013年政府R&Dから創出された国内特許出願は23,766件で、最近5年間年平均12.4%の高い増加率を示しており、登録特許もまた年平均32.4%と持続的に増加している。量的効率性を示す特許生産性(R&D投入費用10億ウォン当たり特許出願件数)の場合政府R&D大学が2.27で米国大学(0.26)及び日本大学(0.34)に比べて高い水準であることが分かった。

<図Ⅱ-4-12> 2009年～2013年政府R&D特許出願及び特許生産性の現状比較

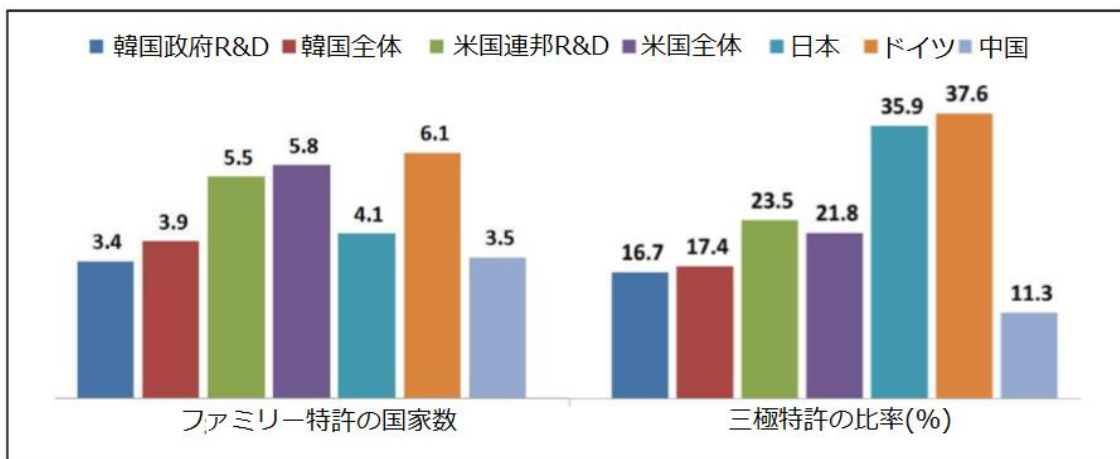


しかし、政府R&D特許の国内成果に比べて海外成果は期待に応えていないことが分かった。海外市場の競争力を表すファミリー特許数¹⁶と三極特許の比率¹⁷は米国連邦R&D及び主要国に比べて低い水準であり、よって積極的な海外権利化支援が求められる。

¹⁶ ファミリー特許は同じ発明が2か国以上に出願された特許を意味する。

¹⁷ 三極特許は米国、日本、ヨーロッパに同時出願された特許を意味する。

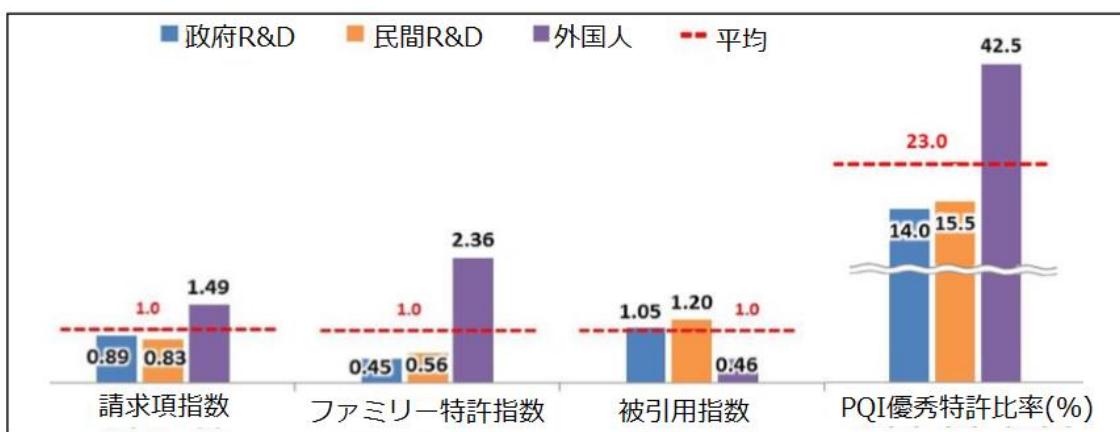
<図Ⅱ-4-13> 米国登録特許のファミリー特許及び三極特許の状況



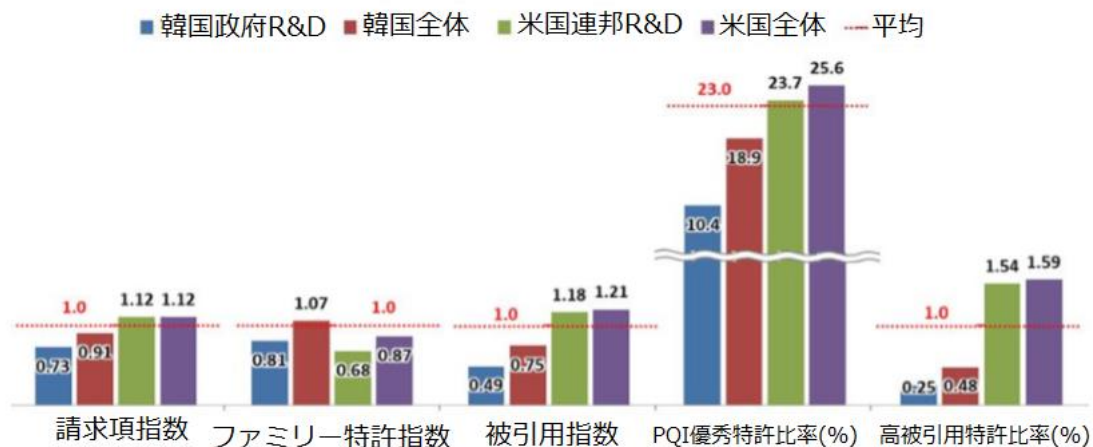
特許出願件数が毎年着実に増加して量的な面では著しい成果を上げたが、優秀特許及び質的な水準は依然として不十分であることが分かった。

政府R&D特許の質的な水準は民間R&Dと類似する水準であるが、外国人特許には及ばないと分析され、政府R&D米国登録特許の質的な水準も米国連邦R&D及び米国全体特許の平均未満であることが分かった。

<図Ⅱ-4-14> 国内特許の質的な水準の比較



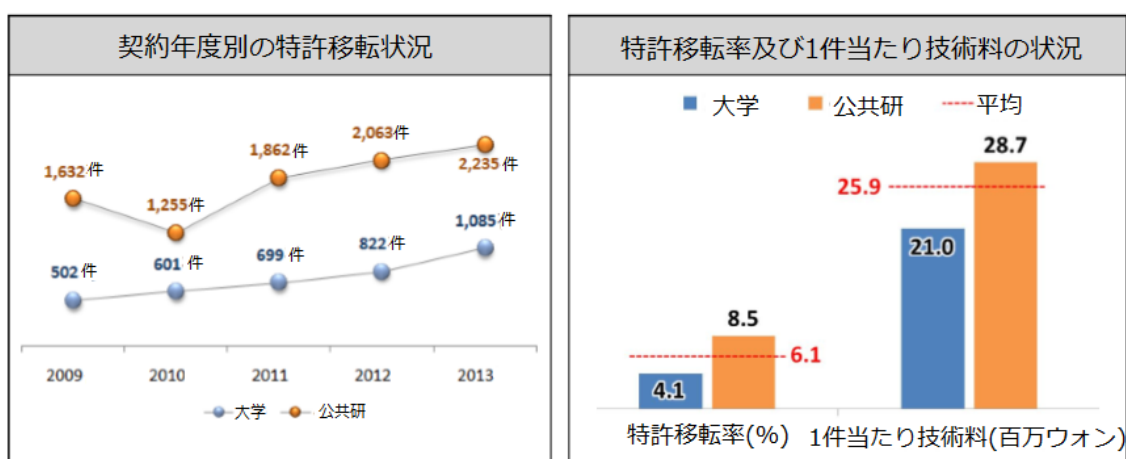
<図Ⅱ-4-15> 米国登録特許の質的な水準比較



特許の活用及び管理側面でも依然として改善の余地があることが分かった。

まず、大学・公共研の技術移転契約は最近5年間持続的に増加(増加率16.2%)する傾向にあり、2013年技術料収入は前年比8.9%下落した。特許移転件数もまた着実に増加したが、大学の特許移転(4.1%)は公共研(8.5%)に比べて実績が低く、大学の特許管理及び技術移転の能力強化が必要であることが分かった。

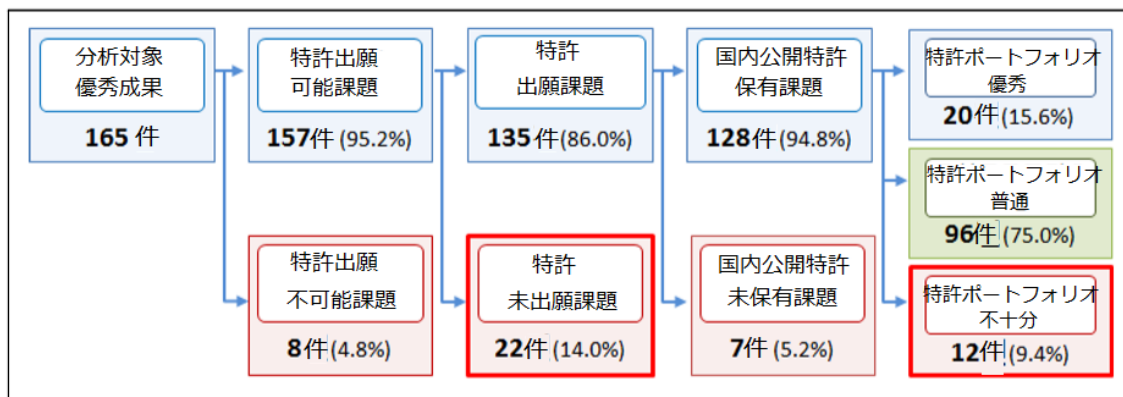
<図Ⅱ-4-16>特許移転及び技術料の状況



一方、未来部が2006年から毎年政府R&D成果の中から技術分野別選定委員会の総合検討を経て選定する「国家研究開発優秀成果100選」の権利化状況分析を通じて2013～2014年優秀成果157件のうち22件(14.0%)は特許出願されていないものと調査され、技術的に優秀な研究成果が強い特許ポートフォリオを確保できるように後続支援を強

化する必要があることが分かった。

<図Ⅱ-4-17> 2013年～2014年優秀成果100選の権利化状況の分析



また、大学は新規性違反(16.0%)及び記載不備(31.3%)による特許登録の拒絶が多かったが、低い質的水準にも関わらず公共研(53.9%)と企業(70.8%)より高い登録維持率(72.4%)を記録した。中小企業の場合は権利主体の中で拒絶決定率(20.8%)が最も高く、記載不備(30.5%)による登録拒絶比率もまた高いことから中小企業の特許管理及び権利確保の水準が不十分であると分析できる。

特許成果を効率的に管理するために支援体系もまた構築しなければならない。そこで、政府3.0の実現に貢献するとともに、特許成果の情報を共有するため「政府R&D特許成果管理システム(RIPIS)」内の開放型特許成果情報ウェブサービス(Open-API)を構築(2015.2)し、R&D省庁及び研究管理専門機関が特許成果情報を簡単に活用できるようリアルタイムの情報提供サービスを支援している。このサービスを通じてR&D成果の質的水準の診断と特許成果の評価及び分析などに活用可能な最新特許成果情報が提供される。

<表Ⅱ-4-9> 「政府R&D特許成果管理システム」 Open-APIサービスの提供情報

区分	Open-API情報項目
R&D課題情報	課題固有番号、省庁名、研究管理専門機関、研究事業名、研究課題名、貢献率、主管機関、研究機関など

特許書誌事項	出願番号、出願日、公開番号、公開日、登録番号、登録日、発明の名称、出願人、特許権者、発明者、IPC、WIPO技術分類など
特許状態情報	現状、審査結果、審査処分日付、消滅日付、消滅理由など
特許質的指標	海外出願状況、三極特許状況、請求項数、被引用数、ファミリー国家数、ファミリー特許番号、PQIなど

また、政府R&D成果評価が既存の量的評価から質的評価中心に変わったことで、R&D省庁の事業評価に向けたオーダーメイド型特許成果指標の設定を支援するため、関係省庁及び機関との協議の下で「特許成果指標の活用ガイドライン」を開発(2014.12)して関係省庁及び専門機関に普及した。

ハ. 今後の推進計画

まず、政府R&D特許成果の調査・分析を高度化するため今年「特許成果の調査・分析諮問団(仮称)」を構成し、研究者を対象にした深層分析を通じた既存特許成果の調査・分析の結果に対する研究現場のニーズを反映して調査結果の活用度を高めていく予定である。

また、専門機関のニーズ及び未来部政伊作に符合する海外特許成果入力モジュールを「政府R&D特許成果管理システム(RIPIS)」に構築する計画である。これは主管研究機関がRIPISに海外特許を登録し、一方韓国知識財産戦略院は登録された特許を収集・整備して専門機関に提供する形で、より効率的な海外特許成果の収集・整備プロセスを構築する方針である。

同時に、今後政府R&D特許成果評価に対する支援を拡大するため、内部的に特許指標研究会を運営し、特許成果の量的・質的側面を全て反映した複合指標を開発して特許成果調査・分析を高度化する予定である。そして、政府R&D特許成果総合評価のための特許指標を設定し、研究開発能力及び国家特許競争力を強化するため特許成果の

活用・管理インフラを持続的に強化する計画である。

5. 政府R&D特許戦略支援

産業財産政策局 産業財産創出戦略チーム 工業事務官 ポク・サンムン

イ. 推進背景及び概要

政府のR&D予算は2008年11.1兆ウォンから2014年には17.8兆ウォンの予算が投じられるなど、政府R&Dの成果を高めるために毎年投資が拡大されつつある。

* 政府R&D予算の拡大(兆ウォン)：(2008)11.1→(2010)13.7→(2012)16.0→(2014)17.8(未来創造科学部)

このような持続的な投資拡大によって政府R&Dを遂行する韓国大学・公共研の特許生産性(R&D投入費用10億ウォン当たり特許出願件数)は大きく高まり、海外機関と比較すると極めて高い水準であることが分かる。

* 特許生産性(件/10億ウォン)：韓国2.07(大学)、0.96(公共研)(2013年)、米国の公共研0.21、日本の大学0.34、カナダの大学・公共研(以上2012年)

しかし、2009年～2013年に政府R&Dを通じて登録された国内特許を質的に分析した結果、政府R&D特許の被引用度及びファミリー特許指数は民間R&Dより低く、優秀特許比率(14.0%)は外国人の役1/3水準であることが分かった。

<表Ⅱ-4-10> 政府R&D国内登録特許(2009～2013)指標の分析

区分	請求項指数 ¹⁸	ファミリー特許指数	被引用指数	PQI優秀特許の比率 ¹⁹
----	---------------------	-----------	-------	--------------------------

¹⁸ 指数：特許の登録年度及び技術分野別平均で標準化した指標値

- 請求項：技術に対する特許保護範囲

- ファミリー特許：特許が出願された国家数(特許の優秀性及び市場性)

- 被引用：後行特許によって引用された回数(特許の技術的な重要度)

¹⁹ PQI(PATENT QUALITY INDEX、特許品質指数)：特許の優秀性を測定する総合指標であり、優秀特許は全体9等級のうち上位3等級を意味する。

政府R&D	0.89	0.45	1.05	14.0%
民間R&D	0.83	0.56	1.20	15.5%
外国人	1.49	2.36	0.46	42.5%
平均	1.00	1.00	1.00	23.0%

そこで特許庁は大学・公共研究機関が行っている政府R&D課題を対象に、知的財産権観点からの研究開発戦略の樹立を支援し、お金になる強い特許が確保できるように「政府R&D特許戦略支援事業」を展開している。

ロ. 推進内容及び成果

2012年から始まった「政府R&D特許戦略支援事業」は大学・公共(研)が遂行する政府R&D課題を対象に優秀特許の創出、特許ポートフォリオの設計、デザイン・ブランド及びマーケティング戦略などを提示する事業であり、2014年には30の大学・公共研究機関が行っている計78の政府R&D課題を対象に支援を行った。

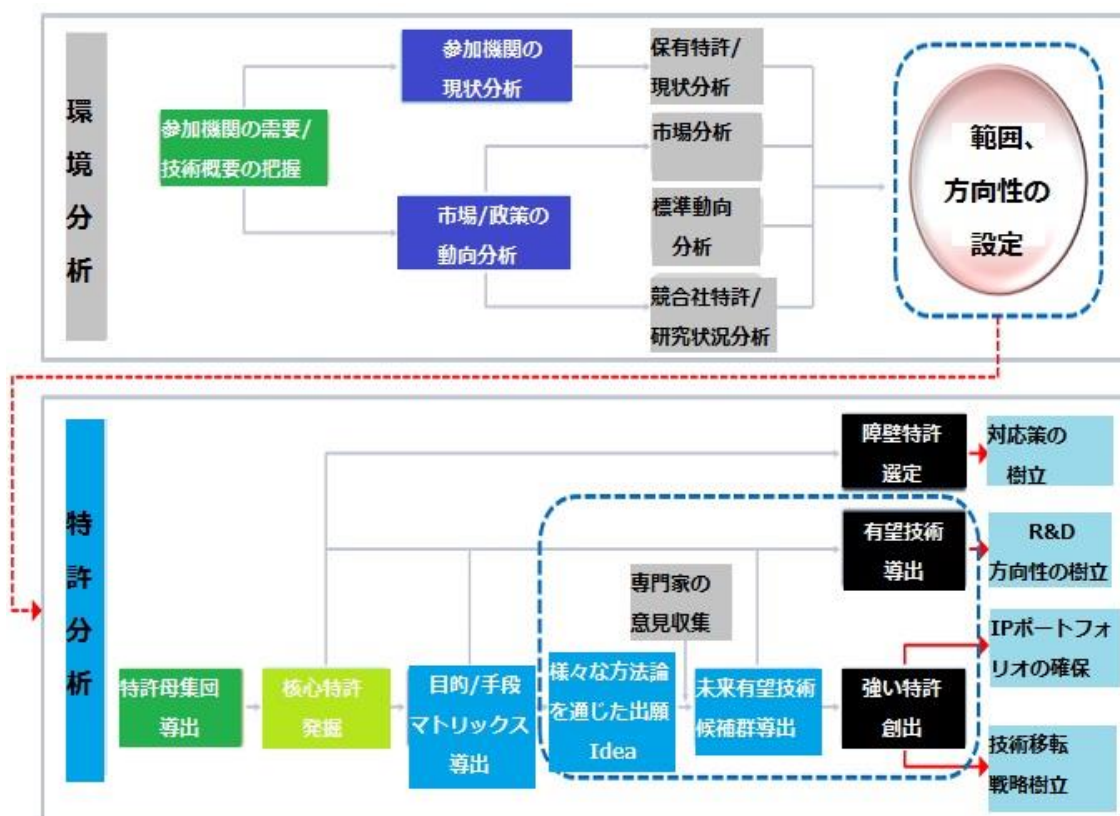
<表Ⅱ-4-11> 2014年政府R&D特許戦略支援事業の支援状況

省庁名	機関名	遂行課題数
未来創造科学部(28)	韓国科学技術研究院	11
	韓国電気研究院	6
	韓国エネルギー技術研究院	4
	韓国科学技術院	1
	嶺南大学	1
	鮮文大学	1
	ソウル大学	1
	釜山大学	1
	光州科学技術院	1

	慶北大学	1
農林畜産食品部(1)	鎮安紅参研究所	1
産業通商資源部(15)	韓国産業技術評価管理院	6
	韓国生産技術研究院	3
	韓国エネルギー技術研究院	3
	韓国機械研究院付設材料研究所	1
	ソウル市立大学	1
	蔚山大学	1
保健福祉部(4)	ソウル大学	1
	カトリック大学	1
	西江大学	1
	ソウルアサン病院	1
国土交通部(16)	韓国鉄道技術研究院	11
	慶南大学	2
	韓国機械研究院	1
	韓国交通研究院	1
	忠北テクノパーク	1
海洋水産部(2)	韓国海洋科学技術院	2
防衛事業庁(4)	国防科学研究所	3
	ソウル大学	1
その他(8)	漣川郡庁	5
	サムスンソウル病院	1
	亜州大学	1
	平澤大学	1
小計	7省庁など、30機関	78

2014年にはR&D課題の特性及び需要によって支援体系を「中大型R&D特許戦略支援」、
 「知的財産権融・複合戦略支援」、「ニーズ符合型戦略支援」及び「大学R&D戦略支援」
 に分けて事業を進めた。「中大型R&D特許戦略支援」は中大型R&D課題を対象に市場・環
 境分析、特許ポートフォリオの設計、R&D戦略樹立及び技術移転・事業化戦略を支援
 し、「知的財産権融・複合戦略支援」は研究後期段階の政府R&D課題を対象に技術移
 転・事業化に直接活用できるように特許、デザイン、ブランドなどの開発戦略樹立を
 支援した。そして、「ニーズ符合型戦略支援」は既に支援を受けた課題の特許戦略の
 補強、小型R&D課題を対象に需要者ニーズオーダーメイド型方式などを支援し、「大
 学R&D戦略支援」は大学が研究を主管するR&D課題及び事業団・研究団を対象に課題及
 び事業団特性を考慮して特許ポートフォリオの設計または有望R&D戦略樹立などを支
 援する。

<図Ⅱ-4-18>特許戦略支援のプロセス



<図Ⅱ-4-19>知的財産権融・複合戦略支援のプロセス

市場・環境分析	知的財産権-デザイン 融・複合分析		知的財産権-デザイン 融・複合開発		戦略導出
市場及び環境分析	知的財産権の 先行分析	デザイン権分析、 先行特許分析、 自社/競合社分析	知的財産権の 形状化	デザイン権、 特許出願、 アイデア権利化 可能性の検討	新規 IP、 R&D 方向、 デザイン、 ブランドなど 融・複合 戦略
	デザイン 分析	市場分析 技術分析 環境分析総合	デザイン 開発	1、2次デザイン 及び企業品評 デザインガイド ラインの導出	

ハ. 評価及び発展方向

2014年政府R&D特許戦略支援事業は政府R&D課題を通じた特許成果を質的・量的に高める同時に技術移転・事業化など成果拡散に大きく貢献したため、大学・公共研の研究者たちは高い満足度を示した。2014年上半期事業支援を受けた政府R&D課題研究責任者を対象にアンケート調査を行った結果、全般的な事業内容に対する満足度調査では「とても満足」64.5%、「満足」19.4%の結果が出た。また、83.9%の研究者が事業に再び参加する意思があると答えた。事業を通じて樹立を支援した戦略の中では「IP獲得戦略」、「R&D方向提示」の順で満足度が高いことが分かった。

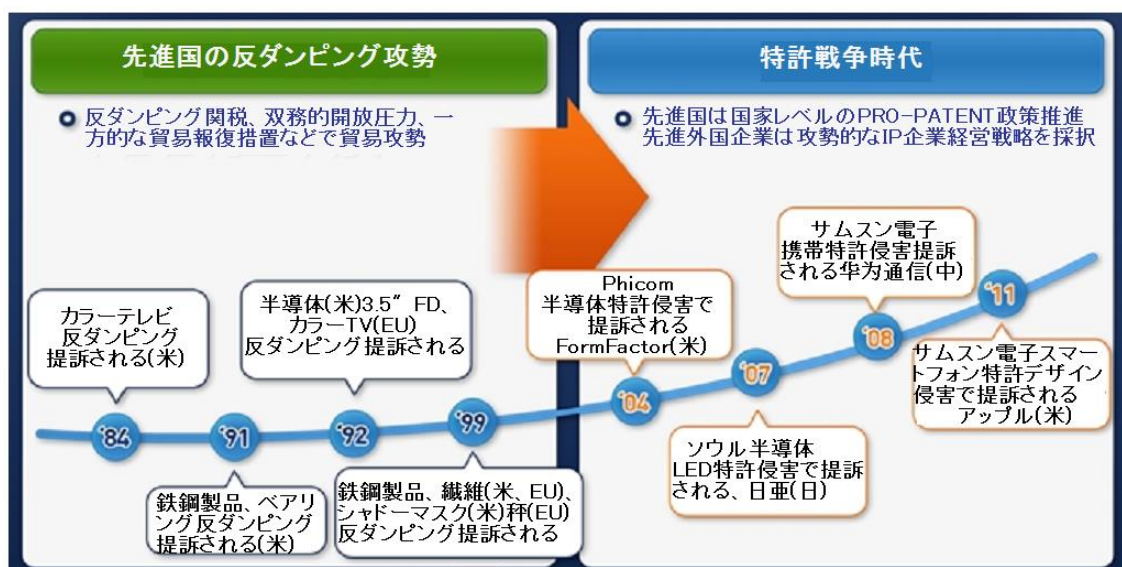
第2節 IP-R&D連携戦略の高度化

1. 概観

産業財産政策局 産業財産創出戦略チーム 工業事務官 イ・チャンナム

21世紀は技術とアイデア、ブランドなど無形資産を付加価値創出の原動力と考える知識基盤の創造経済時代である。特許など知的財産権分野が益々重要になるにつれ、今の産業界では熾烈な特許紛争と訴訟が繰広げられている。

<図Ⅱ-4-20> 先進国の貿易規制手段などの戦略的な変化



サムスンとアップル、KolonとDuPontの訴訟でもわかるように、知的財産を武器に市場を先取りした企業は競合社を攻撃して収益を上げるなど攻撃的な知的財産戦略を展開している。また、パテントトロールと呼ばれる特許管理専門会社 (NPEs) の特許攻勢も強まるなど今日特許は企業経営の鍵として浮上した。

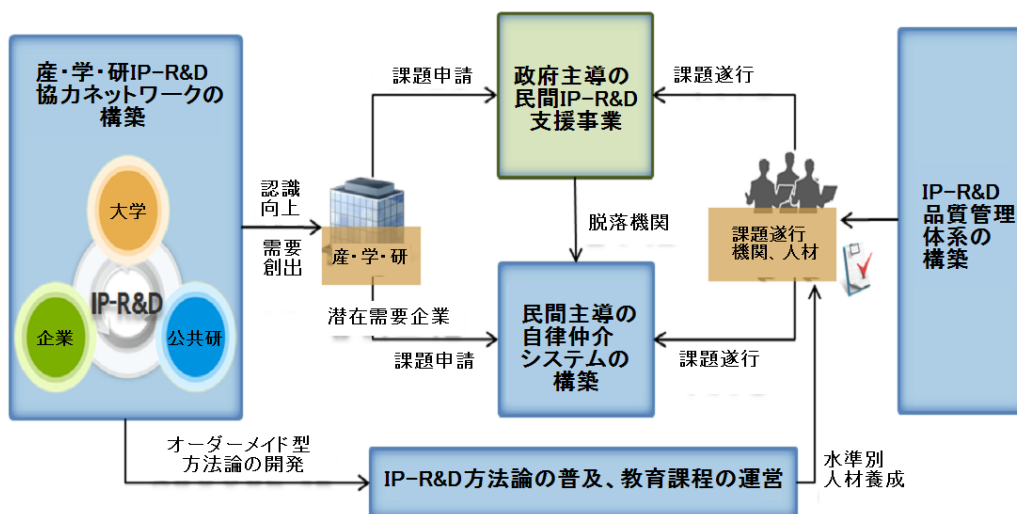
今やこのような特許紛争は大企業に限った話ではない。特許管理専門会社 (NPEs) から提訴された国内の中小・中堅企業の状況を見ると、2008年には5件に過ぎなかったのが2013年には44件に増え、わずか5年で5倍水準にまで急増している。これは特許紛争対象の普遍化及び知財権中心のR&Dが如何に重要であるのかを示す統計と言える。

そこで特許庁は韓国の中小・中堅企業の知的財産競争力を強化するため、2008年から民間IP-R&D戦略支援事業を推進してきた。産業界のR&D現場でオーダーメイド型知財権コンサルティングを通じて新規IPの創出、R&D方向の提示、IPインフラの構築などを支援している。

今年で7年目を迎えたIP-R&D戦略支援事業はこれまで計800社余りの中小・中堅企業を支援し、参加企業から特許経営戦略とR&D戦略の樹立に役立っているという評価を得ている。また、単純に個別企業への支援に止まらず、韓国産業界に知財権の重要性を伝えるためにCEO-CTO懇談会、R&D現場訪問、優秀事例共有会、方法論コンテストなどを開催している。特に、2012年には専門担当機関である「IP-R&D拡散支援本部」を設立するなどIP-R&D大衆化に向けた多角的な努力を傾けた。2014年にはIP-R&D大衆化の中心的な役割を担当する民間主導の自律協議体である「知的財産創造企業協議会」が発足して本格稼働に入った。

このように構成されたインフラを基に2014年には製品基盤IP-R&D戦略支援、知的財産基盤の国民幸福技術実現事業、再チャレンジIP-R&D戦略支援など企業のR&D現場にオーダーメイド型・密着型のIP-R&D生態系作りを積極的に推進した。

<図 II-4-21> 民間主導によるIP-R&D生態系構築モデル



2. 知的財産権中心の技術獲得戦略の支援

産業財産政策局 産業財産創出戦略チーム 工業事務官 イ・チャンナム

イ. 推進背景

最近米国・日本など主要先進国は国家経済の付加価値を高める成長エンジンとして創意的な知識活動を奨励している。また、その結果物の保護・活用を促進するために政府レベルの知的財産政策を推進・運用中であり、知的財産権を貿易制裁の主な手段として活用している。2009年度韓国企業と関連して米国貿易委員会(ITC)に提訴された10件が何れも特許侵害関連事件であった事実はこれを裏付けている。

<図Ⅱ-4-22> 主要国の知的財産戦略の推進動向



今日のように熾烈な知財権競争時代には強い知財権を武器とする企業だけが生き残ることができる。しかし、これまで韓国のR&Dは持続的な量的投資成長にもかかわらず

ず質的生産性は低かった。

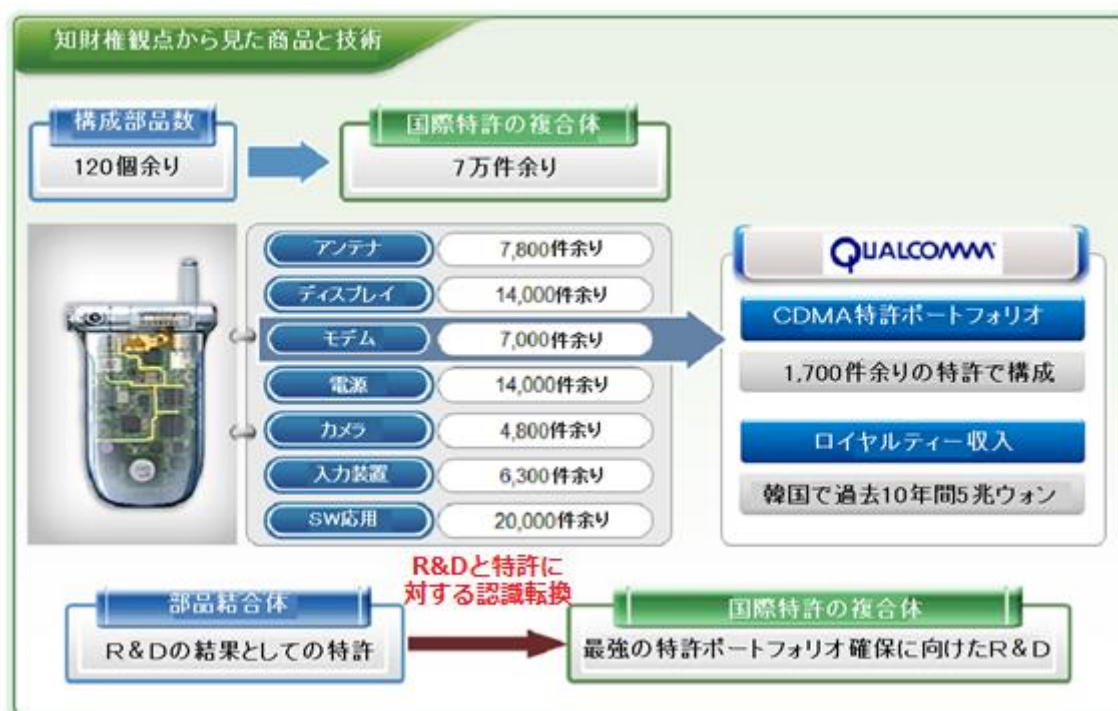
そこで、特許庁はR&Dの体質を改善して効率性を高めることで、未来有望技術分野の知財権を先取りできるよう「知財権中心の技術獲得戦略」事業を推進している。

ロ. 推進内容及び成果

知財権中心の技術獲得戦略は未来市場を分析・予測し、今後世界市場をリードしていく技術を予測し、それと連携した強い知財権ポートフォリオとそれを獲得する戦略を提供するものである。

これは製品を「部品の結合体」と見ていた見方に「特許複合体」という観点を追加的に取り入れ、「お金になる強い特許」の獲得及び先取りすることを研究開発の主要目的として定めることである。

<図Ⅱ-4-23>製品と技術に対するパラダイムの転換



などを導出し、産業界及びR&D機関に提供した。これを通じた経済的な効果を測定してみた結果、企業1社当たり平均が特許紛争予防を通じた費用節減(9.1億ウォン)、R&D期間の短縮(8.1ヶ月)、予算節減(3.5億ウォン)などの効果が予測できた。

その他にも産学研のIP-R&D方法論に対する関心を基に「知的財産創造企業協議会」が発足(2014.4.15)した。これまで中心的な役割を果たす機関もなく行われていたIP-R&D拡散活動を体系的・組織的に運営するという意志が反映されたもので、民間にIP-R&D戦略樹立方法論を伝播することが運営の目的であり、企画・革新分科、教育雇用分科、IP-R&D研究分科を中心にIP-R&D方法論の研究、学習、拡散に向けた様々な活動を展開している。

<図Ⅱ-4-25>知的財産創造企業協議会の発足式



ハ. 評価及び発展方向

このような知財権獲得戦略は企業の状況に適したオーダーメイド型特許戦略を提供することで、強い知財権の創出・活用を通じた収益の創出、特許紛争の事前予防、技術料などロイヤルティー負担の緩和、知財権取引の促進など中堅企業のビジネス能力強化に貢献している。

＜表Ⅱ－4－12＞支援企業の優秀事例

- （K社） 自社の申請課題は開発初期段階として数多くの単量体と添加剤の中で最適物質との組成が必要。本課題を通じて単量体の有望候補を選び出すことで初期物質スクリーニングにかかる期間を最小1年以上短縮及びフィルム技術の問題点と解決策を体系化し、物性を改善する添加剤のPOOLを提示することで高品質の製品を開発する。
- （H社） 特許分析、事業性、アクセシビリティなどを考慮して開発したMethodologyを通じて自社に適したR&D課題及び方向を提示し、30億ウォンの開発費が節減でき、新しいIP創出戦略を樹立して同時にIPを先取りできる基盤を構築する。

2015年にはIP-R&Dの民間拡散及び活性化と大・中小企業の共に生きる文化作りに貢献できる新規事業モデルの開発を推進するため、大・中小同伴成長IP-R&D戦略支援プログラムを新設する計画である。これを通じて大企業が協力中小企業の研究開発及び生産性向上などを支援できるよう政府レベルで大・中小企業の共存協力を通じて中小企業の生産性及び技術力の向上及び大企業の社会的役割の強化に貢献する予定である。

3. 先端素材・部品産業のIP-R&D戦略支援

産業財産政策局 産業財産創出戦略チーム 工業事務官 イ・チャンナム

イ. 推進背景

素材・部品産業は他産業に比べて雇用誘発など産業関連効果が大きく、創造経済をリードする次世代成長エンジンと認識されている。また、最近部品・素材産業が核心キーワードとして浮上したことで、政府もまた完成品中心の産業育成戦略から部品・素材産業との関連性向上戦略に政策方向を転換し、部品・素材産業の競争力を高めるための支援を拡大している。

部品・素材分野が国家経済に及ぼす影響を見ると、2011年貿易規模が4千億ドルを突破して貿易1兆ドル時代を主導し、2012年にはグローバル経済危機にもかかわらず

史上初の貿易黒字900億ドルを達成して韓国が世界貿易8強に跳躍する上で大きく貢献した。

<図Ⅱ-4-26> 国家別部品・素材輸出市場シェアの推移(%)

	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
2007	ドイツ (12.3)	米国 (11.9)	中国 (10.6)	日本 (8.2)	フランス (4.7)	香港 (4.5)	イタリア (4.4)	韓国 (4.2)	シンガポール (4.0)	英国 (3.5)
2009	ドイツ (11.2)	中国 (11.0)	米国 (10.6)	日本 (7.7)	香港 (4.8)	韓国 (4.6)	フランス (4.1)	シンガポール (3.8)	イタリア (3.8)	ベルギー (3.2)
2010	ドイツ (12.2)	中国 (10.6)	米国 (10.4)	日本 (8.3)	韓国 (5.0)	香港 (4.9)	シンガポール (4.0)	フランス (3.7)	イタリア (3.4)	ベルギー (2.9)

* 括弧の中は各国の世界輸出市場におけるシェア

* 資料：UN comtrade data(以下同一)、HS6単位基準で集計
(HS10単位基準集計と差がある)

しかし、韓国はここ数年間著しい技術水準の向上にも関わらず、唯一部品・素材産業分野では日本、ドイツなど先進国に比べて比較劣位が続いている。また、中国の追い上げが加速化するなど困難に直面している。

* 「5年以内に中国に追い越される可能性がある」：造船(41%)、IT(38%)、鉄鋼(29%)、自動車(28%)(大韓商工会議所調査、2013.2)

* 「日本と中国の間に挟まれた製造業サンドイッチ状態は悪化もしくは同水準になる見込み(80%)」(大韓商工会議所調査、2013.2)

2014年部品・素材産業分野の対日貿易赤字の規模は153億ドルで貿易インバランスが続いているものの、史上初めて4年連続(2011～2014)貿易赤字が改善されている。しかし、化学製品・電子製品・精密機器部品など高付加価値業種における対日貿易赤字は続いており、部品・素材産業分野の対日貿易赤字の比重は依然として75%を上回

っている状況である。

＜表Ⅱ－4－13＞対日貿易収支の推移

(単位：億ドル)

区分	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
全体産業	△299	△328	△276	△362	△286	△256	△253	△215
部品・素材産業	△187	△209	△201	△243	△228	△222	△205	△163
部品・素材の比重(%)	62.5	63.7	72.7	67.1	79.7	86.7	81.0	75.8

部品・素材産業の競争力を強化するためには従来の追掛け・模倣型戦略から脱し、市場先導型戦略に転換する必要がある。そのためにはまず未来市場を分析し、今後世界市場をリードする商品を予測し、それを実現する核心源泉特許に対する最適な知財権ポートフォリオを設計する必要がある。それを通じて部品・素材企業のR&D効率性を高め、高付加価値を創出するように誘導する体質改善が急がれる。

ロ．推進内容及び成果

特許庁は部品・素材中小企業が市場価値の高い知財権が獲得できるよう、R&D現場でオーダーメイド型IP-R&D戦略コンサルティングを支援している。2009年からIP中心のR&D戦略支援を通じて産業界に投入中心の量的成長から脱し、成長中心の質的成長モデルを提示してきた。

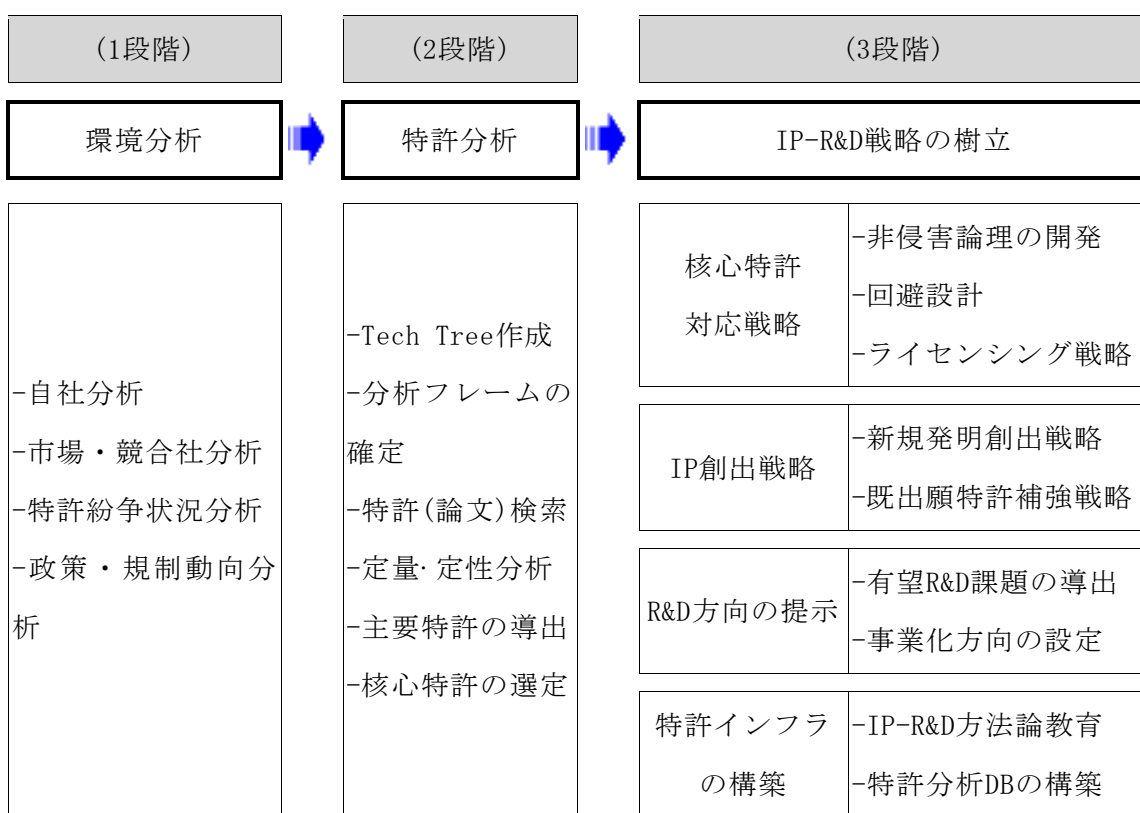
IP-R&D連携戦略は環境分析、特許分析、IP-R&D戦略の樹立という3段階で構成されている。

第一段階の環境分析段階では企業ニーズ及び現状把握などの自社分析を通じて戦略目標を定め、市場及び競合社の分析とともに特許紛争状況、国家政策動向など技術課題に対する総合的な環境を分析する。

次の特許分析段階では企業が保有している技術に対する関連特許及び論文の定量・定性分析を実施し、それに基づいて主な核心特許を導出する。

最後に、導出された核心特許に対応するための非侵害論理の開発、回避設計の実施、新規IPの創出及び有望なR&D課題を提示する。また、企業の事業化方向の設定、特許DBなどの特許インフラ構築を支援する。

<図 II-4-27> 先端部品・素材IP-R&D戦略の支援プロセス



特許庁は2014年本事業を通じて計135社の中小企業にオーダーメイド型知財権ポートフォリオの構築を支援した。その結、果計778件のIP獲得戦略、1,548件の核心特許対応戦略の提示及び496件のR&D方向提示戦略などを講じて中小企業のR&D現場に提供した。

<表 II-4-14> 2014年先端部品・素材IP-R&D戦略支援事業の実績

(単位：件)

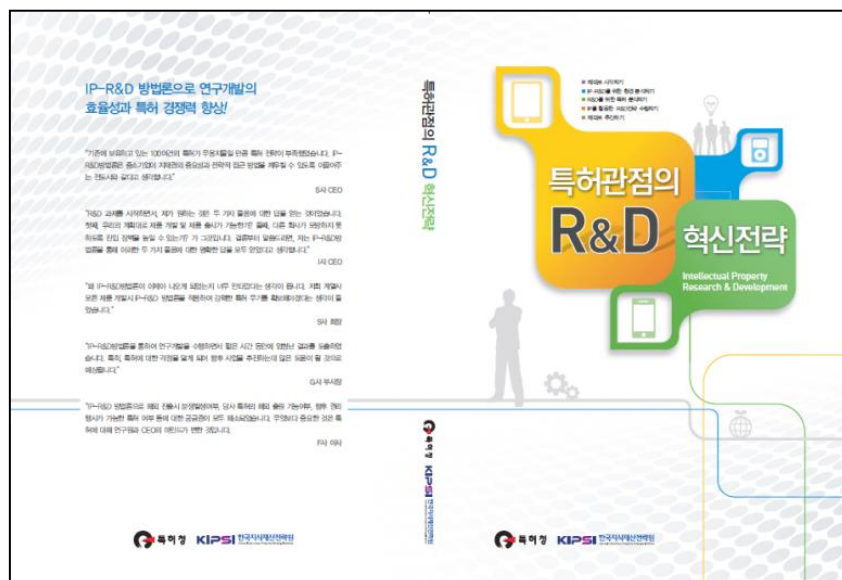
区分	IP獲得戦略 (購入、補強、 新規)	核心特許 の無力化 戦略	R&D方向提示戦略 (事業化、生産性、R&D課 題)	ライセンス ング戦略	特許イン フラ構築 戦略	合計
98社*	778	1,548	496	38	181	3,041
平均	7.9	15.8	5.1	0.4	1.8	31.0

* IP融・複合課題(12社)、再チャレンジ課題(24社)は除く。

経済的効果を分析した結果、1,114億ウォンの経済的成果及び77.3億ウォンの対日輸入代替効果、339名の雇用創出効果が発生するなど、部品・素材分野における中小企業の競争力向上及び対日貿易インバランスの改善に寄与するものと見られる。

その他にもIP-R&D戦略樹立方法論を分かり易く説明した「特許視点のR&D革新戦略」活用書を持続的に産・学・研に普及した。この活用書はIP-R&D戦略樹立事業を経験した企業のみならず、未経験の企業もIP-R&Dに簡単にアプローチできるように構成されているため、IP視点で韓国産業界のR&D方向性を提示するナビゲーションの役割のみならず、研究開発の効率性及び特許競争力の向上にも大いに役立つと見られる。

< 図 II - 4 - 28 > IP-R&D活用書



ハ. 評価及び発展方向

2014年本事業の支援を受けた企業の主要事例及び反応を整理すると以下のとおりである。

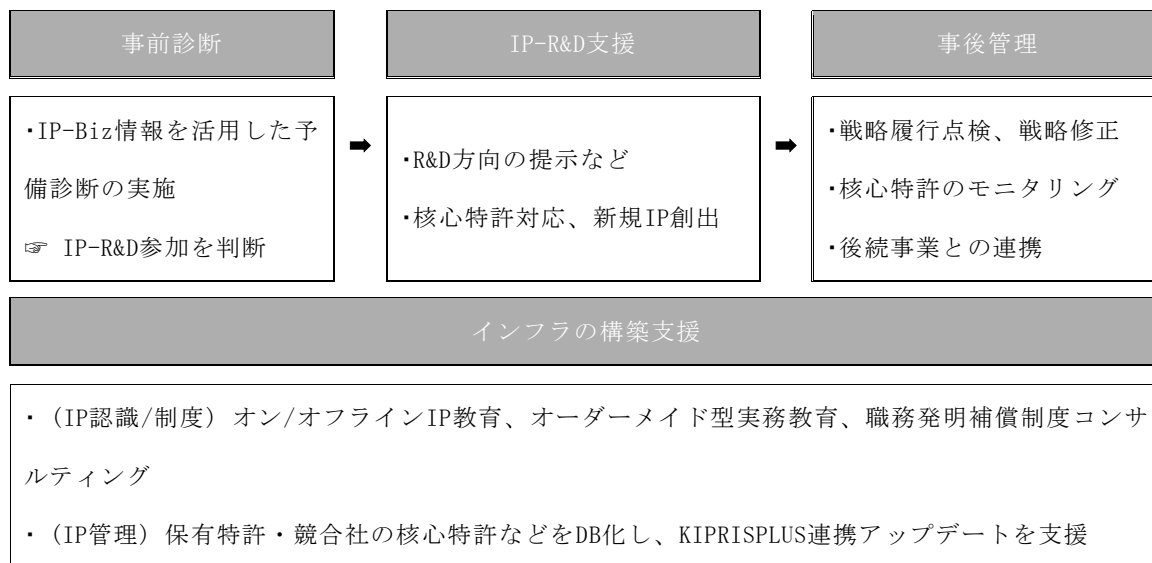
＜表Ⅱ-4-15＞支援企業優秀事例

- (S 社) 企業の核心技術に対する特許の権利補強及び 10 件の新規 IP 創出を通じて不十分であった特許ポートフォリオを補強。計画中である新製品に対する特許ポートフォリオの構築及び競合社先行特許への対応戦略的な R&D 方向の提示を通じて事業化の足枷を取り除く。現在顧客企業の解決技術 이슈 事項と関連する核心特許及び活用可能なアイデア特許を抽出して問題解決方策及び 3 つの新規製品開発モデルを提示。今後開発に成功した際は売上増大が期待される。
- (A 社) 自社の製品及び工程技術を着実に保護し、競合社の参入を防止する 44 件の特許ポートフォリオを構築
 - 独自開発した技術で市場を先取りするための特許
 - 事業の足枷になると予想される競合社の特許に対して回避設計案を導出
 - TSP 微細線幅を実現する核心技術に対する源泉特許の導出

2015年にはオーダーメイド型戦略を強化するため事業類型を多様化し、需要者の満足度を高めるために事業を充実化するとともに、IP-R&Dの裾野を広げるための民間への拡散を強化する予定である。

特に、事業に参加する前に企業のニーズを正確に把握してIP観点の戦略支援の必要性を正確に判断する事前診断を実施し、事業参加後も樹立された戦略の履行状況を点検するとともに、核心特許の状態変化などをモニタリングして必要な時は韓国特許庁の他事業及び多省庁支援事業に連携する事後管理プログラムも拡大・運営する計画である。また、参加企業が職務発明補償制度を導入するよう支援し、IP-R&D方法論を始めとしてIP全般に対する企業オーダーメイド型教育を通じてIP能力を培うIPインフラを構築することで企業の独自IP-R&D能力を内在化させるように運営する計画である。

<表Ⅱ-4-16> IP-R&D事前・事後及びインフラ構築の支援方策



第3節 標準特許²⁰の創出支援

1. 概観

特許審査政策局 産業財産創出戦略チーム 行政事務官 イ・ヨンシン

本格的なIT融複合時代を迎えて製品間の相互互換性を規定する標準技術を権利化した標準特許が知的財産競争力の鍵として浮上したことで、特許庁は韓国産・学・研における標準特許に対する認識を高めるとともに標準特許の創出能力を強化するため、2009年から標準特許創出支援事業を推進している。

2014年にはR&D企画段階からR&D国際標準案の開発、標準化活動に至る標準特許創出の全段階にわたる支援を持続的に拡大する一方、国家標準制定の際に産業界に及ぼす影響を最小化するための国家標準特許戦略支援事業を推進した。また、標準特許強小企業を育成するための中小・中堅企業オーダーメイド型標準特許戦略支援事業を推進し、標準特許有望技術を創り出すための標準特許戦略マップの構築事業を試験的に実施した。

2014年事業の主な成果は、標準特許戦略マップパイロット事業を通じて次世代モバイル通信に対する標準特許戦略マップを構築し、未来部及び技術標準院を対象に計8件の課題に対する標準特許動向調査を試験的に実施した。産・学・研の標準技術関連15件のR&D課題及び15件の国際標準開発課題を支援し、国内外特許105件が出願され、そのうち69件の特許が反映された34件の標準案(寄稿文)が提案された。国家標準特許戦略支援事業は2つの課題に対して標準関連特許5件及び主要応用特許に対する分析結果を支援し、国家標準の制定に活用できるようにした。

また、標準化機関の標準特許5,000件に対するDBを新規構築して2014年累計27,000件の標準特許情報サービスを提供し、標準特許専門誌であるSEP Insideを4回発刊し

²⁰ 標準文書の企画を技術的に実現する過程で必須的に利用しなければならない特許として、特許請求範囲の請求項のうち一つ以上の請求項が標準文書で読まれる特許。

た。そして、標準特許専門弁理士養成教育と標準特許創出方法論の拡散教育などを展開することで標準特許の創出基盤を強化した。

標準特許の弱者である中小・中堅企業の標準特許競争力を強化するため、中小・中堅企業オーダーメイド型標準特許戦略支援を通じて企業5社及び関連協会・フォーラム会員社を対象に標準特許戦略を提供し、参加企業の状況に適した23件のオーダーメイド型戦略を提供するとともに22件の国内外出願を支援した。

2015年は標準特許戦略マップ及び標準特許動向調査を体系化して企画段階 - 遂行段階 - 管理段階にわたる国家研究開発の全周期に対して体系的な標準特許管理を行うことで標準特許確保成果を最大化する予定である。

2. 標準特許の分析及び戦略樹立支援及び標準特許技術動向調査の義務化

産業財産政策局 産業財産創出戦略チーム 行政事務官 イ・ヨンシン

イ. 推進背景及び概要

標準は特定技術を使う時に誰でも常に同じ方法で実施できる技術規格を意味し、これまで産業発展及びユーザーの利便性向上に貢献してきた。このような標準は技術の互換性を重視するIT技術の発展と国家間の貿易が活発になるに連れ、その重要性も増している。²¹

このような環境の中でグローバル企業は市場での主導権を握るために標準と特許を戦略的に活用している。すなわち、市場性の高い標準と独占排他的な権利である特許を戦略的に結合し、その中で標準特許という新しい高付加価値特許を作り、そのロイヤルティ収益を通じて世界経済の激しい競争で優位に立ち続けている。

²¹ 1995年に締結されたWTO/TBT(貿易技術障壁)協定でWTO加盟国は国際標準を国内標準や技術基準の基礎として使わなければならない義務を付与(TBT Article 2.4参考)

韓国の状況(2013年基準)を見るとGDP対比研究開発投資比重は4.15%で世界1位水準である。しかし、技術競争力の基準である技術貿易収支比率は0.57と多少改善されてはいるものの慢性的な技術貿易収支赤字の状況からは脱していない。技術導入額と技術輸出額は其々120.4億ドルと68.5億ドルで51.9億ドルの技術貿易収支の赤字が発生しており、輸出が増加すればするほど核心源泉・標準特許の不足で赤字が更に増える技術貿易不均衡が続いている。

ISO、IEC、ITUなど国際標準化機関に登録された韓国の標準特許は2014年12月調査の結果、全体の4.3%に過ぎないくらいの微々たる水準である。また、標準特許は長い標準化期間にR&D、特許、標準などの能力が戦略的な協力によって創出されるものであるだけに、一部の大企業や公共研究機関を除けば、標準特許を保有している機関は皆無の状況である。

<表Ⅱ-4-17> 国際標準化機関に登録された標準特許の状況(2014年12月)

順位	国家	個数	比率	順位	国家	個数	比率
1	米国	3,047	27.4%	6	大韓民国	482	4.3%
2	日本	1,972	17.8%	7	オランダ	357	3.2%
3	フィンランド	1,847	16.6%	8	スウェーデン	327	2.9%
4	フランス	1,587	14.3%	9	イギリス	203	1.8%
5	ドイツ	531	4.8%	10	カナダ	188	1.7%

* 出所：韓国特許情報院標準特許センター

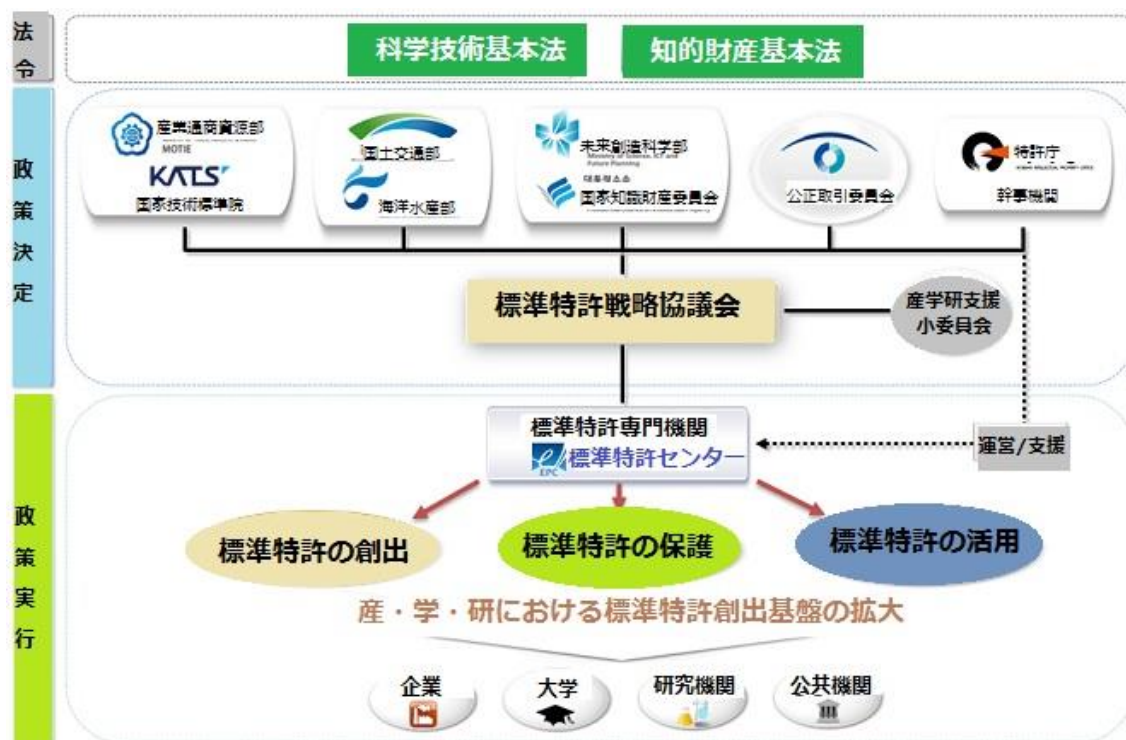
このような状況の中で特許庁は2009年「標準特許の戦略的な創出支援総合対策」を打ち出し、それによる庁内の専門組織の編成及び国家レベルの標準特許創出支援政策を推進している。2013年には標準特許世界4強入りに向けた中長期(2013～2017)政策として「標準特許の戦略的確報方策」を講じ、国家知識財産委員会を通じて11省庁合同で確定した。

ロ. 推進内容及び成果

標準特許創出支援事業は技術互換性で市場支配力の高い標準と独占排他権である特許の連携を通じて創出された高付加価値標準特許を確保するため、「R&D－特許－標準」の相互間有機的な連携を通じて、R&D課題企画の時から国際標準案の開発、標準化活動に至る全段階にわたって標準特許の創出を支援する事業である。

従来標準を獲得するためのR&Dの場合、R&Dに対する成果である特許と標準が互いに連動されず、R&Dを通じて作られた標準案が最終的な国際標準として採択されても実質的な標準特許は獲得できないケースが時々発生した。したがって、本標準特許創出支援事業は標準と特許の戦略的な連携を通じて優秀なR&D成果が標準特許につながるように支援する事業である。

<図Ⅱ－4－29>標準特許創出支援事業の政府レベルでの推進体系



まず、2014年には次世代モバイル通信に対する標準特許戦略マップの構築を通じて標準特許が有望な3つの課題を導出し、そのうち1つの課題が2015年ICT R&D新規課題

として反映され標準特許観点の課題を企画した。また、国家研究開発の成果を高めるため標準特許連携国家研究開発の企画及び評価の際に国際標準を考慮した標準特許動向調査を実施するよう国家研究開発管理規定を改正(2014.08)し、それによって2014年下半期に未来創造科学部及び国家技術標準院を対象に計8つの課題に対する標準特許動向調査を試験的に実施した。2013年に引き続き国際標準化を推進するR&D課題遂行機関と連携してR&D環境と国際標準環境を更に綿密に分析する一方、特許と標準の連携戦略を支援するもののR&D標準環境による細部戦略をより多様化して事業成果の向上を図った。これにより政府及び民間R&D15件の課題を支援して計59件の戦略を導出し、57件の国内外特許が出願された。そのうち30件の特許が反映された15件の標準安(寄稿文)がISO/IEC JTC1²²など国際標準化機関に提出された。

<表Ⅱ-4-18> 2014年R&D標準特許創出支援事業の推進成果

連携課題	参加機関	標準化機関	①戦略	②特許		③標準
			戦略提示	国内特許出願	国外特許出願	標準案(寄稿文)提案
超接続スマートサービスのための5Gモバイル通信核心技術の開発など15課題	ETRI など10機関	ISO/IEC JTC1 など10機関	59件	46件	11件	15件

そして、R&Dが一定部分終了して国際標準安の開発だけを目的とする国家標準化機関の標準開発課題と連携して既存の技術中心から特許中心の戦略的な標準安を開発することで標準特許が創出できるよう支援した。2014年には超接続スマートサービスに向けた5Gモバイル通信核心技術開発など計15件の課題を支援して標準、特許分析などを通じて59件の戦略を導出し、57件の国内外特許が出願された。そのうち30件の特許が反映された15件の標準案(寄稿文)が3GPP²³など国際標準化機関に提出された。

²² JTC1(JOINT TECHNICAL COMMITTEE 1) : ISO TC97(情報処理システム分野)とIEC TC83(情報機器・マイクロプロセッサシステム分野)が統合・運営される共同技術委員会

²³ 3GPP(3RD GENERATION PARTNERSHIP PROJECT) : IMT-2000の標準化として非同期方式(DS+GSM MAP)が決まるようにするためヨーロッパと日本の主導で結成された標準化団体

＜表Ⅱ－4－19＞2014年国際標準案特許戦略化事業の推進成果

連携課題	参加機関	標準化機関	①戦略	②特許		③標準
			戦略 提示	国内特許 出願	国外特許 出願	標準案(寄稿文) 提案
WLAN(HEW)標準 開発など15件 の課題	漢陽大な ど8機関	OMAなど8 機関	46件	33件	15件	19件

また、標準特許創出支援事業による特許成果の活用性を高めるため、支援終了後の標準化の進行状況及び特許対応 이슈によって標準特許の地位が維持できるよう特許管理戦略を支援した。これを通じて計271件の事業特許成果、モニタリング再開54件及び75件の追加出願特許に対して標準整合性を確保するための権利範囲補正戦略49件、標準特許の活用を拡大するための分割/海外出願/仮出願権利設計戦略12件など計61件の標準特許化戦略を提供した。

＜表Ⅱ－4－20＞2014年標準特許後続管理事業の推進成果

後続管理の対象			標準特許化戦略支援(61件)			
特許成果	追加出願 件	モニタリ ング再開	権利範囲の 補正	分割出願戦 略	海外出願戦 略	仮出願権利 設計
271件	75件	54件	49件	3件	8件	1件

一方、国家標準制定の際に産業界に及ぼす影響を最小化するという目的で主要 이슈ー技術の国家標準制定時に国内産業界の特許ロイヤルティー支払を最小限に抑えられる特許対応戦略を支援した。これを通じて国家標準制定の際に特許戦略2件の課題(3DTV、スマートシティ)に対して標準関連特許5件及び主要応用特許に対する分析結果を支援して国家標準の制定に活用できるようにした。

＜表Ⅱ－4－21＞2014年国家標準制定特許戦略支援の推進成果

課題	標準関連特許	応用特許	戦略樹立
3DTV	5件	18件	国外特許防御戦略など4件

スマートシティ	-	36 件	標準技術項目の具体化戦略など 3 件
---------	---	------	--------------------

ハ. 評価及び発展方向

2009～2010年に推進された事業は標準特許の重要性に対する国民の認識を高め、標準特許の戦略的な創出基盤を確保するための国家戦略レベルでのアプローチであった。一方、2011～2013年に推進された標準特許創出支援事業はR&D現場に直接入り込み、実際R&Dと標準化活動を展開する研究員に標準特許創出方法論を伝播し、実際標準特許が作られる過程を経験をさせることでその基盤を拡大することに重点をおいて推進された。

2014年には国家主要戦略技術分野に対してR&D企画段階から標準特許が創出可能な有望技術分野を発掘する「標準特許戦略マップ構築事業」及び標準に符合するR&D課題企画に向けた「標準特許動向調査」を推進し、これらを基に2015年からは国家R&Dの全周期に対する標準特許確保支援モデルを定立することで体系的な標準特許管理を通じた標準特許確保の成果を最大化していく計画である。

同時に、R&D企画、R&D遂行、国際標準案の開発、標準化活動、標準特許後続管理に至る標準特許創出の全周期にわたる支援を通じて2017年標準特許世界4強入りに向けた基盤作りにより拍車をかける予定である。

3. 標準特許情報DBの構築及び標準特許人材の養成

特許審査企画局 産業財産創出戦略チーム 行政事務官 イ・ヨンシン

イ. 推進背景及び概要

標準特許情報DBの構築は標準特許の創出・対応能力が足りない国内産・学・研に標準特許と関連する情報を総合的に提供する事業である。本DBが構築される以前までオン・オフライン上で提供された標準特許関連情報は標準や技術動向または特定技術分

野に対する特許動向のような断片的な情報であって、提供されるこの情報さえもあらゆる民間及び公共機関に散在していたため、ユーザーが情報にアクセスするのが困難であった。

標準特許情報DB構築事業は主要標準化機関(ISO、IEC、JTC1、ITU、ETSI、IEEE²⁴など)に宣言された標準関連特許情報及び特許プール(MPEG LA²⁵など)に登載された標準特許情報を収集・分析して産・学・研が便利に活用できるようにDB化し、主要標準技術と関連する標準特許オーダーメイド型統合情報をウェブ上で一括提供することで、ユーザー・アクセシビリティを高め、標準特許関連情報をより簡単に活用できるようにするための事業である。

標準特許人材養成事業は産・学・研の研究開発者、標準及び特許業務担当者に標準と特許の関係及び標準特許の重要性を理解させることで、標準特許の創出・対応能力を備えるように教育を支援する事業である。現在産・学・研において「R&Dと標準」を連携した標準化活動や、「R&Dと特許」を連携した特許活動はある程度行われている。しかし、大半の産・学・研においてR&D－特許－標準を連携して標準特許を創出する戦略的な活動はほとんど行われていない。

このような問題点を克服するため、本事業は産・学・研の研究者と標準及び特許担当者を対象に専門的な標準特許教育を実施することで、産・学・研の標準特許創出対応能力を強化することを目的としている。

ロ. 推進内容及び成果

2014年には国際標準化機関(ITU, JTC1)で追加宣言された特許及び特許プール(Sisvel)に登載された標準特許5,000件を対象に標準特許情報DBを構築し、これを既に構築済みの22,000件の情報とともに標準特許ポータルサイト(www.EPCENTER.or.kr)を通じて提供している。

²⁴ IEEE(米国電気電子技術学会)：電気電子工学関連の世界最大の技術及び標準管理組織

²⁵ MPEG LA：動画圧縮技術関連の標準特許ライセンス及び管理を代行する団体

＜表Ⅱ－4－22＞2009～2014年の標準特許情報DBの構築内容

(単位：件)

年度	ISO/IEC	ISO/IEC JTC1	ITU	IEEE	ETSI	MPEG LA	SISVEL	合計
2009年	-	307	-	627	-	2,066	-	3,000
2010年	549	-	801	-	1,300	1,350	-	4,000
2011年	388	509	343	260	3,000	500	-	5,000
2012年	340	300	200	158	3,790	212	-	5,000
2013年	-	-	-	-	5,000	-	-	5,000
2014年	-	100	2,014	1,415	-	-	1,471	5,000

＜表Ⅱ－4－23＞2014年標準特許ポータルサイトのサービス内容

主要項目	情報構築状況
標準特許DB	・ 主要標準化機関 (ISO, IEC, ITU, IEEE, ETSI) 30,000 件余り
標準特許の現状	・ 各種標準特許関連の統計状況 7 種
標準特許関連情報	・ 国内外の標準特許関連ニュース及び動向、国内外の状況 ・ 標準化機関の概要及びリンクの提供 588 件 150 個余り
教育情報	・ 標準特許動画教育コンテンツ ・ 標準特許基礎資料 ・ 標準特許文書学習資料 22 個 5 種 3 件

また、標準特許の人材養成に向けて、標準特許専門弁理士養成教育、研究室オーダーメイド型教育、特許・標準実務者及び中小・中堅企業を対象にする標準特許認識拡散教育など需要者オーダーメイド型の標準特許教育を実施した。教育効果を最大に引上げるため、教育課程を対象別/水準別に区分して細分化されたオーダーメイド型教育を実施し、計463人(54回)が教育を履修した。教育コンテンツを強化するために標準特許基本テキストを制作し、標準文書審査活用ガイドブックを制作して標準特許関連専門知識を備えた審査官を養成するための教育課程に活用した。

＜表Ⅱ－4－24＞2014年需要者オーダーメイド型標準特許教育の成果

教育課程	教育成果
------	------

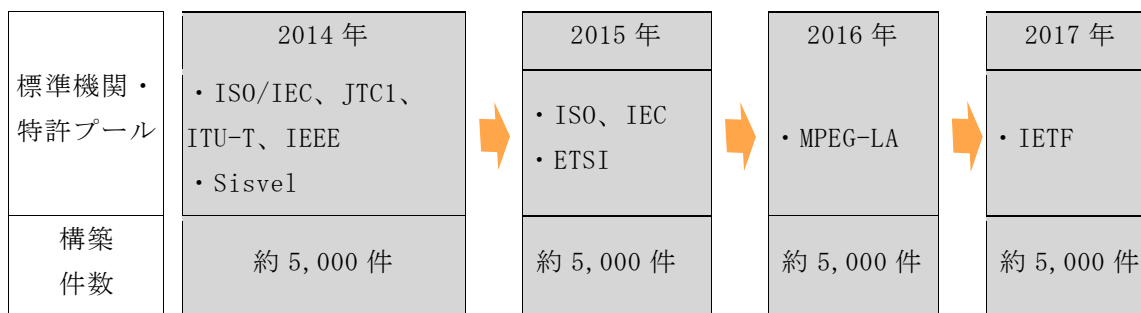
標準特許専門弁理士養成教育	75人(2回)
研究室オーダーメイド型教育	274人(48回)
標準特許認識拡散教育(特許・標準の実務者)	58人(2回)
標準特許認識拡散教育(中小・中堅企業)	56人(2回)

ハ. 評価及び発展方向

2014年標準特許ポータルサイトにアクセスしたユーザーは19,278人であり、主要利用情報は新しくサービスを開始し始めた標準特許専門誌「SEP Inside」と標準特許の統計状況に集中しており、標準特許の事業紹介と教育情報に対するニーズも多かった。専門誌を通じた標準特許の全文情報と統計情報などを活用して国内外標準特許の動向及び現状に関する情報を把握していることが分かった。特に、グローバル企業とともに特許プール、NPEsなどが保有している標準特許情報に対する需要が多かった。

2015年には標準化機関別の標準特許情報DBの構築計画に基づき、標準化機関ISO、IEC及びETSIに追加宣言された標準特許5,000件の標準特許情報を追加構築する計画であり、産・学・研が標準特許紛争対応などに活用できるように主要NPEsが保有している標準特許情報を拡充する予定である。

<図Ⅱ-4-30>標準化機関別の標準特許DB構築計画



標準特許に関する国内外の情報をリアルタイムで収集し、標準特許ポータルサイトを通じて提供することで産・学・研の多様な情報ニーズを単一ウェブサイトを通じて解決できるように持続的に支援する予定である。また、収集した多様な標準特許関連

情報を深く分析・加工し、それを標準特許専門総合情報媒体である標準特許専門誌として四半期ごとに発刊し、標準特許ポータルサイト、メイリングなどの様々な手段を通じて配布する予定である。国内外の標準化動向情報を活用するため、未来創造科学部、国家技術標準院など関係機関との協力関係も持続的に拡大していく計画である。

一方、2014年専門人材養成教育参加者を対象にしたアンケート調査の結果、「選択して受講できる教育構成」と「基本教材及び用語集辞典の提供」、「通信分野のみならず他の分野に対する事例」などの要望意見が寄せられ、それを受けて2015年には細かく分かれた教育課程を定着させ、教育内容別基本教材を制作・完了して配布できるように取り組むと同時に、優秀な標準特許専門講師を持続的に拡充していく予定である。